

# 福岡県公報

令和3年5月28日  
第 203 号

## 目 次

### 告 示 (第574号 - 第581号)

- 福岡県営住宅退去者滞納家賃回収業務委託に係る委託契約の告示 (県営住宅課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) ..... 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 3
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 4
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 6
- 契約の相手方等の公示 (教育庁義務教育課) ..... 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 7
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 8
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) ..... 9

- 令和3年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 (高齢者地域包括ケア推進課) ..... 9

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 10
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 10
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 11

### 選挙管理委員会

- 福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録について (市町村支援課) ..... 11
- 福岡県知事選挙における選挙の効力に関する異議の申出に対する決定 (市町村支援課) ..... 12
- 福岡県知事選挙における当選及び選挙の効力に関する異議の申出に対する決定 (市町村支援課) ..... 13

### 監査委員

- 監査結果の公表 (監査委員事務局総務課) ..... 14
- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ..... 142
- 監査結果の公表 (監査委員事務局監査第二課) ..... 145

### 再 掲

- 福岡県議会議員補欠選挙を行うべき事由の発生 (市町村支援課) ..... 147

## 告 示

**福岡県告示第574号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、福岡県営住宅退去者滞納家賃の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 委託先 N T S 総合弁護士法人
- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**福岡県告示第575号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 高田線	前	みやま市高田町岩津961番先から みやま市高田町岩津960番1先まで	8.7 ～ 12.5	15.0
			後	みやま市高田町岩津961番先から みやま市高田町岩津960番1先まで	9.5 ～ 13.4	

**福岡県告示第576号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大牟田 高田線	みやま市高田町岩津961番先から みやま市高田町岩津960番1先まで

**福岡県告示第577号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
南筑後	県道	大牟田 高田線	前	みやま市高田町原992番先から みやま市高田町今福977番先まで	6.8 ～ 32.0	1,590.8	うち一般国道209号重用延長570メートル
			後	みやま市高田町原899番42先から みやま市高田町今福1019番2先まで	10.3 ～ 37.8		

**福岡県告示第578号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	県 道	高 山 田 川 線	前	みやま市高田町今福 1304番 4 先から みやま市高田町岩津 967番 1 先まで	6.8 ～ 17.4	1,350.8	
			前	みやま市高田町今福 977番先から みやま市高田町岩津 967番 1 先まで	10.3 ～ 37.8	2,808.4	うち一般国 道209号重 用延長660 メートル
			後	みやま市高田町今福 977番先から みやま市高田町岩津 967番 1 先まで	10.3 ～ 37.8	2,718.4	うち一般国 道209号重 用延長570 メートル、 県道大牟田 高田線との 重用延長 2,366.4メー トル

**福岡県告示第579号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

南筑後	県 道	大 詫 間 大 川 線	前	大川市大字大野島2983番 1 先から 大川市大字大野島2999番 2 先まで	6.0 ～ 8.8	139.0
			後	大川市大字大野島2983番 1 先から 大川市大字大野島2999番 2 先まで	6.0 ～ 12.0	139.0

**福岡県告示第580号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和3年5月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	大 詫 間 大 川 線	大川市大字大野島2983番 1 先から 大川市大字大野島2999番 2 先まで

**福岡県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

朝倉	県道	筑紫野 三輪線	前	朝倉郡筑前町砥上1301番5先から 朝倉郡筑前町砥上1306番1先まで	16.0 ～ 77.6	88.6
			後	朝倉郡筑前町砥上1301番5先から 朝倉郡筑前町砥上1306番1先まで	12.0 ～ 46.0	

## 公 告

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
糟屋郡志免町志免中央四丁目1143番1及び1143番12
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
糟屋郡志免町片峰二丁目2番1号  
吉村 修一

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市青柳町字道田755番1
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
古賀市小竹231番地1 グランドール206  
西内 史治

### 公告

安武土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 退任理事

氏 名	住 所
森 宗男	久留米市安武町安武本2361番地3
水落 昇	久留米市津福本町1711番地
田中 信	久留米市安武町安武本3206番地
野口 浩延	久留米市安武町安武本1530番地
末安 朗	久留米市安武町安武本473番地
隈 敏一	久留米市安武町安武本681番地
平島 廣治	久留米市安武町武島1733番地1
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
古賀 久夫	久留米市安武町武島320番地1
古賀 廣幸	久留米市安武町武島65番地3
緒方 隆敏	久留米市安武町武島3942番地
岡山 隆幸	久留米市安武町住吉1103番地5
田中 清次	久留米市安武町住吉1798番地1

#### 2 退任監事

氏 名	住 所
原 明平	久留米市安武町安武本692番地
森 一夫	久留米市安武町安武本2695番地1
深川 勝利	久留米市安武町住吉351番地

#### 3 就任理事

氏名	住所
森 宗男	久留米市安武町安武本2361番地 3
水落 昇	久留米市津福本町1711番地
中園 佑治	久留米市安武町安武本3128番地
末安 理広	久留米市安武町安武本2470番地 1
末安 朗	久留米市安武町安武本473番地
隈 敏一	久留米市安武町安武本681番地
緒方 智也	久留米市安武町安武本1521番地 1
平島 廣治	久留米市安武町武島1733番地 1
末安 和實	久留米市安武町武島2059番地
古賀 廣幸	久留米市安武町武島65番地 3
古賀 久夫	久留米市安武町武島320番地 1
緒方 義範	久留米市武町武島768番地 1
岡山 隆幸	久留米市安武町住吉1103番地 5
船津 常夫	久留米市安武町住吉1632番地

## 4 就任監事

氏名	住所
森 一夫	久留米市安武町安武本2695番地 1
深川 勝利	久留米市安武町住吉351番地
末安 良一	久留米市安武町安武本464番地

## 公告

筑後川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏名	住所
石橋 博行	久留米市三漕町早津崎719番地
今村 利光	三漕郡大木町大字前牟田397番地
今村 勝	久留米市城島町榎津1439番地 8
内田 英夫	久留米市大善寺町宮本1136番地 1
大坪 久馬	大川市大字鐘ヶ江448番地
緒方 岩美	久留米市荒木町荒木367番地 1
緒方 重治	久留米市城島町下青木1188番地
緒方 博文	久留米市安武町安武本669番地
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
過能 吉明	久留米市城島町江上1402番地 2
黒田 幸夫	久留米市荒木町白口1775番地 6
古賀 平	久留米市三漕町草場165番地 4
佐藤 信夫	久留米市荒木町今126番地 1
下津浦 清	久留米市城島町江島360番地
立石 秀樹	八女市豊福534番地 1
津留崎 良一	久留米市大善寺町藤吉825番地
西田 泰治	久留米市三漕町玉満1687番地 1

## 2 退任監事

氏名	住所
池松 和夫	久留米市城島町江上本1841番地
田中 康司	久留米市津福今町344番地

本村 博	久留米市三潞町生岩1117番地
------	-----------------

## 3 就任理事

氏 名	住 所
内田 英夫	久留米市大善寺町宮本1136番地 1
大坪 久馬	大川市大字鐘ヶ江448番地
緒方 岩美	久留米市荒木町荒木367番地 1
緒方 博文	久留米市安武町安武本669番地
尾形 文清	久留米市安武町武島3139番地
黒田 幸夫	久留米市荒木町白口1775番地 6
古賀 平	久留米市三潞町草場165番地 4
佐藤 信夫	久留米市荒木町今126番地 6
下坂 利通	久留米市城島町六町原341番地 2
立石 秀樹	八女市豊福534番地 1
津留崎 良一	久留米市大善寺町藤吉825番地
富田 享博	久留米市城島町上青木811番地 1
永尾 一幸	久留米市城島町下青木370番地 2
永田 正敏	久留米市三潞町玉満2184番地
永松 司	久留米市城島町江上本599番地
堀田 勝義	三潞郡大木町大字横溝2115番地
室岡 豊	久留米市三潞町田川2067番地 3

## 4 就任監事

氏 名	住 所
池松 和夫	久留米市城島町江上本1841番地
城島 義博	久留米市津福本町1816番地 7

吉富 榮彦	久留米市三潞町生岩1230番地 1
-------	-------------------

## 公告

大橋土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
田島 久通	久留米市大橋町合楽152番地 1
秋永 一芳	久留米市大橋町常持1167番地 1
幸若 宗弘	久留米市大橋町合楽361番地
古賀 貞浩	久留米市大橋町常持250番地 6
井上 信秀	久留米市大橋町常持995番地
下田 優美子	久留米市大橋町常持1058番地
西田 かず子	久留米市大橋町合楽406番地
佐藤 笑子	久留米市大橋町合楽181番地
井上 博志	久留米市善導寺町島542番地 2
中野 邦忠	久留米市草野町紅桃林314番地 5
坂井 アサ子	久留米市田主丸町中尾877番地 1

## 2 退任監事

氏 名	住 所
清水 雅之	久留米市田主丸町中尾1723番地
福島 保雄	久留米市大橋町常持793番地 2



加藤 博章	久留米市大橋町合衆273番地 4
-------	------------------

3 就任理事

氏 名	住 所
幸若 秀敏	久留米市大橋町合衆418番地
福島 廣記	久留米市大橋町常持767番地
柳瀬 哲	久留米市大橋町合衆184番地 1
末次 偉又夫	久留米市大橋町常持376番地 1
古賀 晴義	久留米市大橋町常持897番地 1
西田 正文	久留米市大橋町合衆525番地 3
石井 保利	久留米市大橋町合衆538番地 3
島津 彰	久留米市善導寺町島705番地
吉岡 修一	久留米市草野町矢作113番地
堀内 和隆	久留米市田主丸町中尾964番地 1
加藤 富雄	久留米市田主丸町中尾1369番地 1

4 就任監事

氏 名	住 所
古賀 貞敏	久留米市大橋町常持885番地
古賀 清一	久留米市大橋町常持1045番地17
幸若 聡史	久留米市大橋町合衆354番地 1

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 契約に係る特定役務の名称及び数量

令和 3 年度福岡県学力調査業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

教育庁教育振興部義務教育課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園 7 番 7 号

3 契約の相手方を決定した日

令和 3 年 4 月 1 日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

東京書籍株式会社九州支社

(2) 住所

福岡市中央区薬院一丁目17番28号トッパンビル 7 階

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

48,798,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約を行った理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条第1項第1号に該当

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和 3 年 4 月 30 日筑紫野市告示第85号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により糸島市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和3年4月30日糸島市告示第109号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和3年4月30日那珂川市告示第34号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和3年4月30日那珂川市告示第34号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画用途地域の変更（令和3年4月30日新宮町告示第55号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和3年4月30日新宮町告示第56号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画用途地域の変更（令和3年4月30日小郡市告示第97号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の決定（令和3年4月30日小郡市告示第96号）

---

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項



の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画道路の変更（令和3年4月30日新宮町告示第54号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により新宮町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和3年4月30日新宮町告示第57号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画土地区画整理事業の決定（令和3年4月30日那珂川市告示第34号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により小郡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

久留米小郡都市計画地区計画の変更（令和3年4月26日小郡市告示第94号）

### 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

大牟田都市計画地区計画の決定（令和3年4月30日大牟田市告示第33号）

### 公告

令和3年度福岡県介護支援専門員実務研修受講試験を次のように実施する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 受験資格

試験は、「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」（平成18年5月22日老発第0522001号厚生労働省老健局長通知）の別添介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱3に定める者が、受験することができる。

#### 2 試験

##### (1) 方法

試験は、筆記試験の方法により実施する。

##### (2) 試験の期日、開始時間及び場所

会場は確定ではない。変更となる場合は、別に公表する。

期 日	開始時間	場 所（予定）
令和3年10月10日 （日曜日）	午前10時00分	北九州市戸畑区仙水町1番1号 九州工業大学
		福岡市城南区七隈八丁目19番1号 福岡大学

##### (3) 試験の内容及び問題数

試験の内容及び問題数は次のとおりとし、その他詳細については、別に公表する。

区 分	問題数
介護支援分野	25問 介護保険制度に関する基礎知識に関すること。 要介護認定及び要支援認定に関する基礎知識及び技能に関すること。 居宅サービス計画及び施設サービス計画に関する基礎知識及び技能に関すること。
保健医療福祉サービス分野	20問 保健医療サービス分野に関する基礎知識及び技能に関すること。
	15問 福祉サービスに関する基礎知識及び技能に関すること。
合 計	60問

## (4) 試験時間

120分（点字受験者180分、弱視等受験者156分）とする。

## 3 受験手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真（申込み前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）並びに受験手数料9,700円を添えて、郵便（簡易書留に限る。）で公益社団法人福岡県介護支援専門員協会（郵便番号812-0016 福岡市博多区博多駅南二丁目9番30号。以下「介護支援専門員協会」という。）へ提出すること。

## (ア) 実務経験証明書

## (イ) 受験資格のあることを証明する書類

イ 受験手数料9,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込み受付後においては、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

## (2) 受付期間

受験申込みの受付期間は、令和3年6月3日（木曜日）から令和3年7月2日（金曜日）までとし、受付期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

## 4 合格者の発表

令和3年12月2日（木曜日）に受験者全員に対し、合否の通知を行う。

## 5 その他

試験を中止し、又は延期する場合は、福岡県及び介護支援専門員協会のホームページで公表する。

受験手続その他の問合せは、介護支援専門員協会（直通電話092-431-4590）に対して行うこと。郵便で申込要領の送付を希望する場合には、宛先及び郵便番号を明記して250円切手を貼った返信用封筒（角型2号程度でA4判の用紙を折らずに入れられる大きさのもの）を必ず同封すること。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

福津市福岡南二丁目1302番10の一部、1302番19から1302番27まで並びに福岡南三丁目1302番27から1302番41まで、1308番5、1308番6、1365番421から1365番424及び1365番149の一部

## 2 許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区天神一丁目2番4号

合同会社 S-Grow

代表社員 福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号

一般社団法人アセットホールディングス 職務執行者 辻本 聡

## 公告

上穂波東土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和3年5月28日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地 1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
大庭 廣策	飯塚市平塚164番地 2
上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

## 2 退任監事

氏 名	住 所
梶嶋 信之	飯塚市平塚237番地
野上 彰夫	飯塚市長尾769番地
弓削 義勝	飯塚市阿恵243番地

## 3 就任理事

氏 名	住 所
中野 敏次	飯塚市長尾496番地 1
上野 和幸	飯塚市平塚691番地
三好 忠司	飯塚市長尾1055番地 2
大屋 知之	飯塚市長尾757番地 1
大庭 秀和	飯塚市長尾491番地
大庭 廣策	飯塚市平塚164番地 2

上野 信治	飯塚市平塚683番地
大熊 眞	飯塚市阿恵124番地 5
藤井 清稔	飯塚市阿恵2209番地
藤井 憲明	飯塚市阿恵151番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
梶嶋 信之	飯塚市平塚237番地
弓削 義勝	飯塚市阿恵243番地
矢野 克爾	飯塚市阿恵2070番地 1

## 公告

畑土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 3 年 5 月 28 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
石橋 勝憲	田川郡福智町伊方1703番地 2

## 2 就任理事

氏 名	住 所
香月 泉	田川郡福智町伊方1501番地

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第84号

福岡県議会議員補欠選挙（宮若市・鞍手郡選挙区）が近く執行される予定であるため

、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により告示する。

令和3年5月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

- 1 登録の基準日 令和3年6月17日  
ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、令和3年6月27日をもって算定するものとする。
- 2 登録日 令和3年6月17日

#### 福岡県選挙管理委員会告示第85号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における選挙の効力に関し、福岡市中央区西公園2-13-801古賀毅敏から提起された異議の申出について、令和3年5月19日、当委員会は次のとおり決定した。

令和3年5月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

決定書

福岡市中央区西公園2-13-801

異議申出人 古賀毅敏

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年4月19日付けで提起された同年4月11日執行の福岡県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

異議の申出の趣旨及び理由

申出人は、本件選挙について、選挙を無効とする旨の決定を求めて異議の申出を提起したものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 福岡市選挙管理委員会は、福岡市中央区箕子第一投票区の投票所を、投票区域外に

設置した。従来の投票所から700m以上離れたが、選挙の告示後に、移転についての略図チラシが各戸・郵便受けに投函・配布されただけであった。

箕子第一投票区の投票所を、投票区域外に設置した事は市民の投票行為（選挙権の行使）に過度な負担を強いたものであり、区域住民の県政参加を妨害したことになる。申出人の家族は高齢かつ障害者であり、今回の投票を諦めた。

福岡市中央区選挙管理委員会（以下「中央区委員会」という。）は、投票所に関する規程がないことを理由に区外に投票所を設けた経緯があり、極めて怠慢、悪質である。

また、移転前の投票所を設置していた旧箕子小学校が廃校となった平成26年度から、既に7年が経過しており、新たに投票所関連の施設を設置する期間は十分にあった。

- 2 箕子第一投票区の投票率が、前回の知事選挙（平成31年4月7日執行分。以下同じ。）より低下したとすれば、投票所の変更との因果関係が成立する。当確には影響が少ないとしても、高齢者・弱者に対する配慮を欠いたことは明らかである。
- 3 上記の事実を福岡県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）が把握できなかったのは、県委員会が市町村の投票所設置状況の確認を怠ったからであり、選挙管理制度に欠陥がある。

決定の理由

1について

本件の場合、投票所の設置主体は中央区委員会であるが、投票所を当該投票区内に設置しなければならないかどうかについては明文の規定がなく、当該投票区内に投票所に適した施設がない場合等、やむを得ない場合には、投票区外に投票所を設けても違法ではないという実例（昭和21、4、1及び昭和27、12、26実例）がある。現に、旧箕子小学校についても箕子第一投票区外に存在していた。

中央区委員会は、旧箕子小学校跡地の売却前から、投票区内の数か所の施設を候補として投票所の移転が可能かどうか検討し関係先と協議したが、施設管理の都合上、貸出が認められないことや、他行事との重複時に貸出が約束できないことなどの各種制約により、結果的に条件を満たす施設がなかったものである。このことから、中央区委員会が投票区外に投票所を設置したのはやむを得ない事情によるものであり、投票区内への

投票所の設置に努めることを怠ったとはいえない。

また、投票所関連の施設を設置する期間は十分にあったとの申出については、投票区内に投票所に適した施設がない場合に、投票所の設置を目的とした施設を新設することを定める法令上の規定はない。

したがって、異議の申出の理由の1には理由がない。

2について

簗子第一投票区の当日投票率は、前回の知事選挙と比較して10.97ポイント減となっているのに対して、福岡県全体の投票率は、前回の知事選挙と比較して13.11ポイント減となっている。以上のことから、投票所の変更のみが当該投票区の投票率の低下に起因したとはいえない。

また、高齢者・弱者に対する配慮を欠いたとの申出については、上記「1について」とおり、中央区委員会が投票区内への投票所の設置に努めた事実は認められる。

したがって、異議の申出の理由の2には理由がない。

3について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条において「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」ものと定められており、その設置の妥当性について県委員会が個別に指導・監督することに関する明文の規定はなく、選挙管理制度に欠陥があったとは認められない。

したがって、異議の申出の理由の3には理由がない。

以上のとおり、本件異議申出には理由がないため、委員会は主文のとおり決定する。

令和3年5月19日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤井克巳

委員 吉村敏幸

委員 吉柳順一

委員 廣田誠一

福岡県選挙管理委員会告示第86号

令和3年4月11日執行の福岡県知事選挙における当選及び選挙の効力に関し、東京都

国分寺市東元町四丁目3番10号笠原一郎から提起された異議の申出について、令和3年5月19日、当委員会は次のとおり決定した。

令和3年5月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

決定書

東京都国分寺市東元町四丁目3番10号

異議申出人 笠原一郎

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和3年4月25日付けで提起された同年4月11日執行の福岡県知事選挙（以下「本件選挙」という。）における当選及び選挙の効力に関する異議の申出について、当委員会は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を却下する。

異議の申出の趣旨及び理由

申出人は、本件選挙について、当選及び選挙を無効とする旨の決定を求めて異議の申出を提起したものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

- 1 バーコードリーダーを使用したPC選挙ソフトの開票集計については、全国各地で誤った集計が多数発生しているにもかかわらず、投票用紙の票数と一致しているかどうかの確認を選管が怠っていること及び無効票とされたものを再確認していないことは、憲法前文、憲法第11条、14条、15条、31条、98条及び99条に違反する。
- 2 他の選挙において、期日前投票箱の夜間セキュリティがなっておらず、投票箱ごとすり替えられているという仮説が存在する。本件選挙においても期日前投票箱がすり替えられている疑いがある。この事実の有無を確認しないまま選挙を確定させることは、憲法前文、上記各条文及び公職選挙法第1条に違反する。
- 3 開票所をホームページに掲載しないことは、憲法第31条及び公職選挙法第1条に違反する。
- 4 当該選挙の選挙人以外に異議の申出の提起を認めないことは、憲法前文、憲法第31条、32条及び公職選挙法第1条に違反する。

決定の理由



異議の申出を提起しうる者は、当選の効力は公職選挙法第207条第1項に、選挙の効力は同法第202条第1項において、「選挙人又は公職の候補者」に限られるものと定められている。

当委員会において、申出人の選挙権の状況に関する調査をしたところ、本件選挙の選挙人であったとは認められず、また、本件選挙に係る公職の候補者ではないため、異議の申出を提起しうる者ではないことが明らかであり、本件異議の申出は不適法である。

よって、主文のとおり決定する。

なお、申出人は異議の申出を当該選挙の選挙人に限定するという上記の公職選挙法の制限が憲法第32条に違反すると主張するが、当該主張についての判例は次のとおりである。

「選挙争訟を提起しうる選挙人を当該選挙区に所属する選挙人に限るとすることは、憲法第三二条に違反すると主張するが、憲法の右規定は、何人も自己の権利または利益が不法に侵害された場合には、裁判所に対してその主張の当否を判断し、その損害の救済に必要な措置をとることを求めることができることを保障したものであるというべきところ、選挙争訟なるものは特定人の権利又は利益の保護が目的でなく、広く選挙人一般に訴訟提起の資格を認める所謂民衆訴訟であって、かかる民衆訴訟は右憲法第三二条の要請に基ずくものではなく、法律に特別の規定が存する場合に限り認められるものであり（行政事件訴訟法第四二条）、従って選挙争訟を提起しうる選挙人を全選挙人とするか、これを前記のように当該選挙区に所属する選挙人に限るとするかは、立法政策上もしくは公職選挙法の解釈上の問題であって、憲法上の問題ではない。」（昭和38年6月17日仙台高裁判決）

「上告人の提起した本訴の趣旨は、上告人の所属選挙区以外の他の三選挙区での選挙の結果について異議を主張するものであって、上告人自身の具体的権利義務に影響のある場合にその権利義務について争うものではない。そして、かかる具体的権利義務には直接関係のない事項については、特別の規定のない限り（裁判所法三条一項後段参照）、上告人に出訴の権利、いいかえれば裁判を受ける権利を認めなくとも憲法三二条に違反しない」（昭和39年2月26日最高裁大法廷判決）

以上のとおり、裁判判例において選挙争訟を提起しうる者を当該選挙の選挙人に限定することについて憲法第32条に違反しないと示されているのであるから、その前置手続

きである異議の申出における提起者の制限についても、憲法第32条に違反するものとはいえず、したがって、憲法前文、憲法第31条及び公職選挙法第1条にも違反するものでもないというべきである。

令和3年5月19日

福岡県選挙管理委員会

委員長 藤井 克巳

委員 吉村 敏幸

委員 吉柳 順一

委員 廣田 誠一

## 監査委員

### 監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人西秀雄から監査の結果に関する報告があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月28日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 世利 洋介

同 森 行一

同 長 裕海



令和2年度  
福岡県包括外部監査の結果報告書

令和3年3月

福岡県包括外部監査人  
公認会計士 西 秀雄

目次

I 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) 監査の対象期間	1
3 特定の事件として選定した理由	1
4 監査の方法	2
(1) 監査対象部署等	2
(2) 監査の視点	2
(3) 監査の実施方法	2
5 監査の実施期間	4
6 監査実施者	4
7 利害関係	4
II 監査対象の概要	5
1 福岡県の状況	5
(1) 財政状況	5
(2) 人口推移	10
III 監査の結果の概要	11
1 監査の結果の記載方法	11
2 指摘事項及び意見の件数	11
IV 財務事務における監査の結果及び意見	12
1 監査対象及び監査の結果または意見の一覧	12
(1) 監査対象の各補助金等における監査の結果及び意見の項目	12
(2) 監査の視点ごとの監査の結果及び意見項目について	16
2 全体的事項及び共通事項に関する監査の結果及び意見	18
(1) 補助金等の定義	18
(2) 補助金等の所管部署	18
(3) 補助金等の金額	18
(4) 補助金等の事務	19
3 個別の補助金等に関する監査の結果及び意見	33
(1) 2020年農林業センサス市町村交付金	33
(2) 福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金	37
(3) 市町村振興宝くじ交付金	39
(4) 知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金	41
(5) 第25回参議院議員通常選挙の執行に要する経費	43
(6) 福岡県国際交流センター事業補助金	45

(7)	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	51
(8)	北九州空港利用促進協議会負担金	55
(9)	福岡県運輸事業振興助成交付金	61
(10)	福岡県組織化指導費補助金	67
(11)	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	71
(12)	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	77
(13)	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	85
(14)	福岡県南地域産業振興事業費補助金	91
(15)	福岡県企業立地促進交付金	95
(16)	福岡県観光推進協議会負担金	99
(17)	福岡県浄化槽整備事業補助金	103
(18)	福岡県芸術・文化活動事業補助金	107
(19)	ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐	111
(20)	令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金	113
(21)	福岡県公立大学法人運営費交付金	117
(22)	多面的機能支払交付金	121
(23)	中山間地域等直接支払交付金	123
(24)	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	127
(25)	福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金	131
(26)	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金(活力ある高収益型園芸産地育成事業)	133
(27)	福岡県産地パワーアップ事業費補助金	137
(28)	農業委員会交付金	139
(29)	農地集積・集約化対策事業費補助金	141
(30)	福岡県強い農業づくり交付金	149
(31)	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費	153
(32)	福岡県農業農村整備事業補助金 農村環境整備事業補助金	155
(33)	福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業	157
(34)	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	161
(35)	福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)	165
(36)	福岡県荒廃森林整備事業交付金	167
(37)	福岡県漁港関係交付金事業費交付金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】	169
(38)	福岡県漁港関係事業費補助金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】	171
(39)	福岡県病院事業会計負担金	173
(40)	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	175
(41)	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	179

(42)	看護師等養成所運営費補助金	183
(43)	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	187
(44)	福岡県地域支援事業交付金	191
(45)	高齢者福祉施設等施設整備費補助金	193
(46)	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	195
(47)	住宅新築資金等貸付助成費	197
(48)	市街地再開発事業費補助金	203
(49)	福岡県隣保館運営費等補助金	209
(50)	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	215
(51)	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特別貸付事業)	217
(52)	福岡県生活保護費県費負担金	219
(53)	地方消費税徴収取扱費負担金	223
(54)	ゴルフ場利用税交付金	225
(55)	国有資産等所在市町村交付金	229
(56)	福岡県文化財保護事業補助金	231
(57)	都市基盤河川改修事業補助金	235
(58)	福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金	237
(59)	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	241
(60)	小石原川ダム建設に係る水特法第 12 条負担金	243
(61)	福岡県水道広域化事業費補助金	245
(62)	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	247

## I 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件

#### (1) 監査のテーマ

補助金等に係る財務事務の執行について

#### (2) 監査の対象期間

原則として令和元年度(平成 31 年度)とし、必要と認めた場合、令和2年度及び平成 30 年度以前の過年度についても監査対象とした。

### 3 特定の事件として選定した理由

県の令和元年度一般会計における当初予算額は、約1兆 7,858 億円であり、そのうち補助金等(負担金、交付金を含む。以下、「補助金等」という。)の予算額は約 5,288 億円と一般会計の 29.6%を占める重要な項目となっている。

県では、平成 29 年度から令和3年度までの5年間を計画期間とする「福岡県財政改革プラン 2017」に基づき財政健全化に向けた改革が進められており、①基礎的財政収支の黒字化、②通常債残高の圧縮、③財政調整基金等三基金の残高確保の3点を目標としている。

当プランの5つの改革措置のうち、事業目標の達成度・費用対効果の点検に基づく「事務事業の見直し」は、5年間の改革効果額合計約 1,090 億円のうち約 825 億円を占める主要な改革措置である。

財政健全化に向け歳出額の大きな割合を占める補助金等の事務について、地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、福岡県補助金等交付規則、各種補助金交付要綱等への準拠性(法規準拠性)に加え、経済性、効率性、有効性を視点として監査の対象とすることは、その規模や重要性を踏まえると大変意義あることであり、包括外部監査のテーマとすることが相当であると判断した。

## 4 監査の方法

### (1) 監査対象部署等

令和元年度に交付された補助金等の所管部局

### (2) 監査の視点

補助金等に係る財務事務の執行について、補助金等の地方自治法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、各種補助金等交付要綱等への準拠性(法規準拠性)のほか、補助金等の効率性、有効性、経済性等を視点として監査を実施した。

具体的な監査の視点は以下のとおりである。

- ① 補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか
- ② 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか
- ③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か
- ④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか
- ⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか
- ⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか

### (3) 監査の実施方法

県が令和元年度に交付した補助金等のうち、原則として当初予算額が1億円を超える補助金等で過去3年間における包括外部監査の対象となっていない補助金等を監査対象として抽出し、以下の手続を実施した。

- ・ 監査対象の概要把握
- ・ 監査対象の所管部局に対するヒアリング
- ・ 監査対象に関する資料の閲覧

監査対象補助金等の一覧

No.	所管部署	補助金等の名称	予算額 (千円)
1	企画・地域振興部調査統計課	2020 年農林業センサス市町村交付金	138,445
2	企画・地域振興部情報政策課	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金	211,900
3		市町村振興宝くじ交付金	1,385,175
4	企画・地域振興部市町村支援課	知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金	925,138
5		第 25 回参議院議員通常選挙の執行に要する経費	1,549,233
6	企画・地域振興部国際局国際政策課	福岡県国際交流センター事業補助金	189,788
7	企画・地域振興部広域地域振興課	「開門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	176,925
8	企画・地域振興部空港対策局空港事業課	北九州空港利用促進協議会負担金	461,987
9	商工部商工政策課	福岡県運輸事業振興助成交付金	883,486
10	商工部中小企業振興課	福岡県組織化指導費補助金	197,597

No.	所管部署	補助金等の名称	予 算 額 (千円)
11		福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	3,589,084
12		福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	366,177
13	商工部新産業振興課	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	139,872
14		福岡県南地域産業振興事業費補助金	156,006
15	商工部企業立地課	福岡県企業立地促進交付金	1,952,156
16	商工部観光局観光政策課	福岡県観光推進協議会負担金	22,800
17	環境部廃棄物対策課	福岡県浄化槽整備事業補助金	483,911
18	人づくり・県民生活部文化振興課	福岡県芸術・文化活動事業補助金	168,659
19	人づくり・県民生活部スポーツ振興課	ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐	133,330
20		令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金	548,344
21	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課	福岡県公立大学法人運営費交付金	3,864,036
22	農林水産部農山漁村振興課	多面的機能支払交付金	1,629,285
23		中山間地域等直接支払交付金	576,324
24	農林水産部経営技術支援課後継人材育成室	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	1,058,788
25	農林水産部農山漁村振興課	福岡県中山間所得向上支援事業交付金	366,340
26	農林水産部園芸振興課	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金(活力ある高収益型園芸産地育成事業)	1,497,910
27		福岡県産地パワーアップ事業費補助金	2,354,528
28	農林水産部水田農業振興課	農業委員会交付金	147,222
29		農地集積・集約化対策事業費補助金	699,490
30		福岡県強い農業づくり交付金	1,439,614
31	農林水産部畜産課	強い畜産業づくり対策事業費	643,683
32	農林水産部農村森林整備課	福岡県農業農村整備事業補助金農村環境整備事業補助金	511,000
33		福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業	237,234
34	農林水産部林業振興課	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	256,956
35		福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)	674,440
36		福岡県荒廃森林整備事業交付金	1,310,073
37	農林水産部水産局水産振興課	福岡県漁港関係事業費補助金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】	962,990
38		福岡県漁港関係交付金事業費交付金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】	395,960
39	保健医療介護部保健医療介護総務課	福岡県病院事業会計負担金	557,566
40	保健医療介護部医療指導課	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	264,052
41		福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	315,473
42		看護師等養成所運営費補助金	781,716

No.	所管部署	補助金等の名称	予 算 額 (千円)
43	保健医療介護部	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	301,320
44	高齢者地域包括ケア推進課	福岡県地域支援事業交付金	4,137,116
45	保健医療介護部介護保険課	高齢者福祉施設等施設整備費補助金	1,086,000
46		福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	2,332,616
47	建築都市部住宅計画課	住宅新築資金等貸付助成費	139,134
48	建築都市部都市計画課	市街地再開発事業費補助金	580,871
49	福祉労働部人権・同和対策局調整課	福岡県隣保館運営費等補助金	405,061
50	福祉労働部福祉総務課	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	1,370,252
51	福祉労働部保護・援護課	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特別貸付事業)	1,200,000
52		福岡県生活保護費県費負担金	1,240,044
53	総務部税務課	地方消費税徴収取扱費負担金	651,149
54		ゴルフ場利用税交付金	691,672
55	総務部財産活用課	国有財産等所在市町村交付金	1,142,764
56	教育庁文化財保護課	福岡県文化財保護事業補助金	279,911
57	県土整備部河川整備課	都市基盤河川改修補助金	896,000
58	県土整備部砂防課	福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	167,694
59		福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	0※
60	県土整備部水資源対策課水道整備室	小石原川ダム建設に係る水特法第 12 条負担金	494,090
61		福岡県水道広域化事業費補助金	131,358
62		福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	2,769,475

※激甚災害制度により緊急的に施行したがけ崩れ防止工事の事業費補助であり、当初予算額は0円であるが、実績額が大きいため監査対象として選定している。

(出典：県提供「定期監査調査 (11) 負担金、補助金及び交付金調」をもとに監査人が集計)

## 5 監査の実施期間

令和2年6月 19 日から令和3年2月 28 日まで

## 6 監査実施者

包括外部監査人	西 秀雄	公認会計士
補助者	吉村 祐二	公認会計士
同	内野 健志	公認会計士
同	古賀 竜介	公認会計士
同	久米村 翔	公認会計士
同	大隈 淳史	公認会計士試験合格者
同	田中 峻太	公認会計士試験合格者
同	渡邊 洋祐	弁護士
同	近藤 郁子	

## 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき事項はない。

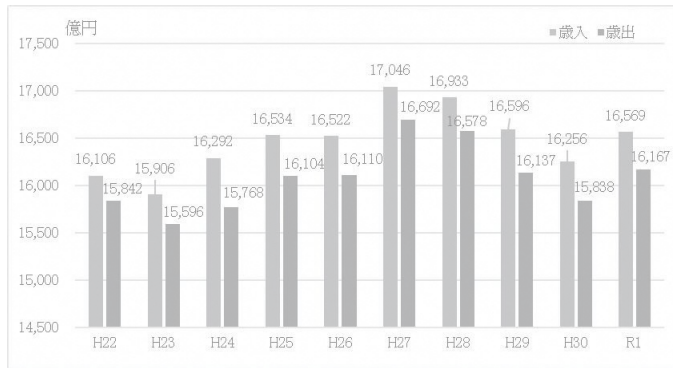
## II 監査対象の概要

### 1 福岡県の状況

#### (1) 財政状況

##### <普通会計歳入・歳出額の推移>

県の普通会計の歳入歳出規模は、平成 21 年度に緊急雇用創出事業臨時特例交付金等が国の経済対策により創設されたことで約 1,128 億円国庫支出金が増加したことなどに伴い、歳入、歳出ともに大きく増加した。その後、平成 23 年度までは減少し、平成 24 年度からは増加傾向にあったが、平成 28 年度以降は減少傾向にある。



(出典:「決算カード」および「令和元年度普通会計決算見込み」を基に監査人作成)

##### <県の実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移>

決算収支の均衡を更に詳細に分析するために、実質収支、単年度収支及び実質単年度収支の推移も把握した。なお、これらの指標の定義は次のとおりである。

#### ○ 実質収支と実質単年度収支

- ・ 実質収支とは、歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた額(形式収支)から、翌年度への繰越し財源(継続費の通次繰越[執行残額]、繰越明許費繰越等に伴い翌年度へ繰り越すべき財源)を差し引いたもの。これには過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれている。
- ・ 実質単年度収支とは、実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額(単年度収支)から、実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いたもの。当該年度だけの実質的な収支を把握するための指標。

実質単年度収支 = 当該年度実質収支 - 前年度実質収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取崩し額

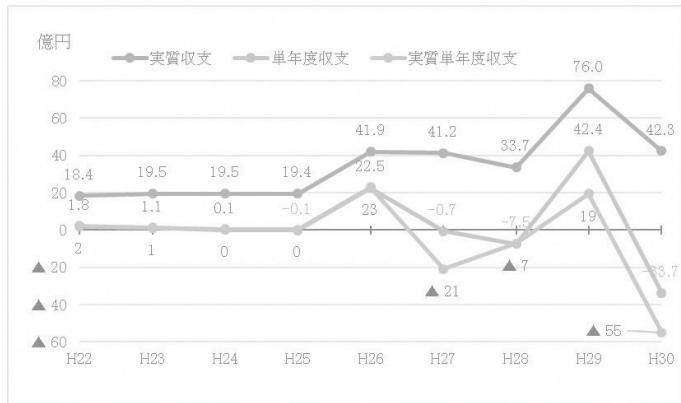
#### ○ 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれている。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示している。この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となる。
- ・ 地方財政の健全性(決算収支の均衡)の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか(単年度収支)に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどうか(実質単年度収支)を併せて見る必要がある。

(出典:総務省「平成 30 年度地方公共団体普通会計決算の概要」)

前年度以前からの収支の累積が含まれる実質収支は、平成 31 年度まで 44 年間連続の黒字となっている。一方、単年度収支をみると、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年間で平成 25 年度、27 年度、28 年度、30 年度が赤字となっている。また、実質単年度収支は平成 22 年度から平成 26 年度まで黒字となっているが、平成 27 年度は財政調整基金から約 20 億円の取崩しが行われる等赤字であり、それ以降は平成 29 年度を除いて赤字である。なお、財政調整基金とは、年度間の財源の不均衡を調整するための基金である。

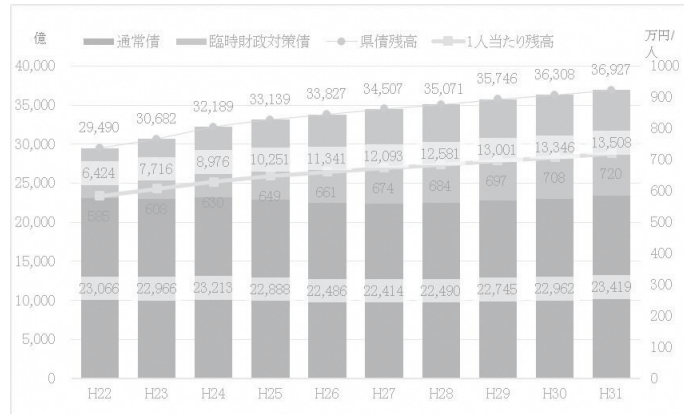




(出典:「決算カード」を基に監査人作成)

＜県債残高(総額・一人当たり)の推移＞

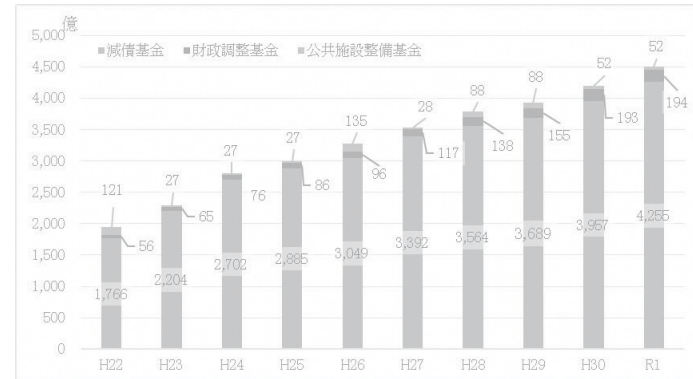
県の借金である県債残高は 令和元年度末における普通会計の県債残高は 3 兆 6,927 億 8,311 万円で昨年度に比べ 619 億 5,482 万円の増となっています。この主な要因は、地方交付税の振替として発行を余儀なくされている臨時財政対策債の増嵩(ぞうそう)によるものです。このうち臨時財政対策債を除く通常債の残高は、豪雨災害復旧・復興対策等のやむを得ない要因により 457 億 5,690 万円増加した。



(出典:県 HP「決算及び財政事情」を基に監査人作成)

＜基金残高の推移＞

前述の財政調整基金のほか、地方債の償還及びその適正な管理に必要な財源を確保するため設けられた減債基金、並びに公共施設等の整備その他の経費の財源に充てるため設けられた公共施設整備基金は年度間の財政調整のために用いられる基金であるが、平成 22 年度以降、これらの合計額は増加傾向にある。特に減債基金については県債残高の増加に伴い、大幅に積み増している。



(出典:福岡県歳入歳出決算「実質収支・財産に関する調査」を基に監査人作成)

県は、平成 26 年度から平成 28 年度を対象とした「財政改革推進プラン」において、

- ①財政調整基金等三基金の取崩しに頼らない財政運営を実現する。
- ②通常債残高を毎年度確実に減少させ、28 年度末における通常債残高を 24 年度に比べ 550 億円程度圧縮する。

という二つの目標を掲げ、改革を実行した。

一方で、将来を展望すると、前プランの成果を踏まえてもなお、社会保障費、公費費など義務的経費の増大が続き、厳しい財政運営を強いられるものと見込まれる。

中長期的に持続可能な財政運営を目指すためには、県債残高の増嵩を抑制することが重要であり、国の財政健全化目標も踏まえ、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の黒字化を図る必要があるものとして、平成 29 年度から令和3年度までを対象とした「福岡県財政改革プラン 2017」を掲げ、財政健全化に取り組んでいる。

(改革の方針)

以下の3点を目標として、持続可能な財政運営を目指す。

- ①計画期間中に基礎的財政収支(プライマリーバランス)を黒字化する。
- ②必要な社会資本整備を着実に進める一方、通常債の発行額及び残高を毎年度確実に減少させる。その結果、平成 33 年度末の通常債残高を平成 28 年度末に比べ 780 億円



程度圧縮する。

- ③計画期間中、予期しない税収減や災害発生による支出増などへの対応に必要な財政調整基金等三基金の残高を確保する。

(出典：福岡県財政改革プラン 2017 より抜粋)

当プランの改革方針に基づく改革措置として、以下の項目が掲げられている。

- ①人件費の抑制 事務事業の見直しや業務の効率化、アウトソーシングにより業務自体を減らすことに取り組み、平成 29～33 年度までの5年間で、知事部局で約 100 人、教育委員会の事務部門で約 20 人、合計約 120 人を削減し、簡素で効率的な人員体制を構築するとともに、「給与制度の総合的見直し」を着実に進める。
- ②事務事業の見直し 行政評価も活用しながら、事業目標の達成度、費用対効果を点検したうえで、必要性や効果の低い事業については、廃止・効率化・重点化など見直しを図る。
- ③社会保障費の増加の抑制 福岡県医療費適正化計画に基づき、在宅医療の充実等による平均在院日数の短縮やジェネリック医薬品(後発医薬品)の使用促進等による医療費の適正化を図る。また、適切な要介護認定やケアプランチェックの促進等による介護給付の適正化、被保護者の就労・自立支援や適切な医療扶助の給付による生活保護費の適正化を図る。
- ④建設事業の重点化 安全・安心で豊かな県民生活を実現し、活力ある地域社会を構築するため、道路、河川などの社会資本整備を着実に進める。また、公共施設等総合管理計画に基づき、県有施設・県立学校等の県有建築物や橋りょう、漁港、下水道などの公共インフラ施設について、中長期的な視点による更新・集約化・長寿命化等を進める。一方で、プランの目標を達成するために、国直轄・補助事業から県単独事業までの公共事業全体の規模を勘案し、県単独公共事業費について、平成 29～33 年度において 2%程度の抑制を行う。
- ⑤財政収入の確保 県税の確保対策の強化、個人や企業からのふるさと納税のPR強化、県有地の定期借地方式による貸付、未利用県有地の計画的売却等により、財政収入の確保を図る。

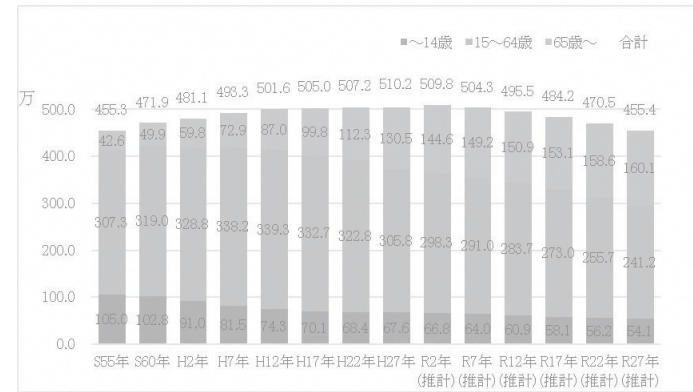
項 目	(単位：億円)					
	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	29～33年度 5年間計
<b>改革措置前の財源不足額</b> A	<b>△ 115</b>	<b>△ 150</b>	<b>△ 138</b>	<b>△ 167</b>	<b>△ 200</b>	<b>△ 770</b>
人件費の抑制	(6)	(6)	(6)	(5)	(2)	(25)
事務事業の見直し	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(25)
社会保障費の増加の抑制	(9)	(9)	(10)	(10)	(11)	(50)
建設事業の重点化	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(10)
財政収入の確保	(25)	(18)	(18)	(18)	(25)	(102)
<b>改革効果額計</b> B	<b>(97)</b>	<b>(153)</b>	<b>(215)</b>	<b>(279)</b>	<b>(348)</b>	<b>(1,090)</b>
<b>政策課題対応枠</b> C	<b>(27)</b>	<b>(27)</b>	<b>(27)</b>	<b>(27)</b>	<b>(27)</b>	<b>(135)</b>
<b>改革措置後の財源不足額</b> D=A+B-C	<b>△ 45</b>	<b>△ 51</b>	<b>△ 3</b>	<b>4</b>	<b>11</b>	<b>△ 84</b>

※ 上段( )書きは単年度効果額、下段は累積効果額。  
※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

(出典：福岡県財政改革プラン 2017 より抜粋)

(2) 人口推移

県の総人口は昭和 55 年以降、一貫して増加傾向にあったが、平成 27 年の約 510 万人をピークとして将来は減少することが見込まれており、令和 27 年(2045 年)には約 455 万人になると予測されている。また年齢別人口をみると、昭和 55 年以降、年少人口(15 歳未満)は減少し、老年人口(65 歳以上)は増加傾向にある。また、生産年齢人口(15 歳以上 65 歳未満)は、平成 12 年の約 339 万人をピークとして減少傾向にあり、令和 27 年(2045 年)には約 241 万人と、平成 27 年(約 306 万人)から約 65 万人減少すると予測されている。なお、下記グラフの平成 27 年度以前実績値について、総人口は年齢不明者を含むため、年齢構成の単純合計とは一致しない。



(出典：「国勢調査」、「日本の地域別将来推計人口(H30 年・国立社会保障・人口問題研究所)」を基に監査人作成)

### III 監査の結果の概要

#### 1 監査の結果の記載方法

本報告書においては、監査結果を「指摘事項」と「意見」に区分している。

「指摘事項」とは、合规性・正確性に問題があり、是正措置が必要であるとして記載するものである。

「意見」とは、合理性や能率性の観点から、監査の過程で、不合理若しくは不能率な事項を発見した場合に、組織運営の合理化に資するものとして記載するものである。

なお、「指摘事項」と「意見」が混同することのないよう、項目の文頭に【指摘事項】又は【意見】と記載している。

#### 2 指摘事項及び意見の件数

監査の視点	指摘事項	意見	合計
① 補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか	0	5	5
② 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか	5	16	21
③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か	0	3	3
④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか	2	4	6
⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか	0	1	1
⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか	0	13	13
合計	7	42	49

総合意見	意見	合計
全庁的な管理強化について	1	1

### IV 財務事務における監査の結果及び意見

#### 1 監査対象及び監査の結果または意見の一覧

##### (1) 監査対象の各補助金等における監査の結果及び意見の項目

監査対象とした補助金等と結果または意見の概要は以下のとおりである。

所管部署	補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の視点
—	—	一般的事項及び共通事項	【総括意見】全庁的な管理強化について	—
企画・地域振興部	調査統計課	2020 年農林業センサス市町村交付金	【指摘事項1】流用申請について 【意見1】事務交付金収支報告書の様式について	② ②
	情報政策課	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金	—	—
	市町村支援課	市町村振興宝くじ交付金	—	—
	市町村支援課	知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金	—	—
	市町村支援課	第 25 回参議院議員通常選挙の執行に要する経費	—	—
	国際局国際政策課	福岡県国際交流センター事業補助金	【意見2】国際交流推進事業について	①
	広域地域振興課	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	【意見3】支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について	②
	空港対策局空港事業課	北九州空港利用促進協議会負担金	【意見4】北九州空港利用促進協議会の繰越金について	⑤
商工部	商工政策課	福岡県運輸事業振興助成交付金	【意見5】福岡県トラック協会の基金の活用について	①
	中小企業振興課	福岡県組織化指導費補助金	【意見6】成果指標について 【意見7】実績報告の審査について	⑥ ④
	中小企業振興課	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	【意見8】人件費調書について 【意見9】効果検証のための指標の追加について	② ⑥
	中小企業振興課	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	【意見10】補助金交付先の制限について 【意見11】当補助金の将来的な廃止について	① ①
	新産業振興課	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	【意見12】実績報告書の充実について	④
	新産業振興課	福岡県南地域産業振興事業費補助金	【意見13】成果指標について	⑥
	企業立地課	福岡県企業立地促進交付金	【意見14】成果の未達成について	⑥
	観光局観光政策課	福岡県観光推進協議会負担金	【意見15】成果指標の設定について	⑥
	廃棄物対策課	福岡県浄化槽整備事業補助金	【意見16】入手する資料の個人名について	②

所管部署		補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の視点
環境部				【意見17】申請書に添付される歳入歳出予算書について 【指摘事項2】歳入歳出決算書の適切な入手について	② ②
人づくり・県民生活部	文化振興課	18	福岡県芸術・文化活動事業補助金	【意見18】補助金の内容と必要性の検討について	①
	スポーツ振興課	19	ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐	—	—
		20	令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金	【意見19】成果指標の設定について	⑥
	私学振興・青少年育成局政策課	21	福岡県公立大学法人運営費交付金	—	—
農林水産部	農山漁村振興課	22	多面的機能支払交付金	—	—
	農山漁村振興課	23	中山間地域等直接支払交付金	【意見20】実施状況の確認について	④
	経営技術支援課後継人材育成室	24	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	【意見21】農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について	②
	農山漁村振興課	25	福岡県中山間所得向上支援事業交付金	—	—
	園芸振興課	26	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金(活力ある高収益型園芸産地育成事業)	—	—
	園芸振興課	27	福岡県産地パワーアップ事業費補助金	—	—
	水田農業振興課	28	農業委員会交付金	—	—
	水田農業振興課	29	農地集積・集約化対策事業費補助金	【意見22】事業実施計画の評価について	⑥
	水田農業振興課畜産課	30	福岡県強い農業づくり交付金	—	—
	畜産課	31	強い畜産業づくり対策事業費	—	—
	農村森林整備課	32	福岡県農業農村整備事業補助金農村環境整備事業補助金	—	—
	農村森林整備課	33	福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業	—	—
	林業振興課	34	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	【指摘事項3】交付申請の審査について	②
	林業振興課	35	福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)	—	—
	林業振興課	36	福岡県荒廃森林整備事業交付金	【意見23】交付金の申請額の根拠となる資料について	②
水産局水産振興課	37	福岡県漁港関係事業費補助金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】	—	—	

所管部署		補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の視点
		38	福岡県漁港関係交付金事業費交付金 【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】	—	—
保健医療介護部	保健医療介護総務課	39	福岡県病院事業会計負担金	【意見24】行政手続の効率化について	②
	医療指導課	40	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	【意見25】成果指標の目標値について	⑥
	医療指導課	41	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	【意見26】定量的な成果指標の設定について	⑥
	医療指導課	42	看護師等養成所運営費補助金	【意見27】県内就職促進加算の考え方について	③
	高齢者地域包括ケア推進課	43	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	【意見28】事業実施地域当たりの基準額について	③
	高齢者地域包括ケア推進課	44	福岡県地域支援事業交付金	—	—
	介護保険課	45	高齢者福祉施設等施設整備費補助金	—	—
	介護保険課	46	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	—	—
	建築都市部	住宅計画課	47	住宅新築資金等貸付助成費	【意見29】住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について 【意見30】住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について
都市計画課		48	市街地再開発事業費補助金	【意見31】社会資本総合整備計画の目標設定について 【意見32】事業の目標未達成について	⑥ ⑥
福祉労働部	人権・同和对策局調整課	49	福岡県隣保館運営費等補助金	【意見33】効果検証のための指標の設定について 【指摘事項4】実績報告書の記載誤りについて	⑥ ④
	福祉総務課	50	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	—	—
	保護・援護課	51	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)	—	—
	保護・援護課	52	福岡県生活保護費負担金	【意見34】個人情報の取扱いについて 【意見35】交付要綱の記載について	② ②
総務部	税務課	53	地方消費税徴収取扱費負担金	—	—
	税務課	54	ゴルフ場利用税交付金	【意見36】回答事務の効率化について	②
	財産活用課	55	国有財産等所在市町村交付金	【意見37】面積調の記載について	②
教育庁	文化財保護課	56	福岡県文化財保護事業補助金	【意見38】添付書類の原本証明について	②

所管部署	補助金等 No.	補助金等の名称	指摘または意見の項目	監査の視点	
県土整備部	河川整備課	57	都市基盤河川改修補助金	【指摘事項5】実績報告書の提出日について ④	
	砂防課	58	福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	【指摘事項6】変更申請の承認時期について ②	
				【意見39】変更申請に係る規程の明確化について ②	
	砂防課	59	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	【意見40】交付申請の提出部署について ②	
				【指摘事項7】補助金交付要綱と事務手続の乖離について ②	
	水資源対策課水道整備室	60	小石原川ダム建設に係る水特法第12条負担金	—	—
		61	福岡県水道広域化事業費補助金	—	—
62		福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	【意見41】耐震化率の達成状況について ⑥ 【意見42】予算書の提出について ③	⑥ ③	

(2) 監査の視点ごとの監査の結果及び意見項目について

指摘事項及び意見の項目	対象補助金等
<b>監査の視点① 補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか</b>	
【意見2】国際交流推進事業について	No.6 福岡県国際交流センター事業補助金
【意見5】福岡県トラック協会の基金の活用について	No.9 福岡県運輸事業振興助成交付金
【意見10】補助金交付先の制限について	No.12 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金
【意見11】当補助金の将来的な廃止について	No.12 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金
【意見18】補助金の内容と必要性の検討について	No.18 福岡県芸術・文化活動事業補助金
<b>監査の視点② 補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか</b>	
【指摘事項1】流用申請について	No.1 2020年農林業センサス市町村交付金
【意見1】事務交付金収支報告書の様式について	No.1 2020年農林業センサス市町村交付金
【意見3】支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について	No.7 「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金
【意見8】人件費調書について	No.11 小規模事業経営支援事業費補助金
【意見16】入手する資料の個人名について	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金
【意見17】申請書に添付される歳入歳出予算書について	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金
【指摘事項2】歳入歳出決算書の適切な入手について	No.17 福岡県浄化槽整備事業補助金
【意見21】農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリストについて	No.24 福岡県農業次世代人材投資事業費補助金
【指摘事項3】交付申請の審査について	No.34 福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策
【意見23】交付金の申請額の根拠となる資料について	No.36 福岡県荒廃森林整備事業交付金
【意見24】行政手続の効率化について	No.39 福岡県病院事業会計負担金
【意見29】住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について	No.47 住宅新築資金等貸付助成費
【意見34】個人情報の取扱いについて	No.52 福岡県生活保護費費負担金
【意見35】交付要綱の記載について	No.52 福岡県生活保護費費負担金
【意見36】回答事務の効率化について	No.54 ゴルフ場利用税交付金
【意見37】面積調の記載について	No.54 ゴルフ場利用税交付金
【意見38】添付書類の原本証明について	No.56 福岡県文化財保護事業補助金
【指摘事項6】変更申請の承認時期について	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金
【意見39】変更申請に係る規程の明確化について	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金
【意見40】交付申請の提出部署について	No.58 福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金
【指摘事項7】補助金交付要綱と事務手続の乖離について	No.59 福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金

指摘事項及び意見の項目	対象補助金等
<b>監査の視点③ 補助金額の算定及び交付時期は適切か</b>	
【意見 27】県内就職促進加算の考え方について	No.42 看護師等養成所運営費補助金
【意見 28】事業実施地域当たりの基準額について	No.43 福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金
【意見 42】予算書の提出について	No.62 福岡県生活基盤施設耐震化等補助金
<b>監査の視点④ 補助事業の実績報告は適切なものであるか</b>	
【意見 7】実績報告の審査について	No.10 福岡県組織化指導費補助金
【意見 12】実績報告書の充実について	No.13 福岡県産業・科学技術振興事業費補助金
【意見 20】実施状況の確認について	No.23 中山間地域等直接支払交付金
【意見 30】住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について	No.47 住宅新築資金等貸付助成費
【指摘事項 4】実績報告書の記載誤りについて	No.49 福岡県隣保館運営費等補助金
【指摘事項 5】実績報告書の提出日について	No.57 都市基盤河川改修補助金
<b>監査の視点⑤ 補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか</b>	
【意見 4】北九州空港利用促進協議会の繰越金について	No.8 北九州空港利用促進協議会負担金
<b>監査の視点⑥ 補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか</b>	
【意見 6】成果指標について	No.10 福岡県組織化指導費補助金
【意見 9】効果検証のための指標の追加について	No.11 小規模事業経営支援事業費補助金
【意見 13】成果指標について	No.14 福岡県南地域産業振興事業費補助金
【意見 14】成果の未達成について	No.15 福岡県企業立地促進交付金
【意見 15】成果指標の設定について	No.16 福岡県観光推進協議会負担金
【意見 19】成果指標の設定について	No.20 令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金
【意見 22】事業実施計画の評価について	No.29 農地集積・集約化対策事業費補助金
【意見 25】成果指標の目標値について	No.40 福岡県救急医療施設運営費等補助金 (ドクターヘリ導入促進事業)
【意見 26】定量的な成果指標の設定について	No.41 福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金
【意見 31】社会資本総合整備計画の目標設定について	No.48 市街地再開発事業費補助金
【意見 32】事業の目標未達成について	No.48 市街地再開発事業費補助金
【意見 33】効果検証のための指標の設定について	No.49 福岡県隣保館運営費等補助金
【意見 41】耐震化率の達成状況について	No.62 福岡県生活基盤施設耐震化等補助金

## 2 全体的事項及び共通事項に関する監査の結果及び意見

### (1) 補助金等の定義

補助金等は「福岡県補助金等交付規則」において以下のように定義されている。

- 一 補助金及び交付金（知事が別に定める交付金を除く。）
- 二 負担金（国に交付する負担金その他知事が別に定める負担金を除く。）
- 三 利子補給金
- 四 その他相当の反対給付を受けない給付金であつて知事が別に定めるもの

### (2) 補助金等の所管部署

補助金等を全庁的に統括する所管部署を定めている規定はない。各個別の補助金等の執行については、補助金等事業の所管部部長等が決裁権限を持つ。

決裁事項	決裁権者				
	知事	副知事	部長等	部次長	局長 課長
市町村等 に対する 協議・助言			○		○

(出典:福岡県事務決裁規程より抜粋)

県の補助金等を規定する「福岡県補助金等交付規則」、及び「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」について(告示)の改廃等は、総務部財政課が行っている。

また総務部財政課は、予算に係る補助要綱等の制定や改定について予算の内容と齟齬がないか確認するため、その決裁についての合議を行っている。

### (3) 補助金等の金額

県の平成元年度一般会計予算に占める補助金等の割合は 29.4%である。

なお、県が交付する補助金等について一覧する仕組みがないため、補助金等の額は監査人が「定期監査資料」に基づき集計した。

令和元年度一般会計当初予算と補助金等の対比 (単位:千円)

款名	当初予算		補助金等額	
	金額	構成比	金額	予算比
1. 議会費	3,058,295	0.2%	535,398	17.5%
2. 総務費	62,262,738	3.5%	16,615,337	26.7%
3. 保健費	226,373,281	12.7%	167,758,128	74.1%
4. 環境費	3,410,709	0.2%	468,003	13.7%
5. 生活労働費	160,811,378	9.0%	96,166,922	59.8%
6. 農林水産業費	62,175,198	3.5%	33,141,394	53.3%



款名	当初予算		補助金等額	
	金額	構成比	金額	予算比
7. 商工費	121,024,421	6.8%	8,802,411	7.3%
8. 県土整備費	157,647,906	8.8%	8,782,204	5.6%
9. 警察費	128,792,913	7.2%	54,305	0.0%
10. 教育費	310,053,967	17.4%	64,120,261	20.7%
11. 災害復旧費	38,924,831	2.2%	17,022,833	43.7%
12. 公債費	221,814,353	12.4%	-	-
13. 諸支出金	289,266,853	16.2%	110,925,597	38.3%
14. 予備費	200,000	0.0%	-	-
合計	1,785,816,843	100.0%	524,392,794	29.4%

**(4) 補助金等の事務**

県の補助金等の事務は、「福岡県補助金等交付規則(昭和三十三年三月一日福岡県規則第五号)」(以下、「規則」という。)に基づき行われる。

- ① 補助金等の交付の申請(規則第3条)
  - ・補助金等の申請者からの交付申請手続
- ② 補助金の交付の決定(規則第4条)
  - ・知事による交付申請の調査・審査に基づく決定
- ③ 補助金の交付決定等の通知(規則第6条)
  - ・知事による申請者への交付決定の通知
- ④ 補助事業等の遂行(規則第9条)
  - ・補助事業者による交付対象となった補助事業等の実施
- ⑤ 実績報告(規則第13条)
  - ・補助事業者による補助事業等の実施結果を知事に報告
- ⑥ 補助金等の額の確定等(規則第14条)
  - ・知事による補助事業者からの実施報告に基づく補助金等の確定ための検査

県は、規則に規定する手続きになじまない補助金等を除外するため、「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」について(告示)」を定めている。

詳細な除外基準は設けられていないが、補助金等の性格を踏まえた判定が行われており、以下の3つの要件の何れかを満たさない場合は、補助金等に当たらないものとして、規則の適用を除外している。

- 片務性: 補助事業者等から相当の反対給付を受けないこと
- 受益性: 補助金等の交付を受けることによって補助事業者等が利益を受けること
- 特定性: 補助金等の使用されるべき用途について用途が特定されること

平成 24 年度の包括外部監査において「補助対象経費が不明確なものが不適切」である旨の指摘を受け、県は個別補助金等の要領等において補助対象経費、補助率等を明確にするように見直し行っている。

また補助金等の性格に合った事務を行うため、規則の対象となる補助金等を明確に除外している。

- ・地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第四十七条の規定による個人県民税徴収取扱費、同法第七十一条の二十六の規定による県民税利子割交付金、同法第七十一条の四十七の規定による県民税配当割交付金、同法第七十一条の六十七の規定による県民税株式等譲渡所得割交付金、同法第七十二条の七十六の規定による法人事業税交付金、同法第七十二条の百十五の規定による地方消費税交付金、同法第百三条の規定によるゴルフ場利用税交付金、同法第百四十四条の六十の規定による軽油引取税交付金、同法第七十七条の六の規定による環境性能割交付金並びに同法附則第七条の四及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第二号)附則第五条第七項の規定による個人県民税所得割交付金
- ・地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条の規定による自動車取得税交付金
- ・地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百十三条の規定による負担金
- ・国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第二条の規定による交付金
- ・県又は県の機関が構成の一員である協議会又は機関等に対する負担金
- ・県の財産又は営造物に関する工事の負担金又は用水負担金
- ・統計事務の委任又は委託に伴う交付金
- ・国又は県の選挙に関する市町村又は不在投票管理者交付金
- ・衛生関係事務交付金
- ・県営林収入交付金
- ・外国人登録調査市町村交付金
- ・自衛官募集事務市町村交付金
- ・遺家族等援護事務市町村交付金
- ・土地の譲渡予定価額の審査申出事務取扱交付金
- ・福岡県海外技術協力事業に基づく研修員及び受入事業所交付金
- ・特別障害者手当等町村事務取扱交付金
- ・建築基準法施行事務取扱交付金
- ・市町村振興宝くじ収益金交付金
- ・福岡県保健医療介護部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県福祉労働部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県商工部関係権限移譲事務交付金



- ・福岡県農林水産部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県建築都市部都市計画課関係権限移譲交付金
- ・福岡県建築都市部公園街路課関係権限移譲交付金
- ・福岡県建築都市部住宅計画課関係権限移譲交付金
- ・福岡県教育委員会関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県政務活動費交付金
- ・福岡県駐在職員公害対策事務関係交付金
- ・福岡県環境部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県企画・地域振興部関係権限移譲事務交付金
- ・保健所設置市産廃対策交付金
- ・福岡県公立大学法人運営費交付金
- ・環境の森林保全交付金
- ・福岡県県土整備部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県農業次世代人材投資資金(準備型)交付金
- ・福岡県県立高等学校等就学支援金
- ・福岡県人づくり・県民生活部関係権限移譲事務交付金
- ・福岡県国民健康保険普通交付金
- ・福岡県宿泊税徴収取扱費
- ・福岡県宿泊税交付金
- ・福岡県就職氷河期世代の新規就農促進資金交付金
- ・福岡県地域公共交通事業継続支援金

(出典:福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定より抜粋)

なお、県では、地方自治法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 54 号)に基づく内部統制制度導入に際し、令和元年9月 19 日に示された「福岡県内部統制に関する方針」に基づき財務に関する事務について内部統制制度の導入を定めており、補助金等の事務についてもその対象となっている。

福岡県内部統制に関する方針

- 1 基本的な考え方
  - (1) 社会経済情勢が変化しても、住民の暮らしに必要な行政サービスを安定的、持続的、効果的かつ効果的に提供するという地方公共団体の役割は変わりません。このため、国では、地方公共団体が人口減少社会においてもこうしたサービスを提供していくための体制を確立することが求められているとして、地方自治法(以下「法」という。)を改正し、内部統制制度の導入を定めました。  
このため、県では、法第 150 条第 1 項(令和 2 年 4 月施行)の規定に基づき、内部統制に関する方針を策定し、その体制を整備するとともに、引き続き、県民の皆様に信頼される行政運営に取り組んでいくこととしました。
  - (2) 内部統制は、日々の業務の中で、組織内の全ての手続きにより遂行されるプロセスであるため、職員一人ひとりが、誠実さと倫理観を持って、主体的に取り組む必要があります。  
また、内部統制は、継続的に見直しを行いながら構築していくものであるため、その推進・評価体制や各所属の取組について検証し、必要に応じてその是正・改善を図ります。
- 2 内部統制の目的
  - (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行  
業務の効率的かつ効果的な遂行のため、業務プロセスの明確化、研修の充実を図るとともに、内部統制の不備を把握した場合、速やかにその対応策を検討し、全庁で共有します。
  - (2) 財務報告等の信頼性の確保  
予算、決算等の財務報告や行政評価等の説明責任の信頼性を確保するため、正当な手続に基づく報告の作成、情報の適切な保管及び管理に取り組みます。
  - (3) 業務に関わる法令等の遵守  
業務に関わる法令等が確実に遵守されるよう、業務の遂行に係る根拠規定を明示し、定期的な点検を行うとともに、組織内外からの通報制度を活用します。
  - (4) 資産の保全  
県が保有する資産を保全するため、適正な手続及び承認の下に、取得、使用及び処分を行います。
- 3 内部統制の対象事務  
法第 150 条第 1 項第 1 号に定める財務に関する事務とします。
- 4 内部統制の推進体制  
内部統制推進責任者として副知事を充て、当該副知事を本部長とする内部統制推進本部を設置し、内部統制の整備及び運用に取り組みます。
- 5 監査委員との連携  
内部統制をより効果的に推進していくため、監査委員との情報共有や意見交換により連携を図ります。
- 6 内部統制の情報提供  
本方針の直接の対象とはならない委員会等に対しても、内部統制について必要な情報の提供を行います。

令和元年 9 月 19 日

福岡県知事 小川 洋

(出典:福岡県内部統制に関する方針)

令和2年度には、総務部人事課内部統制室所管のもと内部統制制度の運用が開始されており、「福岡県補助金等交付規則」の改廃は総務部財政課、各補助金等の交付決定や支出等の執行手続きは各所管部署、一定金額以上の支出負担行為の確認や支払事務は会計課が担当となり、その事務について対応がなされている。

業務本圖書		リスク対応シート	
1. 業務本圖書	2. 業務本圖書	3. 業務本圖書	4. 業務本圖書
5. 業務本圖書	6. 業務本圖書	7. 業務本圖書	8. 業務本圖書
9. 業務本圖書	10. 業務本圖書	11. 業務本圖書	12. 業務本圖書
13. 業務本圖書	14. 業務本圖書	15. 業務本圖書	16. 業務本圖書
17. 業務本圖書	18. 業務本圖書	19. 業務本圖書	20. 業務本圖書
21. 業務本圖書	22. 業務本圖書	23. 業務本圖書	24. 業務本圖書
25. 業務本圖書	26. 業務本圖書	27. 業務本圖書	28. 業務本圖書
29. 業務本圖書	30. 業務本圖書	31. 業務本圖書	32. 業務本圖書
33. 業務本圖書	34. 業務本圖書	35. 業務本圖書	36. 業務本圖書
37. 業務本圖書	38. 業務本圖書	39. 業務本圖書	40. 業務本圖書
41. 業務本圖書	42. 業務本圖書	43. 業務本圖書	44. 業務本圖書
45. 業務本圖書	46. 業務本圖書	47. 業務本圖書	48. 業務本圖書
49. 業務本圖書	50. 業務本圖書	51. 業務本圖書	52. 業務本圖書
53. 業務本圖書	54. 業務本圖書	55. 業務本圖書	56. 業務本圖書
57. 業務本圖書	58. 業務本圖書	59. 業務本圖書	60. 業務本圖書
61. 業務本圖書	62. 業務本圖書	63. 業務本圖書	64. 業務本圖書
65. 業務本圖書	66. 業務本圖書	67. 業務本圖書	68. 業務本圖書
69. 業務本圖書	70. 業務本圖書	71. 業務本圖書	72. 業務本圖書
73. 業務本圖書	74. 業務本圖書	75. 業務本圖書	76. 業務本圖書
77. 業務本圖書	78. 業務本圖書	79. 業務本圖書	80. 業務本圖書
81. 業務本圖書	82. 業務本圖書	83. 業務本圖書	84. 業務本圖書
85. 業務本圖書	86. 業務本圖書	87. 業務本圖書	88. 業務本圖書
89. 業務本圖書	90. 業務本圖書	91. 業務本圖書	92. 業務本圖書
93. 業務本圖書	94. 業務本圖書	95. 業務本圖書	96. 業務本圖書
97. 業務本圖書	98. 業務本圖書	99. 業務本圖書	100. 業務本圖書

(出典:リスク対応シート から一部抜粋)

【総合意見】全庁的な管理強化について

総務部財政課は、「福岡県補助金等交付規則」等の改廃等の管理を行っている。

また、総務部人事課内部統制室において内部統制制度を導入し、補助金等の事務について詳細に業務手順を明確にし、各補助金等所管課が当該事務処理に係るリスク認識に基づいた確認ができる仕組みを構築している。

一方で、本監査の実施において、全庁的な課題として以下のような状況が検出された。

①補助金等の網羅的な把握

監査対象とする個別の補助金等を抽出する際、令和元年度の補助金等リストの提供を求めたが、該当する資料作成されていないため、入手することができなかった。

令和元年度における補助金等は、5,243 億円であり、一般会計当初予算1兆 7,858 億円の約 29.4%を占めている。

「福岡県財政改革プラン 2017」における改革措置では、②事務事業の見直しとして、「事務事業の見直し行政評価も活用しながら、事業目標の達成度、費用対効果を点検したうえで、必要性や効果の低い事業については、廃止・効率化・重点化など見直しを図る」としている。

県は、その具体的な取り組みとして、毎年予算編成の過程の中で、既存事務事業の見直しを行っており、「福岡県財政改革プラン 2017」の対象期間である、2017 年度から 2021 年度の各年度、一般財源ベースで 55 億円の削減目標に対し、成果を上げている。

1 見直し対象事業	社会保険費、人件費をはじめ、県の裁量の余地が限られる経費等を除くすべての事業が対象です。
2 見直し区分	見直した内容により、下記の5つの区分に分類しています。
区分	内容
A 事業の廃止	・目的の達成状況、費用対効果等を検証の上、廃止としたもの
B 事業を廃止し、再構築	・検証結果を踏まえ事業を廃止し、改善・工夫を加え、再構築したもの
C 事業の効率化	・助成対象や実施方法等を見直し、効率的な実施が可能と判断したもの ・事業規模が縮小したもの
D 事業の終了・完了	・事業期間が終了したもの、又は事業目的が達成されたことによる事業の完了
E 管理費、事務費の削減等	・庁舎、県有施設の維持管理費や事業を実施するための事務費の削減など、効率的な執行を行うもの

(出典:「令和元年度当初予算編成における事務事業の見直しの結果について」より抜粋)

見直しによる削減効果

(単位:百万円)

年度	削減額	うち一般財源
2017 年度 (平成 29 年度)	7,898	5,519
2018 年度 (平成 30 年度)	11,872	5,526
2019 年度 (令和元年度)	12,599	5,557
内訳		
A 事業の廃止	89	55
B 事業を廃止し、再構築	2,001	1,623
C 事業の効率化	1,165	711
D 事業の終了・完了	8,772	2,601
E 管理費、事業費の削減等	572	567
2020 年度 (令和 2 年度)	15,137	5,648

(出典:各年度の「当初予算編成における事務事業の見直しの結果について」に基づき監査人が集計)

その一方で、今回の監査において、当該見直し対象事業に該当すると考えられる補助金等の交付事業に削減の余地がある事業が検出されている。

(IV 財務事務における監査の結果及び意見 3 個別の補助金等に関する監査の結果及び意見 (8)北九州空港利用促進協議会負担金 参照)

一般会計予算の3割弱を占める補助金等について「福岡県財政改革プラン 2017」の実行性を高めるため、現在実施されている個別補助金等の予算査定と合わせて、補助金等全体把握に基づく補助金等の性格、財源、事業実施期間を踏まえた分析を行い、見直しの対象とする補助金等分野の絞り込み等の戦略的な取り組みが必要であると考え。

なお、「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況を確認したところ、監査対象補助金等 62 のうち、「反映なし」もしくは記載がない回答は 33 件であった。

No.	補助金等名称	概要調査の結果
1	2020 年農林業センサス市町村交付金	全額国費のため、事務事業の見直しの対象外
2	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金	縮減困難経費であり、「事務事業の見直し」対象外の経費である。
3	市町村振興宝くじ交付金	サマージャンボ・ハロウィンジャンボの宝くじ収益金は、各都道府県の人口、市町村数および販売実績に応じて都道府県を通じて都道府県市町村振興協会に交付されるものであるため、廃止、効率化については困難である。
4	知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金	本交付金は、適正な選挙の管理執行を目的とし、法定された基準額に基づき交付する性質のものであるため、廃止、効率化については困難である。

No.	補助金等名称	概要調査の結果
5	第 25 回参議院議員通常選挙の執行に要する経費	本交付金は、適正な選挙の管理執行を目的とし、法定された基準額に基づき交付する性質のものであるため、廃止、効率化については困難である。
6	福岡県国際交流センター事業補助金	本補助金のうち、周年事業と留学生支援連携事業を除く国際交流センター事業については、R元年度に事務事業見直しを実施。ウェブサイトによる情報提供の強化や、日本語ボランティア教室のレベル別カテゴリー化等の事務事業の再構築を行った他、アジア友好交流事業におけるユースプログラム派遣の廃止等の事務の見直しも図った。しかしながら、R元年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、こくさいひろばの利用者数は前年度から減少した。このため、現在、事業の再構築を検討しており、R3年度から事業の見直しを行う予定である。
7	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金	当事業は、令和元年度で終了のため事務事業の見直しは行っていない。
8	北九州空港利用促進協議会負担金	令和2年度から見直した内容 ・貨物助成の助成容量を見直し節減(19,195 千円) ・貨物便の定期化を図るための助成額を見直し節減(29,530 千円)
9	福岡県運輸事業振興助成交付金	当助成金の目的を最大限に発揮するように、交付対象事業者と協議を継続的に行っている。
10	福岡県組織化指導費補助金	-
11	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金	実績に基づきパンフレット・ポスター作製部数等を見直したことによる補助金の削減(令和元年度事務事業見直し節減額:5,499 千円)
12	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金	発行実績に応じて発行団体・発行規模を見直したことに伴う補助金の減(令和元年度事務事業見直し節減額:56,899 千円)
13	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金	コーディネーターの派遣件数や製品化実績など、事業目標は達成できている。引き続き費用対効果を点検しつつ、事業の効率化に努める。
14	福岡県南地域産業振興事業費補助金	バイオ製品開発研究事業において、これまでに収集・解析したデータの集積に基づき、実用化に繋がる研究テーマに絞り込んだことによる補助金の削減。
15	福岡県企業立地促進交付金	-
16	福岡県観光推進協議会負担金	令和2年度から、観光PR事業について、デジタルマーケティング等によるPRを強化し、イベントや紙によるPRを削減したことに伴い負担金を削減(節減額▲4,560 千円)。
17	福岡県浄化槽整備事業補助金	福岡県汚水処理構想に基づき、県内の汚水処理人口普及率を令和7年度までに95%以上にするための必要額を毎年計上している。
18	福岡県芸術・文化活動事業補助金	本事業は目標値を十分に達成しており、安定的な演奏活動等の実施に欠かせないものから、見直しの必要は不要と考えられる。

No.	補助金等名称	概要調査の結果
19	ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐	-
20	令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金	-
21	福岡県公立大学法人運営費交付金	福岡県公立大学法人運営費交付金は、通常見込まれる経費が独自収入を超える法人に対して交付しているものであり、交付金の性質上、見直し困難な経費である。
22	多面的機能支払交付金	多面的機能支払交付金事業は平成 26 年度から実施されており、平成 26 年に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている。農業・農村の有する多面的機能の発揮・促進は引き続き図っていく必要があるため事業の見直しは行われていない。
23	中山間地域等直接支払交付金	中山間地域等直接支払制度は、平成 12 年度から 5 年を一期として実施されており、平成 27 年度以降は平成 26 年に制定された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている。農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進は引き続き図っていく必要があるため、事業の見直しは行っていない。
24.1	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金	-
24.2	福岡県農業次世代人材投資資金(準備型)交付金	-
25	福岡県中山間所得向上支援事業交付金	-
26	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金(活力ある高収益型園芸産地育成事業)	実施成果報告により事業目標の達成度を確認し、事業内容の見直しを実施。
27	福岡県産地パワーアップ事業費補助金	事業実施状況報告により、事業計画に定められた成果目標の達成状況を点検し、事業内容の見直しを実施。
28	農業委員会交付金	-
29.1	福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金(農地売買等支援事業)	-
29.2	福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金(農地中間管理機構事業)	-
29.3	福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金(機構集積協力金交付事業)	-
30	福岡県強い農業づくり交付金	-
31	強い畜産業づくり対策事業費	全額国庫補助金であり、本県の畜産振興上必要な事業であるため、個別の事業計画について、事業目標の達成度や費用体効果を点検したうえで継続する。
32	福岡県農業農村整備事業補助金農村環境整備事業補助金	-

No.	補助金等名称	概要調査の結果
33	福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業	-
34	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築するため、国庫補助事業を活用し必要な体制整備を推進。要領に定められた事前評価を実施し、投資効率は定められた基準を満たしている。
35	福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)	-
36	福岡県荒廃森林整備事業交付金	-
37	福岡県漁港関係事業費補助金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】	事業に対する評価として施設の機能診断を実施している。
38	福岡県漁港関係交付金事業費交付金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】	事業に対する評価として施設の機能診断を実施している。
39	福岡県病院事業会計負担金	法定負担金であるため事業の見直しは困難である。
40	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)	反映無し ・救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づいた事業であり、ドクターヘリ導入により県下全域で 30 分以内での救急医療の開始が可能となっており、本県の救急医療体制の基盤となる事業である。 ・財源のうち、県の一般財源部分については、特別交付税の算定対象となっている。
41	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金	反映無し。 なお、財源については、全額、地域医療介護総合確保基金を財源としている。
42	看護師等養成所運営費補助金	-
43	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金	-
44	福岡県地域支援事業交付金	-
45	高齢者福祉施設等施設整備費補助金	-
46	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	-
47	住宅新築資金等貸付助成費	本事業は過去の貸付金の償還を行うものであり、事業見直しは困難。
48.1	市街地再開発事業費補助金(久留米)	-
48.2	市街地再開発事業費補助金(小倉)	-
49	福岡県隣保館運営費等補助金	-
50	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	-
51	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)	-

No.	補助金等名称	概要調査の結果
52	福岡県生活保護費県費負担金	公的扶助制度に基づく負担金のため、事務事業の見直しにはなじまない。
53	地方消費税徴収取扱費負担金	-
54	ゴルフ場利用税交付金	-
55	国有財産等所在市町村交付金	法に基づき実施する事務であり、事業の費用対効果の検証等が困難な事業である。引き続き、法に基づき確実に事業を実施する。
56	福岡県文化財保護事業補助金	事務事業の見直しは、実施していない。国指定及び県指定の文化財所有者や管理者が、適正な文化財保護を継続していくために必要な補助であり、当該補助がなくなると所有者が多額の保存費用の負担が生じ、文化財の整備や管理が実施できず、滅失する恐れがあるため。
57	都市基盤河川改修補助金	近年の豪雨による被害箇所を優先的に実施し、必要な社会資本整備を着実に進める。一方、平成29～33(令和3)年度において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案しながら2%程度の抑制を行っていく。
58	福岡県急傾斜地崩壊対策事業費補助金	-
59	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金	-
60	小石原川ダム建設に係る水特法第12条負担金	-
61	福岡県水道広域化事業費補助金	-
62	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	財源が国費100%であるため反映していない。

(出典:当監査の概要調査票の回答を集計)

②補助金等の事務に係るリスク認識の醸成

補助金等に係る事務に関するリスクには、書類等の不備等の形式的リスクと、補助目的との不整合、将来計画の実現可能性判断を誤る、成果判断を誤る等の補助金等交付の適否、もしくは、補助金等の確定額妥当性に深く関連する実質的リスク認識に区分できる。

(実質的リスクに関係が深い監査の視点と監査結果)

監査の視点		指摘事項	意見	合計
①	補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか	0	5	5
③	補助金額の算定及び交付時期は適切か	0	3	3
⑥	補助事業の効果の測定及びそのフィードバックは適切に実施されているか	0	13	13

形式的なリスク認識については、形式的なエラーの発生頻度や最終的な交付先が個人であるような補助金等に関する事務において、申請書類に個人情報が含まれる場合の個人情報流出リスク等、網羅的なリスク認識を行った上で、リスク対応策を講じ、効率的なリスク対応を行う必要がある。

(形式的リスクに関係が深い監査の視点と監査結果)

監査の視点		指摘事項	意見	合計
②	補助金等の申請、決定、交付等の手続は定められた手順によっているか	5	16	21
④	補助事業の実績報告は適切なものであるか	2	4	6
⑤	補助金等交付団体への指導及び監督は適切に行われているか	0	1	1

形式的リスクと実質的リスクを比較すると、補助等対象事業に対する知識、経験、将来見通し等を必要とする実質的リスクのほうが、その対応難易度は高いことが一般的である。

上記のようなリスク認識、及びその対応策の設計については、各補助金等の所管部局に全面的に委ねていても、大きな改善は期待できない。

財源、交付先、規模、及び福岡県補助金等交付規則適用の対象か否か等、補助金等の性格毎に事務手続き上のリスクを統括的に認識し、全庁的なリスク低減活動を行う必要がある。



なお県は、令和2年度からの内部統制制度導入の一環として「リスク対応策の整理」の様式が展開されている。同制度の実効的な運用をするために、補助金等の各所管部局が作成した「リスク対応策の整理」を収集・分析を行い、その結果をフィードバックすることにより全庁的なリスク低減活動につなげることが期待される。

③補助金等交付要綱等が一般に公表されていないものがある

補助金等には、県内市町村等行政機関だけではなく、民間事業者や県民個人を交付先とするものがある。補助制度の仕組みを世間一般に知らしめることは、補助制度が必要なものに情報を行き届かせることによりその効果向上が期待できるほか、補助金等の交付を受ける権利を持つ者がその機会を逸失することを防止することにつながる。補助制度の有効性を高め、情報偏在による公平性を害することがないよう県ホームページ等を利用して一般に公表する必要がある。

なお、インターネット上で確認できる要綱等は、今回の監査対象補助金等 62 件のうち 5 件となっている。

No.	補助金等名称	インターネット上で確認できる要綱等
29	農地集積・集約化対策事業費補助金	福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱
46	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金交付要綱
51	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)	・福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例 ・福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則
56	福岡県文化財保護事業補助金	福岡県文化財保護条例
62	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

(改善提案)

県は、補助金等の事務を全庁的に統括する役割を明確にし、県の補助金等の状況を網羅的に把握するとともに、令和2年度からの内部統制制度の各所管部局の取り組みの収集・分析を継続することにより、今後のリスク低減に向けた活動を強化されたい。



**3 個別の補助金等に関する監査の結果及び意見**

**(1) 2020 年農林業センサス市町村交付金**

**① 概要**

補助金等名称	2020 年農林業センサス市町村交付金			
所管部課名	企画・地域振興部調査統計課			
補助金等の目的	農林水産省から委託を受けた統計調査事務の実施のための市町村交付金			
補助対象事業の概要	農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供するもの。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 25 年度	事業終了年度	-	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・農林漁業センサス実施委託費取扱要綱(農林水産省) ・福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(県内全 60 市町村に交付)			
交付先	県内 60 市町村			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(統計調査事務実施に係る交付金)			
補助対象経費	農林業センサスに関する事務であって、農林水産大臣が市町村長に委託するものに要する経費			
補助率	100%			
財源	県 0% 国 100% その他 0%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	-	-	-
	H28 年度	-	-	-
	H29 年度	-	-	-
	H30 年度	-	-	-
R1 年度	60	138,445	60	120,344
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 国から委託を受けた統計調査の実施に係る事務費のため、指標・効果 検証等なし イ.成果指標の目標値と実績値 国委託の統計調査の実施に係る事務費のため、目標値の設定なし			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	全額国費のため、事務事業の見直しの対象外			

農林業センサスは、国(農林水産省所管)が県に委託して行う基幹統計調査の一つであり、統計法に基づき実施される。

調査名	調査の目的	調査周期	調査単位	客体数
2020 年農林業センサス	農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・推進のための基礎資料を得る	5年	経営体	約 40,000

(出典:県提出資料より監査人が整理)

農林業センサスは、市町村を通じて調査員調査の形式で行われ、調査員への報酬、調査員に対する指導、調査票のとりまとめ等の経費に充てるために、県が市町村に交付するものである。

**② 監査の結果及び意見について**

**(実施した手続き)**

- ・福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱を閲覧した。
- ・予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・統計調査地方公共団体委託費等に係る市町村経理指導 指導等結果(平成 29 年度～令和元年度)を閲覧した。
- ・事務交付金流用申請書、事務交付金収支報告書を閲覧した。
- ・交付決定書、支払関連書類を閲覧した。

**【指摘事項 1】流用申請について**

(監査の視点②)

市町村は交付金の流用を行う場合には、県による事前の承認が必要になるが、流用申請がなされていない事案が2件あった。

団体名	交付額	流用増△減額	流用後の交付額	増減率
A 市	3,031,000	△ 494,730	2,536,270	△16%
B 市	161,120	△ 23,790	137,330	△15%

(出典:事務交付金収支報告書から監査人が集計)

(交付金の流用)

第5条 市町村長は、別表に掲げる交付金の流用を行おうとするときは、あらかじめ、当該統計調査ごとに、様式第1号により知事の承認を得なければならない。

別表「流用の承認を要するもの」

報酬又は報償費を増減する流用額が当該経費の 10%を超えるとき

(出典:福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱 より抜粋)

**(是正の方向性)**

要綱に沿った事務手続を行うよう市町村に指導を徹底されたい。

**【意見1】事務交付金収支報告書の様式について**

(監査の視点②)

市町村への交付額について執行残額が生じた場合には、県は市町村に対して返還を求めているが、現行の様式ではその額が明らかにならない。各市町村は、事務交付金収支報告書に添付する形で、別途資料を作成し金額を返還している。

交付金の執行残が生じたとして返還した団体は、交付対象となった 60 団体のうち 15 団体となっており、返還されるケースは少なくない。

(交付金の返還命令)

第8条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、市町村長に対して交付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 交付金に残額が生じたとき。
- (2) この要綱又は別に通知する定め違反したとき。

(出典：福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱 より抜粋)

様式第2号(第6条関係) 元小農振第2091号  
令和2年3月31日

福 岡 県 知 事 殿

2020年農林業センサス市町村事務交付金収支報告書

標記のことに付いて、福岡県統計調査事務市町村交付金取扱要綱第6条に基づき下記のとおり提出いたします。

記

収入の部				
区 分	交付決定額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	
2020年農林業センサス市町村事務交付金	2,003,000	2,003,000	0	

支出の部

科 目	交付額	流用増 △減額	流用後の 交付額	予算額	支出済額	備 考
	円	円	円	円	円	
報 酬	1,844,410	0	1,844,410	1,768,000	1,668,870	
旅 費	7,440		7,440	0	0	
需用費	23,781		23,781	108,000	0	
役務費	5,300		5,300	0	0	
使用料及び賃借料	1,000		1,000	0	0	
賃 金	81,167		81,167	43,000	0	
共済費	12,342		12,342	0	0	
職員手当	27,560		27,560	0	0	
計	2,003,000	0	2,003,000	1,919,000	1,668,870	

注) 流用後の交付額欄は全科目にわたり最終流用後の交付額をご記入ください。

返金) 334,130

差額が返還金額となる

県担当者が返還額を集計している

**(改善提案)**

事務処理ミスを低減させるため、執行残高が返還額として明確になるよう様式を改定することが望ましい。

(2) 福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金

① 概要

補助金等名称	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会令和元年度事業費負担金			
所管部課名	企画・地域振興部情報政策課			
補助金等の目的	県と県内市町村が協力して、インターネット接続における情報セキュリティ対策を集約・強化し、もって県及び県内市町村の情報セキュリティの向上とコスト削減を図ること。			
補助対象事業の概要	通年の事業としては以下のとおりである。 ・各機能の運用保守 ・初任者向けセキュリティクラウド運用説明会の開催 ・情報セキュリティ対策強化研修の実施 ・運営委員会及び総会の実施 ・次年度負担金の算定、契約金等の支払事務			
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度( 5 年)			
事業開始年度	平成 29 年度	事業終了年度	令和 3 年度	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会規約第 14 条 2 項			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他( )			
交付先	福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外			
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 負担金 )			
補助対象経費	—			
補助率	—			
財源	県 100% 国 % その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	—	—	—	—
H28 年度	—	—	—	—
H29 年度	1	192,183	1	188,230
H30 年度	1	211,872	1	211,124
R1 年度	1	211,900	1	211,900
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 本事業は、県及び県内市町村が共同して利用する「福岡県自治体情報セキュリティクラウド」の安定運用による、県及び県内市町村の情報セキュリティ対策を統一的に強化・維持することを目的としており、効果検証のための指標は存しない。			

	イ.成果指標の目標値と実績値 —
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	縮減困難経費であり、「事務事業の見直し」対象外の経費である。

県と県内市町村 48 市町村で構成される福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会の運営費の県負担額である。

当協議会は、県と市町村が協力して、インターネット接続における情報セキュリティ対策を集約・強化し、もって県及び市町村の情報セキュリティの向上とコスト削減を図ることを目的として、平成 28 年 7 月に設立された。構成団体のインターネットの接続口を集約した自治体情報セキュリティクラウドを整備・運用を実施している。

当協議会運営費の構成団体の負担額は、構成団体で自治体情報セキュリティクラウドの標準機能及びオプション機能利用度合に応じて、総会において決定される。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 予算関連資料、事業説明資料を閲覧した。
- ・ 福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会規約、会計事務要領を閲覧した。
- ・ 福岡県自治体情報セキュリティ対策協議会総会資料を閲覧した。
- ・ 交付決定額について関連資料との整合性を確認した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(3) 市町村振興宝くじ交付金

① 概要

補助金等名称	市町村振興宝くじ交付金			
所管部課名	企画・地域振興都市町村支援課			
補助金等の目的	市町村の振興を目的として、サマージャンボ・ハロウィンジャンボの宝くじ収益金を公益財団法人福岡県市町村振興協会に交付する。			
補助対象事業の概要	交付先団体は宝くじ収益金による交付金を財源として、市町村の財政支援のための貸付事業等や市町村を支援する事業を実施している。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 54 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	自治省財政局地方債課長内かん			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他			
交付先	公益財団法人福岡県市町村振興協会			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(宝くじ収益金の交付)			
補助対象経費	—			
補助率	—			
財源	県	%	国	%
			その他	100%
補助金等交付 予算・実績	予算(件数は1件でカウント)		実績(件数は1件でカウント)	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	1	1,678,037	1	1,667,459
H28 年度	1	1,621,903	1	1,375,983
H29 年度	1	1,475,301	1	1,347,880
H30 年度	1	1,446,800	1	1,345,530
R1 年度	1	1,385,175	1	1,298,473
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 指標、効果検証の実施なし イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	サマージャンボ・ハロウィンジャンボの宝くじ収益金は、各都道府県の人口、市町村数および販売実績に応じて都道府県を通じて都道府県市町村振興協会に交付されるものであるため、廃止、効率化については困難である。			

特定目的事業充当宝くじの収益金は、都道府県を通じて各都道府県に設立された市町村振興協会に交付される。市町村振興協会は、配分された収益金について、宝くじ区分によって定められた使途に応じた事業を実施している。

○特定目的充当宝くじの概要

区分	市町村振興宝くじ	新市町村振興宝くじ
発売主体	都道府県	都道府県
発売期間	サマージャンボ宝くじ サマーミニ宝くじ	ハロウィンジャンボ宝くじ ハロウィンミニ宝くじ
収益金の使途等	(1) 市町村災害復旧対策等への貸付当市町村振興事業費(9割) (2) 全国市町村振興協会への納付金(1割)	市町村振興協から市町村へ、一般財源として、また、市町村振興事業に充当することなどを主旨として、直接配分される。

(出典:「自治省財政局地方債課長内かん」より抜粋)

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 自治省財政局地方債課長内かんを閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(4) 知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金

① 概要

補助金等名称	知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金				
所管部課名	企画・地域振興部 市町村支援課				
補助金等の目的	知事の任期満了に伴う知事選挙及び県議会議員の任期満了に伴う県議会議員選挙の管理執行に要する市町村の交付金				
補助対象事業の概要	ポスター掲示場費、投・開票所経費、選挙公報発行費、事務費				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	令和元年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	公職選挙法第 264 条第1項、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(準拠)				
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(全市町村が対象)				
交付先	全市町村				
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	ポスター掲示場費、投・開票所経費、選挙公報発行費、事務費				
補助率	—				
財源	県 100%	国 %	その他 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	60	878,169	60	804,831
	H28 年度				
	H29 年度				
	H30 年度	0※	0	60	676,271
R1 年度	60	925,138	60	803,873	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 指標・効果検証の実施なし イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	本交付金は、適正な選挙の管理執行を目的とし、法定された基準額に基づき交付する性質のものであるため、廃止、効率化については困難である。				

※平成 31 年4月執行の知事及び県議会議員選挙に係る予算は、平成 30 年度 12 月補正予算及び令和元年度の当初予算等に計上しており、平成 30 年度の当初予算には計上していない。

知事及び県議会議員選挙の執行に係る市町村交付金は、市町村が行う各種選挙事務に係る経費に対し県が交付するもの。その交付額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(参議院選挙)の単価を使用して算出される。

経費区分

- (1) 投票所経費
- (2) 期日前投票所経費
- (3) 開票所経費
- (4) 選挙会経費
- (5) 選挙公報発行費
- (6) 候補者氏名掲示板等掲示費
- (7) ポスター掲示場費
- (8) 演説会公営費
- (9) 事務費

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 予算関連資料等を閲覧した。
- ・ 各市町村への予算措置に係る連絡文書を閲覧した。
- ・ 各市町村への概算交付予定、支払関連書類を閲覧した。
- ・ 各市町村からの使途状況報告を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



(5) 第 25 回参議院議員通常選挙の執行に要する経費

① 概要

補助金等名称	第 25 回参議院議員通常選挙の執行に要する経費				
所管部課名	企画・地域振興部 市町村支援課				
補助金等の目的	参議院議員の任期満了に伴う通常選挙の管理執行に要する市町村の交付金				
補助対象事業の概要	ポスター掲示場費、投・開票所経費、選挙公報発行費、事務費				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	令和元年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	公職選挙法第 263 条第1項、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律				
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 ■その他(全市町村が対象)				
交付先	全市町村				
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外				
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )				
補助対象経費	ポスター掲示場費、投・開票所経費、選挙公報発行費、事務費				
補助率	—				
財源	県	% 国	100% その他 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度				
	H28 年度	60	1,428,952	60	1,494,859
	H29 年度				
	H30 年度				
	R1 年度	60	1,549,233	60	1,642,327
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 指標、効果検証の実施なし イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	本交付金は、適正な選挙の管理執行を目的とし、法定された基準額に基づき交付する性質のものであるため、廃止、効率化については困難である。				

第 48 回参議院選挙の執行に係る市町村交付金は、市町村が行う各種選挙事務に係る経費に対し県が交付するもの。その交付額は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(参議院選挙)の単価を使用して算出される。

経費区分

- (1) 投票所経費
- (2) 期日前投票所経費
- (3) 開票所経費
- (4) 選挙会経費
- (5) 選挙公報発行費
- (6) 候補者氏名掲示板等掲示費
- (7) ポスター掲示場費
- (8) 演説会公営費
- (9) 事務費

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 予算関連資料等を閲覧した。
- ・ 各市町村への予算措置に係る連絡文書を閲覧した。
- ・ 各市町村への概算交付予定、支払関連書類を閲覧した。
- ・ 各市町村からの使途状況報告を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(6) 福岡県国際交流センター事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県国際交流センター事業補助金																												
所管部課名	企画・地域振興部国際局国際政策課																												
補助金等の目的	県の国際化の推進																												
補助対象事業の概要	国際連携推進事業、高度人材活用事業、多文化交流促進事業、国際情報拠点整備事業																												
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)																												
事業開始年度	平成元年度	事業終了年度	—																										
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱																												
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他( 交付対象は1者のみ )																												
交付先	公益財団法人福岡県国際交流センター																												
交付先との関係	■県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外																												
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )																												
補助対象経費	事業費、事業にかかる人件費、基本財産の県への返戻に伴う運用益補填																												
補助率	補助対象経費ごとに設定																												
財源	県	100%	国	0%	その他 0%																								
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																										
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27年度	1	168,227	1	137,515																								
	H28年度	1	177,415	1	146,930																								
	H29年度	1	183,258	1	147,747																								
	H30年度	1	195,920	1	164,865																								
R1年度	1	189,788	1	147,198																									
効果検証の実施状況	<p>①国際交流センター事業</p> <p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 こくさいひろば利用者数</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>56,414</td> <td>65,731</td> <td>65,544</td> <td>67,133</td> <td>64,890</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>86,400</td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> <td>90,000</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>65.3%</td> <td>73.0%</td> <td>72.8%</td> <td>74.6%</td> <td>72.1%</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	56,414	65,731	65,544	67,133	64,890	目標値	86,400	90,000	90,000	90,000	90,000	達成度	65.3%	73.0%	72.8%	74.6%	72.1%
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	56,414	65,731	65,544	67,133	64,890																								
目標値	86,400	90,000	90,000	90,000	90,000																								
達成度	65.3%	73.0%	72.8%	74.6%	72.1%																								

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	②周年事業																								
	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 県人会の会員数の維持・増加																								
	イ.成果指標の目標値と実績値																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>4,197</td> <td>4,227</td> <td>4,064</td> <td>3,910</td> <td>3,873</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>99.9%</td> <td>100.6%</td> <td>96.8%</td> <td>93.1%</td> <td>92.2%</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	実績値	4,197	4,227	4,064	3,910	3,873	目標値	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200	達成度	99.9%	100.6%	96.8%	93.1%	92.2%
		H27	H28	H29	H30	R1																			
	実績値	4,197	4,227	4,064	3,910	3,873																			
	目標値	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200																			
	達成度	99.9%	100.6%	96.8%	93.1%	92.2%																			
	③留学生支援連携事業																								
	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 本県への留学生の集積、留学生の県内就職																								
イ.成果指標の目標値と実績値 (本県への留学生の集積)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>15,103</td> <td>15,755</td> <td>17,519</td> <td>19,296</td> <td>19,629</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>18,448</td> <td>21,600</td> <td>23,700</td> <td>25,800</td> <td>27,900</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>81.9%</td> <td>72.9%</td> <td>73.9%</td> <td>74.8%</td> <td>70.4%</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	実績値	15,103	15,755	17,519	19,296	19,629	目標値	18,448	21,600	23,700	25,800	27,900	達成度	81.9%	72.9%	73.9%	74.8%	70.4%	
	H27	H28	H29	H30	R1																				
実績値	15,103	15,755	17,519	19,296	19,629																				
目標値	18,448	21,600	23,700	25,800	27,900																				
達成度	81.9%	72.9%	73.9%	74.8%	70.4%																				
(留学生の県内就職)																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>525</td> <td>703</td> <td>892</td> <td>781</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>480</td> <td>485</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>1,070</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>109.3%</td> <td>144.9%</td> <td>148.7%</td> <td>111.6%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		H27	H28	H29	H30	R1	実績値	525	703	892	781	—	目標値	480	485	600	700	1,070	達成度	109.3%	144.9%	148.7%	111.6%	—	
	H27	H28	H29	H30	R1																				
実績値	525	703	892	781	—																				
目標値	480	485	600	700	1,070																				
達成度	109.3%	144.9%	148.7%	111.6%	—																				
「①国際交流センター事業」については、令和元年度に事務事業見直しを実施。ウェブサイトによる情報提供の強化や、日本語ボランティア教室のレベル別カテゴリー化等の事務事業の再構築を行った他、アジア友好交流事業におけるユースプログラム派遣の廃止等の事務の見直しも図った。しかしながら、令和元年度は、新型コロナウイルスの影響もあり、こくさいひろばの利用者数は前年度から減少した。このため、現在、事業の再構築を検討しており、令和3年度から事業の見直しを行う予定である。																									

公益財団法人福岡県国際交流センターは、県の持つ地理的、歴史的特性を生かし、県下の交流団体等と協力して県民主体の国際交流を推進することにより、国際交流における県の拠点性を高めていくとともに、アジア諸国・地域をはじめとして世界各国・地域との交流を深め、もって相互の反映と世界平和に寄与することを目的として設立された団体である。

当団体が実施する各種事業に対して交付される補助金であり、対象となる事業は次のとおりである。

- (1) 国際連携推進事業
  - ・ タイ・バンコク等との青少年交流をはじめアジア友好提携地域との交流や県民による国際交流活動への支援事業
- (2) 高度人材活用事業
  - ・ 留学生支援や海外福岡県人会の人材育成交流を図る事業
- (3) 多文化交流推進事業
  - ・ 多言語による外国人相談事業や地域日本語教室支援事業、青少年国際理解教室の実施など在住外国人の支援や国際理解の促進を図る事業
- (4) 国際情報拠点整備事業
  - ・ 広報誌、情報誌の発行、留学説明会の開催などの後方・情報提供や、海外県人会の支援など移住地ネットワークの強化を図る事業
- (5) 不定期に実施する事業
  - ・ 移住記念周年事業、県人会世界大会、友好提携記念周年事業等の実施
- (6) 国際交流推進事業
- (7) その他、交流センターの目的を達成するために必要な事業

**② 監査の結果及び意見について**  
(実施した手続き)

- ・ 福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 平成 31 年度事業実施計画書、及び事業変更承認申請書を閲覧した。
- ・ 公益財団法人福岡県国際交流センター経営状況を閲覧した。
- ・ 令和元年度における団体に係る経営評価シートを閲覧した。
- ・ 交付決定書、支払関連書類を閲覧した。

**【意見2】国際交流推進事業について**

(監査の視点①)

福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱において補助事業とされている「国際交流推進事業」は、具体的な事業ではない。県が団体に支払う基本財産返戻に伴う運用益補填額が充当された補助事業全体を意味する。

基本財産返戻に伴う運用益補填額とは、県の行政改革の一環として、公社等外郭団体に県出資相当額について返戻させるとともに、当該返戻額の運用益相当額を団体の事業実施に必要な経費とあわせて交付金として交付されるものである。

つまり県が団体に支払う基本財産返戻に伴う運用益補填は、当団体に交付する補助金の積算要素の一項目であり、補助事業とは性格を異にするものである。

補助事業	補助対象経費
(1) 国際連携推進事業	・事業費(報償費、旅費交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、租税公課、手数料、委託費、使用料・賃借料、負担金、助成金) ・事業に係る人件費(役員(専務理事)報酬、給料、賃金、諸手当、福利厚生費)
(2) 高度人材活用事業	
(3) 多文化交流促進事業	
(4) 国際情報拠点整備事業	
(5) 不定期に実施する事業	・事業費(報償費、旅費交通費、交際費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、租税公課、手数料、委託費、使用料・賃借料、負担金、助成金) ・事業に係る人件費(役員(専務理事)報酬、給料、賃金、諸手当、福利厚生費)
<b>(6) 国際交流推進事業</b>	<b>・基本財産の県への返戻に伴う運用益補填</b>
(7) その他、交流戦他の目的を達成するために必要な事業	・事業費(報償費、旅費交通費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、保険料、租税公課、手数料、委託費、使用料・賃借料、負担金、助成金) ・事業に係る人件費(役員(専務理事)報酬、給料、賃金、諸手当、福利厚生費)

(出典:福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱より抜粋)

当初予算額算定 (単位:千円)

区分	内訳	金額
事業支出	事業費・物件費等(補助率:1/2以内) ①	57,453
	事業費・国際連携推進事業(補助率:10/10以内)②	6,000
	事業費・人件費等(補助率:10/10以内) ③	115,399
	事業支出合計	178,852
補助金	事業費補助金(基本財産返戻に伴う運用収入補填) B	5,879
	事業費補助金(補助率:1/2以内) (①-B)×1/2=25,781千円以内	18,482
	事業費補助金・国際連携推進事業(補助率:10/10以内)②	6,000
	事業費・人件費等(補助率:10/10以内) ③	115,399
	補助金合計	145,760

基本財産返戻に伴う運用収入補填の算定

- ・平成 24 年度返戻額の 0.802%(平成 34 年度まで固定)
- ・平成 25 年度及び平成 26 年度返戻額の 0.695%(平成 35 年度まで固定)
- ・平成 27 年度返戻額の 0.53%(平成 36 年度まで固定)

(出典:事業説明資料より抜粋)

**(改善提案)**

福岡県国際交流センター事業補助金交付要綱は、補助対象とする事業とその経費、及び負担率を明確にすることができるよう、具体的な補助事業のみを記載することを検討されたい。

また、基本財産の県への返戻に伴う運用益補填など、補助事業以外の補助金の積算要素がある場合には、その内容を要綱等に明記されたい。

(7) 「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金

① 概要

補助金等名称	「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金																												
所管部課名	企画・地域振興部 広域地域振興課																												
補助金等の目的	関門海峡ミュージアムをリニューアルし集客力向上を図るとともに門司港レトロ地区の魅力向上を目的とする																												
補助対象事業の概要	平成 15 年 4 月に完成した関門海峡ミュージアムについて、完成後に大規模な展示更新を実施していなかったことから、平成 27 年度に有識者会議を実施、平成 28 年度基本計画策定、平成 29 年度に実施設計、平成 30 年度に展示更新工事の施工開始、令和元年 9 月に終了した。																												
補助対象期間	□単年度 ■複数年度( 5年)																												
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	令和元年度																										
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	門司港地区拠点文化施設(福岡県関門海峡ミュージアム)の管理運営に関する覚書																												
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他( )																												
交付先	北九州市																												
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外																												
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他( )																												
補助対象経費	展示更新に係る費用(計画策定、実施設計含む)																												
補助率	50%(福岡県:北九州市=1:1)																												
財源	県 100 % 国 % その他 0 %																												
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																										
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																									
H27 年度	1	376	1	221																									
H28 年度	1	9,567	1	9,500																									
H29 年度	1	53,121	1	51,592																									
H30 年度	1	323,181	1	321,403																									
R1 年度	1	(H30 繰越)176,925	1	176,725																									
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 開館後の集客人数 令和元年度 47 万人 ※基本計画で想定しているリニューアル後の年間総入館者数(80 万人)を開館後の月数(7 月)で案分したもの イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>265,994 人</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>47 万人</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>56.59%</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	—	—	—	—	265,994 人	目標値	—	—	—	—	47 万人	達成度	—	—	—	—	56.59%
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	—	—	—	—	265,994 人																								
目標値	—	—	—	—	47 万人																								
達成度	—	—	—	—	56.59%																								

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	当事業は、令和元年度で終了のため事務事業の見直しは行っていない。
---------------------------------------	----------------------------------

県と北九州市が共同で所有・管理運営する福岡県関門海峡ミュージアムにおける大規模な展示物の更新について、北九州市と締結した門司港地区拠点文化施設の管理運営に関する覚書に基づき県負担額を北九州市に交付したものである。

平成 15 年に開館した関門海峡ミュージアムは、開館以降大規模な展示更新を実施しておらず、入館者も年々減少する中、本事業は大規模な展示更新を実施することで入館者数を増やし、門司港地区全体の活性化を図るものとして実施された。有識者による会議を重ね、展示更新のコンセプトを検討してきた中で実施内容が決定されている。

〈展示更新の流れ〉

- 平成 27 年度 在り方検討のための有識者会議の開催
- 平成 28 年度 魅力向上のための基本計画策定
- 平成 29 年度 展示更新に係る実施設計策定
- 平成 30 年度 展示更新工事(平成 30 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 20 日)
- 令和元年度 リニューアルオープン(令和元年 9 月 21 日)

平成 28 年度に国の地方創生推進交付金が創設されたため、県は本事業の財源とするため交付申請し採択されている。

一方、国の平成 30 年度 2 月補正予算において計上された地方創生拠点整備交付金については、令和元年度事業を前倒して交付申請をしたが不採択となり、令和元年度に県自主財源にて事業を実施した。

事業実施の結果、展示更新後の令和元年度は入館者全体で 26 万人と目標値の 47 万人には到達しなかったが、展示更新前後における同時期(10 月～3 月)と比較すると、令和元年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大による臨時休館等(令和 2 年 2 月 28 日～3 月 31 日)があったものの 23 万人と、平成 29 年度の 21 万人より増加しており、短期的には更新効果が認められている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 門司港地区拠点文化施設の管理運営に関する覚書を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 関門海峡ミュージアム魅力向上のための基本計画を閲覧した。
- ・ 門司港レトロ指定管理事業報告書を閲覧した。
- ・ 交付決定書、支払関連書類を閲覧した。



【意見3】支出負担行為決議書兼支出命令書の決裁処理について

(監査の視点②)

支出負担行為決議書兼支出命令書(令和元年 11 月 19 日 176,725,260 円支払分)の決裁タイムスケジュールは以下のとおりである。

- 令和元年 11 月 7 日 執行機関 起案
- 令和元年 11 月 11 日 執行機関 決裁
- 令和元年 11 月 12 日 出納機関 受付
- 令和元年 11 月 15 日 出納機関 決裁 支払決定
- 令和元年 11 月 19 日 出納機関 支払

一方、財務会計システムに登録された支出負担行為及び支出命令の決裁日は令和元年 11 月 7 日であり、実際の決裁日とは異なる。

これは、財務会計システムで支出負担行為決議書兼支出命令書の入力する際、負担行為年月日を入力すると支出命令日についても同日が表示されるためである。当部署では、財務会計システム上の決裁日と実際の決裁日が異なる場合、支出負担行為決議書兼支出命令書の負担行為日と支出命令日を、実際の決裁日に手書きで修正する方法がとられている。

同支出負担行為決議書兼支出命令書は、各決裁権限者への紙ベースの書類回付と押印により決裁が実施されており、決裁手続自体に不備は検出されていない。一方で、財務会計システムに登録された決裁日は何ら意味を持たず修正されないため、決裁手続における書類間での不整合が残る運用となっている。

財務会計システムに登録された決裁日

執行機関決裁

執行機関	起案 令和元年 11 月 7 日	決裁 令和元年 11 月 11 日	受付 令和元年 11 月 12 日	支払 令和元年 11 月 19 日
◎447				
支出負担行為決議書兼支出命令書 (科目集合)				
所 属	4200203 広域地域振興課	(所 属)		
令和 1 年度 決議番号 支出負担行為 支出命令 支払希望	0023701 令和元年 11 月 7 日 令和元年 11 月 7 日 令和元年 12 月 20 日	032-28-1900 会計 01 款 02 項 02 日 02 計画調査費 事業 28 関門海峡ミュージアム展示更新費 節 19 負担金、補助及び交付金 節節		
負担行為兼支出命令額合計 控 除 差 引		176,725,260	円	
目的及び説明 「関門海峡ミュージアム展示更新」に要する経費の負担金				
債権者	[4900020 〒812-0045 TEL092-643-3772 福岡県福岡市 博多区東公園 7番7号 福岡県会計管理者 (直接払用)]			
予算種別 契約種別 支出方法 支払内容	明許繰越 その他 補助金 負担金			
支払方法	口座振替			
任意コード 契約保証金	納付 年 月 日			
摘要				
執行残額 (科目)	199,740			
	(事業)		199,740	
1, 11, 12				
出 納 機 関	支 付	年 月 日	決 裁	年 月 日

(改善提案)

決裁手続の漏れ等の不備を回避し、また将来における押印廃止等を見据えた効率的な事務が行えるよう、財務会計システムにおける決裁処理フローを見直すことを検討されたい。

(8) 北九州空港利用促進協議会負担金

① 概要

補助金等名称	北九州空港利用促進協議会負担金			
所管部課名	企画・地域振興部空港対策局空港事業課			
補助金等の目的	県が取組む産業振興や観光戦略を支える重要な交通基盤である空港の利用促進(路線拡充、貨物取扱量の増加)を図ることにより、航空ネットワークを充実させ、人・モノの移動を促進し、アジアの活力を取込み、本県の経済発展を目指すこと。			
補助対象事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅客便の誘致にあたり支援制度を設け、航空会社に対して路線誘致を強化する。</li> <li>・貨物便の路線誘致のため、貨物定期便運航に係る費用の一部を助成し就航を図る。</li> <li>・集荷促進のため、国際貨物や生鮮貨物に対する助成を行い貨物取扱量増加を図る。</li> <li>・北九州空港の広報PR事業</li> <li>・国に対する要望活動を実施(滑走路延伸、空港機能の強化等)</li> </ul>			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成 18 年	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	北九州空港利用促進協議会規約第11条第1項			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(規約に基づく負担金)			
交付先	北九州空港利用促進協議会			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	北九州空港利用促進協議会事業費			
補助率	苅田町 15,000 千円、関係市町 960 千円、 残りを福岡県:北九州市=1:1			
財源	県	100%	国	% その他 %
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	1	180,864	1	119,432
H28 年度	1	182,652	1	168,762
H29 年度	1	263,566	1	223,088
H30 年度	1	447,699	1	377,506
R1 年度	1	461,987	1	342,367

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ①北九州空港の利用者数 ②北九州空港の貨物取扱量 イ.成果指標の目標値と実績値 ①北九州空港の利用者数(万人)				
		H27	H28	H29	H30 R1
	実績値	132	141	165	179 160
	目標値	—	—	—	— 190
	達成度	—	—	—	— 84.2%
	②北九州空港の貨物取扱量(トン)				
		H27	H28	H29	H30 R1
	実績値	6,803	8,451	4,879	8,752 8,970
	目標値	—	—	—	— 28,000
	達成度	—	—	—	— 32.0%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	令和2年度から見直した内容 ・貨物助成の助成容量を見直し節減(19,195 千円) ・貨物便の定期化を図るための助成額を見直し節減(29,530 千円)				

県が、北九州空港の整備と利用の促進、需要の拡大を図ることを目的として設置された北九州空港利用促進協議会に対し、その事業費に充てるために交付する負担金である。

- (1) 北九州空港の旅客・貨物の利用促進に関する事
- (2) 北九州空港の路線確保及び増大に関する事
- (3) 北九州空港の設備整備に関する事
- (4) 政府・国会及び関係機関等への陳情・要望に関する事
- (5) その他目的達成に必要な事業

(出典:北九州空港利用促進協議会規約)

当協議会は、県、北九州市、苅田町、他周辺市町村 15 団体、周辺地区の商工会議所、航空公司等民間事業者により構成されている。

各構成団体の事業費負担割合は、周辺市町村の負担金(合計 960 千円)を除き、県:北九州市:苅田町で、6:6:1となっている(平成 30 年度~令和2年度の苅田町の負担金上限額は 15,000 千円)。

各年度の事業負担金は、協議会総会において、歳入歳出予算案、及び負担金内訳が決議されることにより決定される。

令和元年度歳入歳出決算

(単位:千円)

項目	予算額	収入済額	増減額	
歳入	負担金	996,157	750,750	△ 245,407
	繰越金	129,836	129,836	-
	雑収入	-	-	-
	合計	1,125,993	880,586	△ 245,407
歳出	事業費	1,122,925	757,399	△ 365,526
	会議費	332	939	607
	事務費	2,736	1,411	△ 1,325
	合計	1,125,993	759,749	△ 366,244

(出典:事業報告より抜粋)

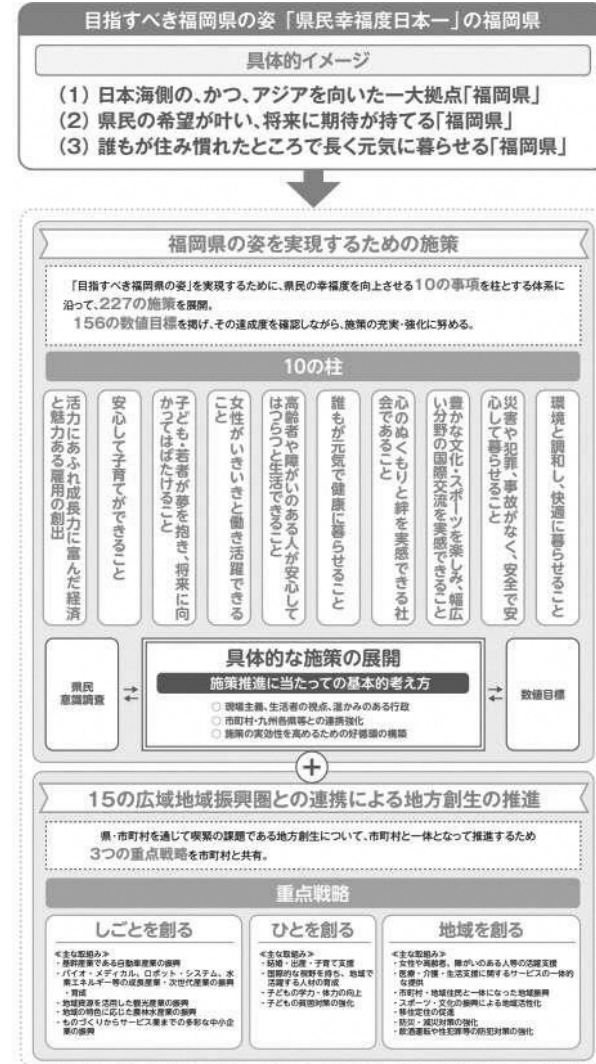
北九州空港対策事業は「福岡県総合計画」の施策の一つと位置付けられており、主に、路線拡大支援事業、及び貨物拠点化事業からなる。「福岡県総合計画」の進捗を図るのに有効な事務事業評価の対象に、路線拡大支援事業は継続してなっており、貨物拠点化事業は令和3年度から対象となることになっている。

福岡県総合計画における北九州空港対策事業の位置づけ

10の事項	活力にあふれ成長力にとんだ経済と魅力ある雇用の創出
中項目	アジアとともに繁栄し、九州・山口の一体的発展を支えるための社会資本を整備する
小項目	アジアの活力取り込みと人・モノの流動化
施策	福岡空港、北九州空港の役割分担と相互補完の推進

(出典:福岡県総合計画)

・福岡県総合計画の概要



(出典:県 HP より抜粋)

**② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)**

- ・ 北九州空港利用促進協議会規約を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 北九州空港利用促進協議会 事業報告及び事業計画を閲覧した。
- ・ 当該事業に係る事務事業評価書を閲覧した。
- ・ 交付決定書、支払関連書類を閲覧した。

**【意見4】北九州空港利用促進協議会の繰越金について  
(監査の視点⑤)**

北九州空港利用促進協議会の歳入歳出決算において、繰越金が過去5年度で増加傾向にあり、令和元年度末残高は120,837千円である。過去5年度歳入歳出決算からその主な発生要因は、事業費予算の未執行が想定される。

(単位:千円)

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
繰越金	9,728	56,608	88,024	129,836	120,837	
事業費	予算額	527,103	493,285	712,389	1,053,191	1,122,925
	支出済額	371,048	400,106	517,833	782,619	757,399
	差額(予算未執行額)	▲ 156,055	▲ 93,178	▲ 194,556	▲ 270,572	▲ 365,526
	負担金減額による未執行額調整	145,281	36,328	105,579	140,386	245,407

(出典:各年度歳入歳出決算より監査人が集計)

繰越金は、翌年度以降の事業費財源として充当されることになるが、予算の年度繰越等の将来における具体的事業への財源充当に関する明確な規定はないため、当協議会の裁量で自由に使用できるプール財源としての性格を帯びることになる。

当負担金は、「福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定」の第 10「県又は県の機関が構成の一員である協議会又は機関等に対する負担」に該当し、福岡県補助金等交付規則の適用を受けないため、事業の実績報告、それに基づく補助金等の額の確定手続きは求められない。

**(実績報告)**

第十三条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した知事が別に定める補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

**(補助金等の額の確定等)**

第十四条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査

等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(出典:福岡県補助金等交付規則より抜粋)

しかし、各年度において県が負担する負担金は、各年度の当協議会事業費予算が着実に実行されることを前提に交付しているものであり、結果としてプール財源となるような負担金交付とならないよう、事業実績報告及びそれに基づく補助金等の確定手続きにかかわる代替の仕組みが必要であると料する。

**(実績報告)**

第十四条 補助事業者等は、各省各庁の長の定めるところにより、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に各省各庁の長の定める書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

**(補助金等の額の確定等)**

第十五条 各省各庁の長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

**(補助金等の返還)**

第十八条 第2項 各省各庁の長は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(出典:補助金等適正化法より抜粋)

なお、実務的には、予算要求時点で見込んでいなかった年度中途での新規就航があった場合における航空会社への着陸料等の運航経費助成の財源に、繰越金が充当される運用が行われている。

**(改善提案)**

県は、北九州空港利用促進協議会の事業実施状況について年度内に適宜モニタリングを行い、繰越金が生じる可能性がある場合には、事業実施に見合う金額への負担金の見直しを当団体に申し求められたい。

(9) 福岡県運輸事業振興助成交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県運輸事業振興助成交付金		
所管部課名	商工部商工政策課		
補助金等の目的	軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業(以下「特定運輸事業」)に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び運輸力の確保に資し、もって県民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、予算の範囲内において交付金を交付するもの		
補助対象事業の概要	以下1の交付対象者が行う2の事業 1 交付対象事業者 (1) 特定運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって福岡県を単位とするもの (2) 福岡県内において特定運輸事業を営む地方公共団体 2 交付対象事業 (1) 旅客又は貨物の輸送の安全の確保に関する事業 (2) サービスの改善及び向上に関する事業 (3) 環境の保全に関する事業 (4) 事業の適正化に関する事業 (5) 共同利用に供する施設の設置又は運営に関する事業 (6) 災害に際し必要な物資を輸送するための体制の整備に関する事業 (7) 経営の安定化に寄与する事業 (8) 全国を単位とする一般社団法人であって、上記の各事業を行うものに対し、当該事業に要する資金の出捐を行う事業 (9) その他国土交通大臣が総務大臣に協議して定めるもの		
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)		
事業開始年度	昭和 51 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方自治法第 232 条の 2 運輸事業の振興の助成に関する法律(平成 23 年法律第 101 号) 運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令(平成 23 年政令第 300 号) 運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則(平成 23 年総務省・国土交通省令第1号)		
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )		
交付先	公益社団法人福岡県トラック協会、一般社団法人福岡県バス協会、北九州市		
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外		
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )		

補助対象経費	補助対象事業を行うことに必要な以下の経費 給料、職員手当、福利厚生費、報償費、旅費、光水熱費、その他需用費、通信運搬費、その他役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、備品購入費、負担金・補助金及び交付金、公課費、その他知事が必要と認める費用			
補助率	10/10 以内(規定なし)			
財源	県 100 % 国 % その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	3	850,517	3	850,517
H28 年度	3	846,065	3	846,065
H29 年度	3	846,078	3	846,078
H30 年度	3	851,306	3	851,306
R1 年度	3	883,486	3	883,486
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 当該交付金の交付に当たっては、国の規則(運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則)に定める算定式において算出された額を限度に交付を行っているところであるが、その効果検証に当たっては、交付申請時の申請書及び事業終了後の実績報告書の審査をもって行っているほか、必要に応じ交付金の交付対象事業者と協議を行い、実施状況の確認等を行うことにより把握を行っている。 なお、当該交付金の目的を鑑みると、具体的な成果目標を数値で設定することが困難であることから、数値目標は設定していない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	当該助成金の目的を最大限に発揮するように、交付対象事業者と協議を継続的に行っている。			



運輸事業振興助成交付金は、昭和 51 年度における軽油引取税の税率引き上げに伴い、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える費用の上昇を抑制し、輸送力を確保するために創設された全国共通の制度である。

交付金の根拠として、平成 23 年度に「運輸事業の振興の助成に関する法律」(平成 23 年法律第 101 号)が成立し、都道府県に交付努力義務が課せられたため、県においても国の算定式に基づき算定した額を交付している。

交付先は一般社団法人福岡県バス協会、公益社団法人福岡県トラック協会、北九州市(市営バス)である。協会に所属していないバス事業者やトラック事業者もいるが、交付対象とはされていない。これは「運輸事業の振興の助成に関する法律」が以下のように「運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人」と「当該事業を営む地方公共団体」へ交付することを定めているためである。

(運輸事業振興助成交付金の交付)  
 第二条 都道府県は、軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業を営む者を構成員とする一般社団法人であって当該都道府県の区域を単位とするもの(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であったものに限る。)及び当該都道府県の区域内において当該事業を営む地方公共団体に対し、当該事業の振興を助成するための交付金(以下「運輸事業振興助成交付金」という。)を交付するよう努めなければならない。

(出典:「運輸事業の振興の助成に関する法律」より抜粋)

当助成交付金は、①平成 31 年度(令和元年度)の軽油引取税収入見込額に、②自動車に係る軽油使用量の課税対象総軽油引取量に対する割合(総務省通知により 80%)を乗じた金額に、一般社団法人福岡県バス協会、公益社団法人福岡県トラック協会、北九州市(市営バス)、それぞれの標準軽油使用量の割合に応じて按分し、国の定める算定式に基づいて金額が決定されている。

なお、当助成交付金の「効果検証の実施状況」に記載のとおり、県としては成果指標を設定していないが、予算資料の事業説明資料には事業目標として、「交付対象事業費の環境対策及び利用者の利便向上等に係る費用負担を軽減することでサービスの維持・向上を図る。」とし、以下の目標指標が提示されている。

目標指標	基準値 (平成 19 年度)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
トラック、バス 協会の登録台数	46,842 台 3,673 台	46,842 台 3,673 台	46,842 台 3,673 台	46,842 台 3,673 台	46,842 台 3,673 台
上記の達成状況		45,818 台 3,328 台	46,725 台 3,308 台	48,114 台 3,278 台	

※トラックが上段、バスが下段 ※トラック、バスの協会登録台数の維持を指標としている。

**② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)**

- ・ 当助成交付金の交付先ごとに、交付金申請書、交付決定、支出負担行為決議書、支出命令書、中間報告、支払決定確認票、交付金事業実績報告書を閲覧した。
- ・ 必要に応じて質問もしくはヒアリングを実施した。

**【意見 5】福岡県トラック協会の基金の活用について  
(監査の視点①)**

「運輸事業の振興の助成に関する法律第三条第一項の事業を定める政令」により、当助成交付金の交付対象事業が定められている。そのうち、「特定運輸事業を営む者の経営の安定化に寄与する事業(当該事業に要する費用に充てるための基金を設けて行われるものに限る。)」として、助成交付金の交付対象事業者が、助成交付金を財源として基金を設けることが認められている。

この規定に基づいて、公益社団法人福岡県トラック協会では基金を設けており、法人の貸借対照表に資産計上されている。法人の貸借対照表によると、近代化基金、施設運営基金、利子補給資金、事業資金として特定資産(特定の使用目的をもって所有する資産)に計上されている。

公益社団法人福岡県トラック協会が提出した実績報告書に添付されている、「基金の造成実績」によれば、当該基金の平成 30 年度末残高は 3,760,971 千円、基金利子からの繰入額が 7,459 千円、基金の処分が 12,868 千円で、基金の令和元年度残高は 3,755,562 千円であった。

基金の処分 12,868 千円のうち、事業資金としての支出は 5,408 千円であり、前年度残高の 0.14%が事業資金として使用され、99.86%が使用されず、翌年度以降に繰り越されたこととなる。

当該基金は、特定運輸事業(軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業)を営む者の経営の安定化に寄与する事業に要する費用に充てるためのものであり、基金への繰り入れや基金の処分は公益社団法人の判断によるところであるが、その財源は福岡県運輸事業振興助成交付金であり、その目的のために毎年度使用されることが望ましい。

特に基金のうち、近代化基金 2,616,832 千円は前年度と同額であり、定期預金や利付金融債で運用されており、使用実績がない。基金は将来の特定資産の取得もしくは特定費用

の支出のために保有する資産であるが、助成交付金を財源とする以上、基金の設定から特定資産の取得もしくは特定費用の支出までの時期はできるだけ短期間であることが望ましく、その基金の金額も必要最小限であることが望ましい。

**(改善提案)**

県は福岡県トラック協会と協議し、低公害車導入などトラック運送の近代化のため、いっつどのように基金を使用するのかを明確にし、基金の積極的な活用を促進されたい。

3,755,562 千円の基金の用途と必要性について、資産を所有している公益社団法人福岡県トラック協会と協議し、輸送力の確保、輸送サービスの向上、安全運転の確保等、当助成交付金の目的を達成するための事業資金として、今まで以上に活用(支出)できないか検討されたい。

(10) 福岡県組織化指導費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県組織化指導費補助金			
所管部課名	商工部中小企業振興課			
補助金等の目的	中央会の事業を支援することにより、組織化・連携強化を通じた中小企業の経営環境の改善・強化や新たな付加価値の創造等を推進する。			
補助対象事業の概要	組合等の指導、組合等の指導環境整備、情報整備、指導員等資質向上、調査・情報提供、中小企業等連携組織等支援、組織強化対策、中小企業連携組織推進指導			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 30 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県組織化指導費補助金交付要綱 福岡県組織化指導費補助金の運用について 福岡県補助金交付規則			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	福岡県中小企業団体中央会			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 ■その他( 人件費 )			
補助対象経費	上記事業に関する事業			
補助率	—			
財源	県 100%	国 %	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	1 210,400	1	207,457
	H28 年度	1 209,619	1	207,584
	H29 年度	1 211,650	1	209,885
	H30 年度	1 209,609	1	209,609
R1 年度	1 197,597	1	197,597	
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標</p> <p>○新規組合設立件数:中小企業の組織化が新たにどれだけ推進されたを測るためのもの。目標値は、過去3年間の全国の新設組合数の平均値に、本県が全国に占める中小企業数の割合を乗じた数とする。</p> <p>○中央会会員組合数:中央会から支援を受けた組合の満足度を測るためのもの。目標値は、前年度末時点の会員組合数とする。</p>			

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	イ. 成果指標の目標値と実績値				
	○新規組合設立件数				
		H28	H29	H30	R1
	実績値	12 組合	26 組合	33 組合	34 組合
	目標値	10 組合	10 組合	10 組合	10 組合
	達成度	120%	260%	330%	340%
	○中央会会員組合数				
		H28	H29	H30	R1
	実績値	949 組合	948 組合	950 組合	954 組合
	目標値	893 組合	949 組合	948 組合	950 組合
達成度	106%	100%	100%	100%	
	なし				

福岡県中小企業団体中央会に対する補助金。福岡県中小企業団体中央会は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)に基づき設立された特殊法人であり、その実施する事業も組合法に規定され、事業内容も行政業務を補完するものであるため、中央会の事業費補助を行っている。

福岡県中小企業団体中央会の構成員は県内に存在する中小企業等協同組合、商工組合、協業組合、商店街振興組合その他の中小企業関係団体であり、中央会は各種中小企業組合等を網羅的に組織し、中小企業組合の利益を代表し、その発展を図るための総合経済団体であり、各都道府県に1団体ずつ設立されている。

- ① 組合等の指導事業
- ② 組合等の指導環境整備事業
- ③ 情報整備事業
- ④ 指導員等資質向上事業
- ⑤ 調査・情報提供事業
- ⑥ 中小企業連携組織等支援事業
- ⑦ 組織強化対策事業
- ⑧ 中小企業連携組織推進指導事業(①～⑦の事業を推進するための職員の設置)

(出典:「福岡県組織化指導費補助金交付要綱」)

以上を補助対象事業とし、補助率は⑥中小企業連携組織等支援事業については、補助対象経費の3分の2を、それ以外の事業については補助対象経費の10分の10以内としている。

## ② 監査の結果及び意見について (実施した手続)

- 福岡県組織化指導費補助金交付要綱、補助金交付申請書とその添付書類、補助事業実績報告書との添付書類を閲覧した。また補助金交付先の福岡県中小企業団中央会の通常総会提出議案及び事業報告書、財務諸表等を閲覧した。
- 予算関連資料、補助金交付決定と支出負担行為決議書、年度途中における概算請求書とそれに関連する支出命令書、補助金の額の確定について伺い書を閲覧した。
- また、補助対象となる指導員・職員の変更がある場合、変更承認が必要であるため、変更承認申請書を閲覧した。

### 【意見6】成果指標について

(監査の視点⑥)

福岡県中小企業団体中央会に対する福岡県組織化指導費補助金の成果指標として、新規組合設立件数と中央会会員組合数が挙げられているが、補助対象事業の活動と直接関連した成果指標が設定されていなかった。

当補助金の補助対象経費は、主に、福岡県中小企業団体中央会に所属する組織化指導員と職員を配置するための経費であり、延べ 29 名分の人件費と、組織化指導員と職員が実施する補助事業に要する経費である。組織化指導員と職員が実施する補助事業は8つの事業に区分されており、組合等の指導事業や研修開催事業などが行われている。

成果指標で挙げられている、新規組合設立件数と中央会会員組合数は、29 名の職員が実施する補助対象事業の活動とは直接関連性がないため、成果指標の達成状況をもって 29 名の職員の活動を評価することは困難である。

成果指標は、目標達成のために事業を促進したり、目標未達成であれば事業を縮小したりといった、フィードバックの根拠として活用できる指標であることが望ましい。例えば補助対象事業の活動が実地指導であれば、実地指導件数を指標とするなど、その結果から補助対象事業の実績を検討できる、具体的な成果指標を設定されたい。

### (改善提案)

組織化指導員と職員が実施する補助対象事業には、中央会の会員や非会員に対する実地指導、各種相談、研修事業などがある。

効果検証のための成果指標として、新規組合設立件数と中央会会員組合数だけでなく、当補助金の効果として期待される実地指導件数や相談件数、研修開催数などを追加することについて検討されたい。

### 【意見7】実績報告の審査について

(監査の視点④)

補助金の額を確定するためには、補助対象事業の終了後、補助金交付先から提出される実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行う必要がある。

当補助金の交付要綱においても、実績報告を受けた時には「報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定」することとなっている。

実績報告書を閲覧したところ、実績報告書の表紙に実績報告書の日付(令和2年4月 16 日付)で、「事業収支計画(資金計画)確認印」が担当者により押印されていた。

補助事業の履行確認について、当該行為の履行があった日の属する年度内に行われる。

例えば、実績報告書の提出が4月以降となる場合には、実績報告書の審査も4月以降となるため、実績報告書の提出前であっても、当該行為の履行があった日の属する年度内(3月 31 日まで)に、聞き取り等により履行確認がなされ、審査結果書類や補助金額の確定の伺い書等に、その旨が記載されている。

当補助金については、実績報告書に4月 16 日付の確認印があるものの、年度内(3月 31 日まで)において補助事業の履行確認印が見受けられなかった。

他の補助金と同様、当補助金についても、実績報告書の提出前に、聞き取り等により履行確認を実施し、その旨を何らかの書類として残しておくことが望ましい。

### (改善提案)

当補助金では、担当者が実績報告書を確認し、確認印を押印している。それに加えて、当該行為の履行があった日の属する年度内(3月 31 日まで)に履行確認を実施し、その結果を文書として残しておくことが望ましい。例えば、補助金額の確定の承認を受けるための伺い書に履行確認の結果を記載することなどが考えられる。

( 1 1 ) 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金					
所管部課名	商工部中小企業振興課					
補助金等の目的	地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与すること					
補助対象事業の概要	商工会又は商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善普及事業、商工会連合会が行う商工会に対する指導事業、商工会議所又は商工会連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	昭和 36 年～	事業終了年度	—			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱					
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )					
交付先	商工会、商工会議所、商工会連合会					
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(人件費補助 )					
補助対象経費	上記事業に要する経費					
補助率	10/10					
財源	県	100%	国	%	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27 年度	72	3,549,246	72	3,553,754	
	H28 年度	72	3,593,778	72	3,589,298	
	H29 年度	72	3,614,565	72	3,586,916	
	H30 年度	72	3,595,143	72	3,588,268	
R1 年度	72	3,589,084	72	3,598,205		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 商工会議所、商工会の経営指導員による経営改善等指導企業数 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	42,273	43,003	47,501	48,372	44,474
	目標値	42,713	43,975	45,237	46,500	48,000
	達成度	99%	98%	105%	104%	93%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	実績に基づきパンフレット・ポスター作製部数等を見直したことによる補助金の削減(令和元年度事務事業見直し節減額:5,499 千円)					

当補助金は、商工会又は商工会議所及び商工会連合会が行う経営改善普及事業、商工会連合会が行う商工会に対する指導事業、商工会議所又は商工会連合会が行う倒産の未然防止及び再建円滑化を図るための事業を促進し、小規模事業者等の振興と安定に寄与することを目的としている。

補助金の交付対象となる経費は以下のとおりである。

(商工会又は商工会議所が実施する事業に係る補助対象経費)

- (1-1) 商工会議所が経営指導員(主として小規模零細事業者に対する経営指導等を担当する小企業者等担当経営指導員を含む、以下同じ。)、専門経営指導員、経営指導員研修生、補助員(小企業者等担当補助員を含む、以下同じ。)及び記帳専任職員を設置して経営改善普及事業を行うために要する経費のうち、職員の設置に要する経費
- (1-2) (1-1)及び(2-2)に掲げる職員を設置して経営改善普及事業を行うために要する経費のうち職員の設置に付帯する指導事業の実施に要する経費
- (1-3) 経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う資質向上対策事業に要する経費((1-4)の対象となる経費を除く)
- (1-4) 商工会指導事業等の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業に要する経費のうち、新採用職員研修開催、事務局長等管理職員研修開催及び中小企業大学校専門研修等の参加に要する経費
- (1-5) 経営改善普及事業の適正かつ効率的な実施を図るために行う経営指導推進事業に要する経費
- (1-6) 小規模事業者に対する施策普及事業に要する経費
- (1-7) 経営改善普及事業の円滑かつ効果的な推進を図るための指導施設の建設又は取得等に要する経費
- (1-8) 指導環境の整備を図るための指導環境推進事業に要する経費
- (1-9) 若手後継者等人材育成事業に要する経費
- (1-10) 提案公募型地域活性化等事業に要する経費
- (1-11) 広域連携等対策事業に要する経費
- (1-12) 地域中小企業支援協議会推進事業に要する経費
- (1-13) 商工会議所が中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費
- (1-14) 小規模企業(商工)振興委員の設置に要する経費
- (1-15) 商工会長に費用弁償を行う場合に要する経費
- (1-16) 記帳機械化事業に必要なオンラインに要する経費
- (1-17) 小企業者等事業に要する経費

(県連合会が実施する事業に係る補助対象経費)

- (2-1) 商工会指導員及び補助員を設置して行う商工会を指導する事業並びに経営指導員、専門経営指導員、経営指導員研修生及び補助員を設置して行う経営改善普



- 及事業に要する経費のうち職員の設置に要する経費
- (2-2) 商工会が経営改善普及事業を行うため商工会に経営指導員、経営指導員研修生、補助員及び記帳専任職員を配置するための経費
  - (2-3) (2-1)に掲げる職員を設置して行う商工会指導事業及び経営改善普及事業を行うために要する経費のうち職員の設置に附帯する指導事業の実施に要する経費
  - (2-4) 商工会指導事業等の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業に要する経費(2-5)の対象となる経費を除く。)
  - (2-5) 商工会指導事業等の適正かつ効率的な実施を図るための資質向上対策事業に要する経費のうち、中小企業大学校専門研修等の参加に要する経費
  - (2-6) 商工会指導事業等の適正かつ効率的な実施を図るために行う経営指導推進事業に要する経費
  - (2-7) 小規模事業者に対する施策普及事業に要する経費
  - (2-8) 商工会指導事業等の円滑かつ効果的な推進を図るための指導施設の建設又は取得等に要する経費
  - (2-9) 商工会指導事業等の指導環境の整備を図るための指導環境推進事業に要する経費
  - (2-10) 若手後継者等人材育成事業に要する経費
  - (2-11) 広域連携等対策事業に要する経費
  - (2-12) 地域中小企業支援協議会推進事業に要する経費
  - (2-13) 中小企業の倒産に伴う社会的混乱の未然防止及び再建円滑化を図るために行う経営安定特別相談事業に要する経費
  - (2-14) 記帳機械化事業に必要なオンラインに要する経費
  - (2-15) 小企業者等事業に要する経費

補助対象経費は、補助事業の区分ごとに、経費区分と経費区分の明細が定められ、それぞれに補助対象経費となる内容が補助金交付要綱に規定されている。

また補助金交付要綱には、経費区分と経費区分の明細ごとに算定基準が定められている。例えば、補助対象経費として経営指導員、専門経営指導員、補助員、記帳専任職員等の俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、福利厚生費等の単価、設置数、設置月数などが規定されている。

(補助金交付先)

補助金交付先は商工会議所が 19 か所、商工会が 52 か所、福岡県商工会連合会と合計 72 か所である。

(設置基準)

当補助金は商工会議所や商工会が配置する、経営指導員、補助員、記帳専任職員等の配置に要する費用を補助するもので、その人件費が主な補助対象経費である。経営指導員、

補助員、記帳専任職員等配置については、県によって「補助対象職員の設置基準」が定められている。この基準は、当該事業を国費で実施していた時に国が定めた基準であり、現在も変更なく運用しているとのことであった。

配置人数を把握したところ、いずれも「補助対象職員の設置基準」が定める定数の範囲内の人数が配置されていた。

例えば、経営指導員であれば、以下のように定数が定められている。

(経営指導員設置基準)

小規模事業者数	経営指導員の設置定数
300 以下	1
301～ 1,000	2
1,001～ 30,000	2+ $\frac{(\text{小規模事業者数}) - 1,000}{1,000}$
30,001～ 40,000	31+ $\frac{(\text{小規模事業者数}) - 30,000}{1,050}$
40,001～ 60,000	41+ $\frac{(\text{小規模事業者数}) - 40,000}{1,150}$
60,001～ 80,000	59+ $\frac{(\text{小規模事業者数}) - 60,000}{1,250}$
80,001～100,000	75+ $\frac{(\text{小規模事業者数}) - 80,000}{1,350}$
	(ただし、端数は切り上げ)

## ② 監査の結果及び意見について (実施した手続)

- ・ 福岡県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 概算払いにおける支出命令書と、交付先から提出された概算払請求書、概算払いの根拠となる収支計画(資金計画)を閲覧した。
- ・ 補助金交付申請書と補助事業計画書及び添付資料として収支予算書を閲覧した。
- ・ 補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書及び添付資料として収支予算書を閲覧した。
- ・ 補助事業実績報告書と補助金支払明細書、事業実績報告書、別添1～別添16までの各種資料、講習会等開催実績細表、添付資料として人件費調書、福利厚生費支払内訳書、収支決算書を閲覧した。また地域活性化等事業を実施した商工会議所等については、地域活性化等事業の実施内容及び自己評価を閲覧した。
- ・ 商工会議所、商工会等については、2年に1回、指導監査を実施しているとのことであったので、監査対象年度に行われた指導監査結果の報告書について閲覧した。
- ・ 当該事業は、もともと国費で実施されていた事業であり、全国各県で実施されている事業である。補助対象事業の内容、補助対象経費の算定基準など、他県との比較を実施しているため、その比較資料を入手し閲覧した。

### 【意見8】人件費調書について

(監査の視点②)

当補助金の実績報告書の添付書類のうち、人件費調書には、経営指導員、補助員、記帳専任職員の氏名、年齢、俸給、扶養手当、調整手当、通勤手当、期末手当、住居手当、超過勤務手当、指導手当、人件費支出総額、福利厚生費などの情報が記載されている。

人件費調書は、実績報告書に添付されている補助金支払明細書のうち、「補助対象職員の設置費」の根拠資料であり、各員の俸給及び手当の合計額が「補助対象職員の設置費」と一致することとなっている。実績報告書には、補助対象職員の員数が最終申請における員数と一致していればよく、各員の俸給及び手当の合計額が「補助対象職員の設置費」と一致していれば、個人名まで記載する必要はないと思われる。

必要な場合を除き、個人情報の入手を避けることが望ましい。やむを得ず入手した場合であっても、資料より個人名を削除したうえで保管すべきである。

### (改善提案)

人件費調書から氏名欄を削除することについて検討されたい。氏名欄を残す場合であっても個人名は分からないように削除したうえで、調書は保管すべきである。

### 【意見9】効果検証のための指標の追加について

(監査の視点⑥)

記帳専任職員は常勤職員であり、定数 140 名に対して 39 名が、福岡商工会議所、北九州商工会議所、柳川商工会議所を除く 16 商工会議所で、小規模事業者を対象とした記帳

指導業務等に従事している。その実績結果として、実績報告書の別紙2事業実績報告書において、指導延べ回数、対象事業者数が報告されている。

しかし、記帳専任職員の業務である記帳指導業務等の実施結果については、当補助金の成果指標として設定されていなかった。

### (改善提案)

小規模事業者にとって、継続的な記帳指導は重要な支援業務であること、記帳専任職員として 39 名の常勤職員を配置することは補助対象事業として重要であることから、その業務の実施結果は、補助金の効果検証の指標とすることが望ましい。

企業の記帳については、財務会計のシステム化・自動化が普及しており、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要が、以前よりも減少していることが考えられる。

記帳の指導・支援件数についても効果検証のための指標とし、目標値の設定と実績の把握を行うことで、補助金の効果検証のみではなく、小規模事業者の記帳指導業務に対する需要についても把握し、記帳指導業務に対する補助金の在り方について検討されたい。

( 1 2 ) 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金																												
所管部課名	商工部中小企業振興課																												
補助金等の目的	プレミアム付き地域商品券の発行を支援することにより、地域内消費を喚起し、商店街をはじめ地域経済の活性化を図る。																												
補助対象事業の概要	プレミアム付き地域商品券の発行に係る経費を助成																												
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)																												
事業開始年度	平成 21 年度	事業終了年度																											
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金交付要綱																												
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )																												
交付先	商工会議所、商工会、商店街(商工会議所、商工会を通じて補助)																												
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外																												
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )																												
補助対象経費	発行に係る事務経費(印刷製本費、広報費等)、プレミアムの一部助成																												
補助率	発行に係る事務経費…10/10 プレミアムの一部助成…商品券販売済総額の 3/100																												
財源	県 100%	国 %	その他 %																										
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																										
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27 年度	187	1,552,144	189	1,514,887																								
	H28 年度	139	432,237	144	444,600																								
	H29 年度	144	459,266	137	432,526																								
	H30 年度	144	417,878	132	383,713																								
	R1 年度	121	366,177	115	339,662																								
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレミアム付き地域商品券発行団体数</li> <li>・プレミアム付き地域商品券発行総額</li> </ul> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <p>○発行団体数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>189</td> <td>144</td> <td>137</td> <td>132</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>187</td> <td>139</td> <td>144</td> <td>144</td> <td>121</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>101%</td> <td>104%</td> <td>95%</td> <td>92%</td> <td>95%</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	189	144	137	132	115	目標値	187	139	144	144	121	達成度	101%	104%	95%	92%	95%
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	189	144	137	132	115																								
目標値	187	139	144	144	121																								
達成度	101%	104%	95%	92%	95%																								

	○発行総額 (億円)					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	259	93	92	88	80
	目標値	250	87	93	93	82
	達成度	104%	107%	99%	95%	98%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	発行実績に応じて発行団体・発行規模を見直したことに伴う補助金の減(令和元年度事務事業見直し節減額:56,899千円)					

予算関連資料における事業説明資料には、当補助金対象事業のねらいと目的について、以下のように記載されている。

- ・ 国事業(プレミアム商品券、キャッシュレス決済ポイント還元)は、消費の平準化対策→県事業は消費の下支えとして例年ベースで実施。
- ・ 地域商品券の取り組みは県内で定着し、地域内の消費喚起・拡大に大きな効果を上げているのはもちろんのこと、商店街単位での割引セールやイベント、各店舗での独自サービスなど、各地域において商品券の発行を契機に消費者を呼び込む工夫がなされており、商店街の活性化にも大きく寄与している。
- ・ これらの政策効果に鑑み、効果の高い消費喚起策として地域経済の活性化に意欲ある団体が行う地域商品券の発行を引き続き支援し、個人消費を喚起して、商店街をはじめ地域経済の活性化を図っていくことが不可欠。
- ・ H31 の発行規模については国事業の動向を踏まえ発行団体に対する意向調査を行い、その結果により82億円の発行を見込む。

(出典:事業説明資料より抜粋)

補助金交付対象者は商工会法(昭和 35 年法律第 89 号)に規定する商工会と商工会議所法(昭和 28 年法律第 143 号)に規定する商工会議所であり、補助金交付先は以下のとおりである。

商工会が 46 か所(朝倉市商工会と柳川市商工会は、それぞれ朝倉商工会議所と柳川商工会議所と連名で交付されている)、商工会議所が 16 か所、福岡商工会議所管内商店街が 24 か所、北九州商工会議所管内商店街が 25 か所、飯塚商工会議所管内商店街が1か所、田川商工会議所管内商店街が2か所、古賀市商工会管内商店街が1か所の合計 115 か所に交付されている。

当補助金は、商品券のプレミアムの一部助成と商品券発行に係る事務経費への補助金から構成されており、商品券のプレミアムの一部助成として、商品券販売額の 100 分の3を、商品券発行冊数に応じて定めた額を上限として、商品券発行に係る事務経費を全額補助している。

下記の表は、補助金交付対象となった商品券事業の商品券発行総額、販売総額(プレミアムは除く)、プレミアム率、事務経費への補助金とプレミアムの補助金をそれぞれ記載している。

(単位:千円)

発行団体	発行総額	販売総額 (プレミアム除く)	率 (%) プレミアム	県補助金(実績)		
				事務経費	プレミアム	合計
筑紫野市商工会	165,000	150,000	10.0	2,229	4,484	6,713
春日市商工会	110,000	100,000	10.0	1,853	2,979	4,832
大野城市商工会	165,000	150,000	10.0	2,229	4,485	6,714
宗像市商工会	220,000	200,000	10.0	2,685	5,986	8,671
太宰府市商工会	110,000	100,000	10.0	1,853	2,989	4,842
古賀市商工会	110,000	100,000	10.0	1,853	2,992	4,845
福津市商工会	77,000	70,000	10.0	1,568	2,091	3,659
那珂川市商工会	112,800	100,000	10.0 14.0	1,853	2,989	4,842
宇美町商工会	82,500	75,000	10.0	1,568	2,244	3,812
篠栗町商工会	55,000	50,000	10.0	1,321	1,497	2,818
須恵町商工会	44,000	40,000	10.0	1,011	1,197	2,208
新宮町商工会	44,000	40,000	10.0	1,011	1,192	2,203
久山町商工会	38,500	35,000	10.0	930	1,050	1,980
粕屋町商工会	33,000	30,000	10.0	930	894	1,824
朝倉市商工会	—	—	—	—	—	—
筑前町商工会	55,000	50,000	10.0	1,376	1,492	2,868
東峰村商工会	33,000	30,000	10.0	930	871	1,801
久留米東部商工会	220,000	200,000	10.0	2,685	5,964	8,649
田主丸町商工会	110,000	100,000	10.0	1,829	2,993	4,822
久留米南部商工会	330,000	300,000	10.0	3,438	8,975	12,413
柳川市商工会	—	—	—	—	—	—
小郡市商工会	110,000	100,000	10.0	1,852	2,999	4,851
うきは市商工会	280,000	250,000	12.0	2,944	7,483	10,427
大刀洗町商工会	66,000	60,000	10.0	1,326	1,796	3,122
大木町商工会	55,000	50,000	10.0	1,376	1,498	2,874
八女市商工会	176,000	160,000	10.0	2,320	4,793	7,113
広川町商工会	33,000	30,000	10.0	864	899	1,763
みやま市商工会	110,000	100,000	10.0	1,326	2,959	4,286
芦屋町商工会	55,200	48,000	15.0	1,011	1,434	2,445

発行団体	発行総額	販売総額 (プレミアム除く)	率 (%) プレミアム	県補助金(実績)		
				事務経費	プレミアム	合計
水巻町商工会	42,000	35,000	20.0	930	1,048	1,978
岡垣町商工会	91,300	83,000	10.0	2,476	1,663	4,139
遠賀町商工会	121,000	110,000	10.0	3,296	1,887	5,182
みやこ町商工会	22,000	20,000	10.0	807	597	1,404
築上町商工会	66,000	60,000	10.0	1,796	1,431	3,227
吉富町商工会	22,000	20,000	10.0	511	600	1,111
小竹町商工会	44,000	40,000	10.0	1,011	1,199	2,210
鞍手町商工会	66,000	60,000	10.0	1,472	1,797	3,269
若宮商工会	—	—	—	—	—	—
桂川町商工会	22,000	20,000	10.0	813	599	1,412
嘉麻市商工会	—	—	—	—	—	—
香春町商工会	16,500	15,000	10.0	688	448	1,136
添田町商工会	22,000	20,000	10.0	721	596	1,318
福智町商工会	11,000	10,000	10.0	735	299	1,034
糸田町商工会	6,600	6,000	10.0	613	176	789
大任町商工会	5,500	5,000	10.0	493	149	642
赤村商工会	13,000	10,000	30.0	300	451	751
<b>商工会 合計</b>	<b>3,570,900</b>	<b>3,232,000</b>	<b>—</b>	<b>62,835</b>	<b>94,163</b>	<b>156,998</b>
朝倉商工会議所	198,000	180,000	10.0	2,503	5,380	7,883
行橋商工会議所	172,500	150,000	15.0	2,229	4,495	6,724
豊前商工会議所	55,000	50,000	10.0	1,376	1,131	2,507
中間商工会議所	82,500	75,000	10.0	1,568	2,195	3,763
苅田商工会議所	77,000	70,000	10.0	1,568	1,948	3,516
大牟田商工会議所	330,000	300,000	10.0	3,438	8,980	12,418
久留米商工会議所	1,100,000	1,000,000	10.0	6,048	23,938	29,986
柳川商工会議所	231,000	210,000	10.0	2,685	6,268	8,953
八女商工会議所	220,000	200,000	10.0	2,685	5,983	8,668
筑後商工会議所	220,000	200,000	10.0	2,548	5,977	8,525
大川商工会議所	220,000	200,000	10.0	2,656	5,994	8,649
直方商工会議所	110,000	100,000	10.0	1,853	2,990	4,843
田川商工会議所	110,000	100,000	10.0	1,726	1,581	3,307
嘉麻商工会議所	77,000	70,000	10.0	1,568	2,092	3,660
宮若商工会議所	44,000	40,000	10.0	1,011	1,196	2,207

発行団体	発行総額	販売総額 (プレミアム除く)	率 ( $\frac{\text{プレミアム}}{\text{販売総額}}$ )	県補助金(実績)		
				事務経費	プレミアム	合計
豊前川崎商工会議所	44,000	40,000	10.0	1,011	1,198	2,209
<b>商工会議所 合計</b>	<b>3,291,000</b>	<b>2,985,000</b>	—	<b>36,472</b>	<b>81,346</b>	<b>117,818</b>
イオンモール香椎浜同友店会	48,000	40,000	20.0	1,011	1,189	2,200
香椎商工連盟	44,000	40,000	10.0	964	1,198	2,162
上川端商店街振興組合	60,000	50,000	20.0	1,376	949	2,325
川端中央商店街振興組合	—	—	—	—	—	—
博多リブレイン専門店振興会	24,000	20,000	20.0	813	596	1,409
博多リブレイン博商会	—	—	—	—	—	—
博多駅ビル商店会	30,000	25,000	20.0	813	748	1,561
朝日地下センター商店会	—	—	—	—	—	—
博多バスターミナル商店会	12,000	10,000	20.0	735	298	1,033
新天町商店街商業協同組合	144,000	120,000	20.0	2,004	2,658	4,662
イムズテナント会	9,600	8,000	20.0	406	229	635
天神コア名店会	12,000	10,000	20.0	735	299	1,034
ソラリアプラザ商店会	30,000	25,000	20.0	813	745	1,558
イオンスタイル笹丘同友店会	12,000	10,000	20.0	735	299	1,034
小笹商店会	5,500	5,000	10.0	712	148	860
大橋商店連合会	5,500	5,000	10.0	402	149	551
花みずき通り商店会	5,500	5,000	10.0	712	149	861
高取商店街振興組合	5,500	5,000	10.0	712	150	862
西新中央商店街	5,500	5,000	10.0	559	150	709
西新中西商店街組合	5,500	5,000	10.0	584	150	733
藤崎商店街組合	5,500	5,000	10.0	657	147	804
えきマチ1丁目姪浜商店会	6,000	5,000	20.0	712	139	851
イオンマリナタウン同友店会	24,000	20,000	20.0	813	598	1,411
イオンモール福岡伊都同友店会	12,000	10,000	20.0	625	184	810
<b>福岡商工会議所管内商店街 計</b>	<b>506,100</b>	<b>428,000</b>	—	<b>16,892</b>	<b>11,172</b>	<b>28,065</b>
アミュプラザ小倉テナント会	22,000	20,000	10.0	813	599	1,412
チャチャタウン小倉会	12,000	10,000	20.0	731	299	1,030
スピナガーデン大手町会	12,000	10,000	20.0	730	299	1,029
小倉中央商業連合会	110,000	100,000	10.0	1,853	2,991	4,844
魚町商店街振興組合	22,000	20,000	10.0	813	598	1,411
魚町一丁目商店街振興組合	—	—	—	—	—	—

発行団体	発行総額	販売総額 (プレミアム除く)	率 ( $\frac{\text{プレミアム}}{\text{販売総額}}$ )	県補助金(実績)		
				事務経費	プレミアム	合計
サンリブ西小倉テナント会	11,000	10,000	10.0	684	300	983
サンリブきふねテナント会	11,000	10,000	10.0	660	299	959
サンリブもりつねテナント会	33,000	30,000	10.0	911	898	1,809
サンリブシティ小倉専門店会	55,000	50,000	10.0	1,376	1,497	2,873
サンリブ若松テナント会	16,500	15,000	10.0	735	449	1,184
若松商店街連合会	11,000	10,000	10.0	735	297	1,032
イオン若松ショッピングセンター同友店会	16,500	15,000	10.0	735	449	1,184
サンリブ高須専門店会	22,000	20,000	10.0	813	599	1,412
荒生田商店街協同組合	5,500	5,000	10.0	461	150	611
黒崎商店組合連合会	22,000	20,000	10.0	813	600	1,413
メイト黒崎専門店会	12,000	10,000	20.0	667	299	966
相生商店連盟協同組合	12,000	10,000	20.0	634	300	934
協同組合折尾商連	8,800	8,000	10.0	712	240	952
サンリブ三ヶ森テナント会	16,500	15,000	10.0	735	449	1,184
三ヶ森商店街振興組合	12,000	10,000	20.0	735	299	1,034
サンリブ木屋瀬テナント会	11,000	10,000	10.0	643	299	942
サンリブ折尾テナント会	16,500	15,000	10.0	686	449	1,135
戸畑中本町商店街協同組合	11,000	10,000	10.0	735	300	1,035
イオン戸畑店同友店会	12,000	10,000	20.0	572	299	871
<b>北九州商工会議所管内商店街 計</b>	<b>493,300</b>	<b>443,000</b>	—	<b>18,982</b>	<b>13,257</b>	<b>32,239</b>
飯塚市商店街連合会	50,000	40,000	25.0	1,011	1,195	2,206
<b>飯塚商工会議所管内商店街 計</b>	<b>50,000</b>	<b>40,000</b>	—	<b>1,011</b>	<b>1,195</b>	<b>2,206</b>
後藤寺商店街振興組合	6,000	5,500	9.1	221	165	386
伊田商店街振興組合	6,000	5,500	9.1	378	165	542
<b>田川商工会議所管内商店街 計</b>	<b>12,000</b>	<b>11,000</b>	—	<b>599</b>	<b>330</b>	<b>929</b>
サンリブ古賀専門店会	27,500	25,000	10.0	658	749	1,407
<b>古賀市商工会管内商店街 計</b>	<b>27,500</b>	<b>25,000</b>	—	<b>658</b>	<b>749</b>	<b>1,407</b>
<b>商店街 合計</b>	<b>1,088,900</b>	<b>947,000</b>	—	<b>38,143</b>	<b>26,703</b>	<b>64,846</b>
<b>総 計</b>	<b>7,950,800</b>	<b>7,164,000</b>	—	<b>137,450</b>	<b>202,212</b>	<b>339,662</b>

※各項目の金額は千円未満の端数処理(四捨五入)をしているため、合計が一致しない場合がある。



**② 監査の結果及び意見について****(実施した手続)**

- 福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金交付要綱を閲覧した。
- 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- 補助金交付申請書、事業計画書、収支計画書、経費配分書、役員名簿を閲覧した。
- 交付決定通知についての伺い書、支出負担行為決議書を閲覧した。
- 支出命令書と概算払請求書、概算払いにあたって確認する収支計画書、経費一覧表、各種証券類、(概算払い時点における)福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金に係る商品券の販売状況報告書を閲覧した。
- 補助対象事業実績報告書、事業実績報告書、収支実績、経費配分書、経費一覧表、各種証券類、福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業費補助金に係る商品券の販売状況報告書を閲覧した。販売状況は消費者に対する商品券の販売状況であるが、販売された商品券のうち換金された金額(換金済み総額)に基づいて、商品券のプレミアムに対する一部助成額が算定されるので、換金済み額の内訳が重要となる。そこで県としては換金状況を証明する資料を添付することを求めており、補助金交付先より、換金の明細資料が提出されている。この換金の明細資料には定められたフォームはないものの、換金日、換金店舗名、換金額、商品券の回収枚数などが記載されている。当該添付資料についても閲覧した。
- 平成 29 年度、平成 30 年度を対象とした監査を令和元年度に実施していたので、その結果を取りまとめた「地域商品券発行支援事業に関する監査について」を閲覧した。

**【意見 10】補助金交付先の制限について****(監査の視点①)**

当補助金は県内の商工会と商工会議所及び商店街に交付されている。その中には政令指定都市である福岡市、北九州市、中核市である久留米市に所在する商工会等も含まれる。

交付先には制限がないため、大都市中心部の商店街や大型ショッピングセンターのテナントにより構成される商店街にも当補助金は交付されている。

これらのテナントには全国チェーン店の店舗が存在し、商品券の換金店舗には、全国チェーン店での換金が多い。

補助金交付の必要性の観点から考慮すると、人口や企業が多い政令指定都市や中核都市の商店街が発行する商品券に、補助金を交付する必要性は乏しいと言わざるを得ない。

大都市部の商店街が発行する商品券の概要を見ると、プレミアム率が 20%の商品券を発行している商店街が散見される。消費者が集まる大都市圏の商店街はプレミアム率を高く設定することができる。当補助金(プレミアム率3%)がなくとも、商品券を発行することができるものと考えられる。

なお、商品券の発行には商工会や商工会議所が所在する市町村も補助金を交付しているが、福岡市は市内の商店街が発行する商品券に補助金を交付していない。

**(改善提案)**

県としては、補助金交付の必要性について再検討を行い、例えば、政令指定都市や中核市など、人口密集地に所在する商店会、商工会議所への当補助金の交付は廃止することについて検討されたい。

商品券のプレミアム率の設定を上限 10%とし、10%以上のプレミアム率を設定できる商工会、商工会議所、商店街については交付しないことや、当補助金の交付要件とすることなどが考えられる。

**【意見 11】当補助金の将来的な廃止について****(監査の視点①)**

福岡県地域商品券による地域経済活性化支援事業は、商店街をはじめ地域経済の活性化を図るため、平成 21 年度から実施されている。

一時的な不景気などにより消費の減少が見込まれる場合に行われる消費喚起策は、不景気の期間のみ実施される政策であり、景気が回復することで喚起策は停止されるのが一般的である。

一方、当該補助金は平成 21 年度から実施されている。景気の動向や商店街の要望などを把握し、補助金額や補助事業の内容を変更しながらも、一定金額の補助金が継続して交付されており、一時的な消費喚起策ではなく、消費の下支えのために継続的に行われる消費喚起策となっている。

しかし、継続的な消費喚起策は、産業構造そのものを消費喚起策ありきの構造に変化させてしまうリスクがある。結果として、補助金の交付が現状の消費水準を維持するための必要な条件となり、変更や廃止によるマイナスの影響が大きいため、継続せざるを得ないこととなる。長期的に補助金の交付を継続することで、消費喚起策としての効果が逡減するため、再度不景気の時期が到来した場合に消費を喚起するためには、更なる補助金の交付が必要となる可能性がある。

本来は不景気の時に消費喚起策を行い、景気が回復すれば喚起策を停止することが望ましい。そうすることで、再度不景気の際には同様の消費喚起策を採用することができる。

**(改善提案)**

県としても補助金の金額や内容を変更してはいるものの、補助金の交付が継続されている。例えば、内閣府が公表している景気動向指数などで明確に景気が回復したと判断できる場合には、当補助金の交付を停止することについて検討されたい。

消費喚起策は一度採用すると、停止する時のマイナス効果が懸念される。停止の方法については、例えばプレミアムへの助成率を徐々に低減するなど、工夫する必要がある。

(13) 福岡県産業・科学技術振興事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金				
所管部課名	商工部新産業振興課				
補助金等の目的	産学官連携による創造的研究開発の推進、科学技術の振興、産業の高度化や新産業の育成への貢献				
補助対象事業の概要	産学官共同研究、科学技術交流、情報サービス、マッチングコーディネート、ロボット・システム開発センター運営				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成6年	事業終了年度	-		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県産業・科学技術振興事業費補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(補助金交付要綱に基づく)				
交付先	公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団				
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 □左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補償・補填及び賠償金、公課費				
補助率	10/10 以内				
財源	県	100%	国	% その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27年度	1	123,576	1	104,065
	H28年度	1	135,303	1	117,161
	H29年度	1	134,632	1	127,894
	H30年度	1	138,467	1	133,710
	R1年度	1	139,872	1	137,107
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ①県財政負担率 ②コーディネーター派遣件数(累計) ③製品化件数(累計) ④フォーラム・セミナー等の定員に占める参加者の割合 ⑤フォーラム・セミナー等の参加者の理解度・満足度				

イ.成果指標の目標値と実績値

①県財政負担率(%)

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	27.8	22.4	23.9	22.7	21.8
目標値	25.0	20.0	22.0	22.0	22.0
達成度	89.9	89.2	92.0	96.9	100.9

②コーディネーター派遣件数(累計)

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	3,682	4,128	4,630	5,146
目標値	—	—	4,032	4,382	4,732
達成度	—	—	102.3	105.6	108.7

③製品化件数(累計)

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	217	233	250	263
目標値	—	—	227	237	247
達成度	—	—	102.6	105.4	106.4

④フォーラム・セミナー等の定員に占める参加者の割合

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	93.0	90.0	90.0	73.4
目標値	—	—	95.0	95.0	95.0
達成度	—	—	94.7	94.7	77.2

⑤フォーラム・セミナー等の参加者の理解度・満足度

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	—	66.7	68.1	68.3
目標値	—	—	70.0	70.0	70.0
達成度	—	—	95.2	97.2	97.5

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況  
コーディネーターの派遣件数や製品化実績など、事業目標は達成できている。引き続き費用対効果を点検しつつ、事業の効率化に努める。

補助金交付要綱によれば、公益財団法人福岡県産業・科学技術振興財団が行う次の事業が補助対象事業である。

事業名	事業内容
(1) 産業・科学技術振興事業	産学官連携による創造的研究開発を推進するために実施する事業で産学官共同研究事業費、科学技術交流事業費、情報サービス事業費等
(2) ロボット・システム産業振興事業	県の実施するロボット・システム産業振興事業の中核拠点となるロボット・システム開発センターにおいて、企業の集積・成長環境を整備し、設計開発や国プロジェクトを活用した製品開発を支援
(3) 三次元半導体研究センター事業	三次元実装技術の研究開発拠点となる三次元半導体研究センターにおいて実施する企業との共同研究、試作・評価等
(4) 社会システム実証センター事業	技術の有効性検証、問題点把握、市場の反応等の把握を行う評価・実証の拠点施設となる社会システム実証センターにおいて実施する研究開発・実証実験等
(5) 有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業	有機光エレクトロニクス実用化開発センターにおいて実施する有機ELを使った製品化を目指す企業との共同研究開発や製品の耐久性・特性評価、研究会による地場企業の参入促進等の支援等

(出典：福岡県産業・科学技術振興事業費補助金交付要綱)

当補助金は上記のうち(1)産業・科学技術振興事業(2)ロボット・システム産業振興事業を補助対象事業とした補助金であり、(3)三次元半導体研究センター事業(4)社会システム実証センター事業(5)有機光エレクトロニクス実用化開発センター事業については、それぞれ別の補助金が交付されている。

実績報告書によれば、補助対象事業は①産学官共同研究事業、②科学技術交流事業、③情報サービス事業、④マッチングコーディネート事業および⑤ロボット・システム開発センター事業により構成される。

補助対象経費と補助金の配分は以下のとおりである。

(単位：千円)

大科目	中科目	補助対象経費	補助金配分額
管理費	人件費	91,627	91,627
	一般管理費	23,919	23,919
事業費	産学官共同研究事業費	4,527	4,527
	科学技術交流事業費	467	467
	情報サービス事業費	6,431	6,431
	マッチングコーディネート事業費	7,419	7,419
	ロボット・システム産業振興費	187,701	2,716

上記の大科目のうち、人件費は補助金交付先の職員人件費であり、行政職 16 名、研究職 8 名、合計 24 名の人件費のうち、補助対象事業に従事する職員の人件費である。一般管理費は他の管理費とは区分され、補助対象事業に関連する経費である。

ロボット・システム産業振興費について、補助対象経費に対して補助金配分額が少ないのは、ロボット・システム開発センター賃貸収入(令和元年度の収入額は 70,951 千円)やその他補助金収入(令和元年度の収入額は 89,550 千円)など自己財源が充当されるからである。

## ② 監査の結果及び意見について (実施した手続)

- 補助金交付要綱、補助金交付申請書、支出負担行為決議書、支出決定確認書、実績報告書等を閲覧し、必要に応じて、質問およびヒアリングを実施した。
- 事業説明資料における事業概要や事業目標等の検討を行った。
- 補助金交付先団体の財務諸表についても閲覧した。

## 【意見12】実績報告書の充実について

(監査の視点④)

当補助金の実績報告書は、事業報告書と収支決算書より構成されている。収支決算書には補助対象経費と補助金の配分額が記載されており、配分額の合計が補助金の確定額となっている。

しかし実績報告書は事業の内容が記載されているものの、具体的な数値による活動報告が行われていなかった。

当補助金の成果指標は①県財政負担率、②コーディネーター派遣件数、③製品化件数、④フォーラム・セミナー等の定員に占める参加者の割合、⑤フォーラム・セミナー等の参加者の理解度・満足度である。

当補助金の実績報告書では、④と⑤のフォーラムについて、「科学技術交流フォーラム及び研究セミナーを開催した。」との記載があるのみで、開催回数や参加者の記載がない。コ

ーディネーターの派遣件数についても、コーディネーターを配置したとの説明があるが、何名配置し、何件派遣したのか記載がない。製品化件数については、実績報告書に「製品化」の文言が見当たらなかった。

それぞれ目標と実績の数値を県は把握しているが、実績の数値は、実績報告書で補助金交付先より報告を求めることが望ましい。

実績報告書に詳細な記載がなくとも、補助金交付先法人の評議員会や理事会用の事業報告書で活動の状況と実績の数値が把握できれば問題はない。

しかし、交付先法人が作成する事業報告書は、交付先法人全体の事業に係る事業報告書であり、その活動は多岐に渡ることから、当補助金の補助対象事業の実績を把握することが困難であり、概要調査票に記載されている成果指標の実績値を、提出された交付先法人の事業報告書で確認することができなかった。

**(改善提案)**

成果指標のうち、コーディネーター派遣件数、製品化件数、フォーラム・セミナー等の開催回数と参加者数などは、実績報告書に実績数値を記載させることが望ましい。

補助金交付先の法人が作成する事業報告書をもって、補助対象事業の実績を把握するのであれば、実績報告書の内容を補助対象事業の実績が把握できるように作成することを依頼されたい。例えば、事業報告書には産学コーディネートプログラムの事業化件数が令和元年度で7件、累計売上金額(平成30年度まで)57.2億円との報告が行われている。当補助金の成果である令和元年度の製品化件数13件についても累計売上金額と共に報告できないか、補助金交付先と協議し、補助金の効果検証のために有意義な情報を入手できるよう検討されたい。

(14) 福岡県南地域産業振興事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県南地域産業振興事業費補助金					
所管部課名	商工部新産業振興課					
補助金等の目的	(株)久留米リサーチ・パークが行う事業を円滑に促進し、もって県南地域の技術の高度化及び産業振興推進に資する。					
補助対象事業の概要	県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する。					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	平成 13 年	事業終了年度	-			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	-					
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(補助金交付要綱に基づく)					
交付先	株式会社久留米リサーチ・パーク					
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 □左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	報酬、給料、職員手当等、共済費、貸金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費、負担金					
補助率	10/10 以内					
財源	県 50 % 国 50 % その他 %					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
	H27 年度	2	89,864	2	89,864	
	H28 年度	3	113,624	3	113,624	
	H29 年度	1	197,398	1	197,398	
	H30 年度	1	193,721	1	193,721	
	R1 年度	1	156,006	1	156,006	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ①県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数 ②バイオ研究ビジネス最前線(参加者の理解度・満足度%) イ.成果指標の目標値と実績値 ①県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数					
		H27	H28	H29	H30	R1
実績値	67	72	85	95	104	
目標値	67	72	85	95	104	
達成度	100	100	100	100	100	

	②バイオ研究ビジネス最前線(参加者の理解度・満足度%)					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	-	-	89	91	97
	目標値	-	-	70	70	70
達成度	-	-	127	130	138	
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	バイオ製品開発研究事業において、これまでに収集・解析したデータの集積に基づき、実用化に繋がる研究テーマに絞り込んだことによる補助金の削減。					

補助金交付先の株式会社久留米リサーチ・パークはいわゆる第三セクターであり、資本金 16 億 2,205 万円のうち、9 億 8,805 万円を久留米市や福岡県などの地方公共団体 6 団体が、残りの 6 億 3,400 万円を民間企業 107 社が出資している。

当補助金の交付要綱によれば、補助対象事業の内容は以下のとおり。

- (1) 研究開発支援事業
- (2) 人材育成事業
- (3) 交流支援事業
- (4) 情報提供事業
- (5) バイオ産業拠点化事業

当補助金は(5)バイオ産業拠点化事業に関する補助事業を対象としており、上記の(1)から(4)までは別途、補助金が交付されている。

(5)バイオ産業拠点化事業は、以下のような区分により分類され、それぞれ事業内容と事業効果について、当補助金の交付先より報告を受けている。それぞれの事業の補助金交付申請と実績報告書における補助対象経費と県補助金は以下のとおりである。



(単位:千円)

項目	当初申請		実績報告書	
	補助対象経費	県補助金	補助対象経費	県補助金
①バイオ産業拠点推進会議の運営	5,274	975	14,159	7,090
②医薬など先端分野における研究開発の推進	29,552	5,261	19,372	9,686
③バイオベンチャー育成事業	11,170	2,029	9,691	4,846
④新製品・新技術創出研究開発支援	39,400	26,267	58,127	35,760
⑤食品産業など地場企業による製品開発・販売促進支援	25,177	11,287	25,373	12,649
⑥バイオ製品開発研究事業	129,528	84,849	128,963	85,975
合計	240,101	130,668	255,686	156,006

なお、成果指標として、「①県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」が挙げられており、令和元年度において目標 104 件に対して実績が 104 件とされている。これは令和元年度までの累計件数である。

この目標件数は、「福岡県総合計画」の No.12 で、「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した件数」(現状値:累計 483 件(平成 27 年度)、目標値:累計 1,000 件(平成 33 年度))と設定されており、この数値は所管課の事業である、ロボット・システム、医療福祉機器、バイオ、Ruby 等の実績を計上しており、当該指標を達成するため、バイオ事業において実現可能な目標件数を設定したものである。

## ② 監査の結果及び意見について (実施した手続)

- ・ 予算関連資料及び福岡県南地域産業振興事業費補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 補助金交付申請書と補助事業変更等承認申請書を閲覧した。添付資料として、事業の内容、収支予算書、補助事業支出明細についても閲覧した。
- ・ 補助金実績報告書を閲覧した。添付資料として、事業の内容、収支決算書、補助事業支出明細についても閲覧した。また補助金交付先より提出された「令和元年度事業報告」についても閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書、支出命令書、それに伴う、概算払請求書と南地域産業振興事業執行計画書を閲覧した。

## 【意見13】成果指標について

(監査の視点⑥)

福岡県南地域産業振興事業費補助金の主な目的として、「県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する」ことが挙げられている。補助事業名も「バイオ産業拠点化推進事業」であり、事業内容も「バイオベンチャーの育成」や、「新製品・新技術創出研修開発支援」、「バイオ製品開発研究事業」など多岐に渡る。

その成果指標として「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」が挙げられており、令和元年度までの累計件数が目標 104 件に対し、実績 104 件であった。

しかしながら、「製品の実用化を実現した」104 件が、県南地域のベンチャー企業の売上に貢献しているのか、県南地域のバイオ産業の拠点増加に貢献しているのかは不明であり、「県南久留米を中心にバイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する」目的をどの程度達成できたのかを判断することはできなかった。

製品の実用化した案件は、実用化後において、企業の製品もしくは商品にどのように組み込まれ販売されたのか、実際に販売され、その販売実績はどの程度かまで把握することが重要である。「製品の実用化」はスタートであり、その結果、県南地域のベンチャー企業の売上が増加し、拠点数が増加し、雇用する従業員数が増加することが、「バイオ技術を核とする新産業の創出やベンチャー企業等の一大集積を形成する」目的の成果指標である。

### (改善提案)

成果指標として、「県の支援により成長産業分野で製品の実用化を実現した開発件数」だけでなく、バイオ関連産業の売上、バイオ関連産業の拠点数、バイオ関連産業の従事者など、補助金の目的が達成できているかどうかを判断できる指標を設定されたい。

(15) 福岡県企業立地促進交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県企業立地促進交付金																												
所管部課名	商工部企業立地課																												
補助金等の目的	本県への立地企業に対して交付金を交付することにより、初期投資の負担軽減を図り、県内への企業立地の促進を図る																												
補助対象事業の概要	別紙参照																												
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(4年)																												
事業開始年度	平成8年度	事業終了年度	-																										
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県企業立地促進交付金交付要綱																												
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他( )																												
交付先	民間企業																												
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外																												
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他(企業誘致のためのインセンティブ)																												
補助対象経費	-																												
補助率	1%~8%																												
財源	県	100%	国	%	その他 %																								
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																										
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27年度	30	1,391,120	31	996,295																								
	H28年度	32	1,140,371	41	1,320,689																								
	H29年度	35	1,345,353	55	1,785,568																								
	H30年度	50	1,631,552	56	1,845,574																								
R1年度	62	1,952,156	60	1,207,819																									
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ①立地企業件数、②新規雇用計画者数</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値 ①立地企業件数(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>55</td> <td>72</td> <td>72</td> <td>79</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>91%</td> <td>120%</td> <td>120%</td> <td>131%</td> <td>106%</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	55	72	72	79	64	目標値	60	60	60	60	60	達成度	91%	120%	120%	131%	106%
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	55	72	72	79	64																								
目標値	60	60	60	60	60																								
達成度	91%	120%	120%	131%	106%																								

	②新規雇用計画者数(人)					
		H30	R1	R2	R3	R4
	実績値	3465	1132	—	—	—
	目標値	3000	3000	3000	3000	3000
	達成度	115%	37%	—	—	—
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	-					

交付対象事業等は交付要綱で定められた業種の製造・事業施設及び本社機能を有する特定業務施設の新設もしくは増設又は移転である。

交付金の算定根拠は、移転、新設、増設などにより詳細に規定されており、業務施設を取得する場合は設備投資額の一部、賃貸する場合は設備投資額の対象となる資産の年間賃借額の一部を交付するほか、操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用 1 名当たり一定額を交付することとなっている。

成果指標は立地企業件数で平成 30 年度からは新規雇用計画者数も成果指標となっている。参考までに平成 27 年度からの立地企業件数と新規雇用計画者数の推移を示すと以下のとおり。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
立地件数	55	72	72	79	64
雇用者数	1,368	4,342	1,515	3,465	1,132

※H28、30 は、オフィス系企業で 1 件 100 人以上の新規雇用を伴う大型案件が多く、結果として、新規雇用計画者数が 3000 人/年を超えている。

また、企業立地交付金については経済効果の試算を行っており、交付額の回収については、立地から 10 年以内に法人事業税や法人県民税によって回収できることを確認している。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 福岡県企業立地促進交付金交付要綱の閲覧、交付申請書、企業立地促進交付金支給調査、交付金検査について(報告)を閲覧した。
- ・ 交付決定及び通知についての伺い書、交付決定通知書、支出負担行為決議書を閲覧した。
- ・ 支払については請求書と支出命令書を閲覧した。
- ・ 交付金のうち、業務施設の取得等については、投資額内訳書、設計図や見取り図、工事請負契約書等を閲覧した。
- ・ 県民新規常用雇用に対する交付については、新規雇用者一覧表、住民票、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等を閲覧した。

**【意見 14】成果の未達成について**

(監査の視点③)

当交付金の成果指標として①企業立地件数と②新規雇用計画者数が挙げられているが、企業立地件数は平成 28 年度より実績件数が目標件数を上回っているものの、新規雇用計画者数は、令和元年度において、実績人数が 1,132 人と、目標人数の 3,000 人を大幅に下回っている。また平成 27 年度から令和元年度までの各年度の雇用者数についても集計したところ、累計雇用者数は 11,822 人、年平均 2,364.4 人ということで、目標の 3,000 人を下回っている。

新規雇用計画者数について、実績が目標を下回った詳細な理由は不明とのことであったが、雇用者数は誘致した企業の業種や企業規模により異なることから、雇用者計画数は年ごとに変動が発生することであった。

企業立地促進交付金として、操業開始から3年間に雇用した県民新規常用雇用 1 名当たり に一定額を交付することとなり、新規雇用計画者数も重要な成果指標であるため、達成できるように努められたい。

**(改善提案)**

企業の立地に伴う雇用者数の創出は、当交付金の重要な目標の一つである。雇用者は誘致した企業の業種や規模に左右されるところであり、目標を達成できない年度があるのはやむを得ないところであるが、例えば5年間の累計では目標を達成できるようにするなど、企業誘致による県内の雇用者数の確保に努められたい。

また技術の進化により、拠点の自動化が進み、省人化が進むことで、一拠点当たり 50 人という目標が現実的ではなくなる可能性もある。指標については定期的に見直すことについても留意されたい。

(16) 福岡県観光推進協議会負担金

① 概要

補助金等名称	福岡県観光推進協議会負担金			
所管部課名	商工部観光局観光政策課			
補助金等の目的	観光を中核とする本県の総合的なイメージアップを推進するとともに、効果的に観光情報を発信することにより本県観光の発展と地域の活性化に寄与し、本県への観光客の誘致を促進する。			
補助対象事業の概要	<p>1 地域の魅力を活かした観光地づくり 地域の住民、観光団体、民間事業者などの地域の幅広い関係者が一体となって取り組む活動や団体等を広く支援する。</p> <p>2 産業観光推進事業 福岡県の先端産業や伝統工芸など、現在に息づく幅広い産業や、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」をはじめとする産業遺産を、観光資源として活用し、県内の観光資源と結びつけ、本県観光の魅力を向上させる。</p> <p>3 情報発信事業 本県のもつ多様な観光資源の魅力を近隣の温泉や宿泊施設と併せて各種媒体により情報発信する。</p> <p>4 観光客受入環境整備事業 海外からの教育旅行誘致のための支援事業や、観光ボランティアガイド育成事業等の実施により、国内・海外からの観光客のおもてなし体制の充実を図る。</p>			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成 15 年度	事業終了年度	-	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県観光推進協議会規約			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(規約に基づく負担金)			
交付先	福岡県観光推進協議会			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(負担金)			
補助対象経費	福岡県観光推進協議会運営費			
補助率	2/3			
財源	県 100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	1 22,800	1 22,800	
H28 年度	1 22,800	1 22,800		

	H29 年度	1	22,800	1	22,800																																																
	H30 年度	1	22,800	1	22,800																																																
	R1 年度	1	22,800	1	22,800																																																
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載</p> <p>①延べ宿泊者数</p> <p>②入国外国人数</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <p>①延べ宿泊者数(万人泊)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>1,614</td> <td>1,648</td> <td>1,700</td> <td>1,673</td> <td>2,042</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>-</td> <td>1,650</td> <td>1,740</td> <td>1,830</td> <td>1,940</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>-</td> <td>99.9%</td> <td>97.7%</td> <td>91.4%</td> <td>105.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②入国外国人数(万人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>209</td> <td>260</td> <td>319</td> <td>328</td> <td>285</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>-</td> <td>259</td> <td>290</td> <td>320</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>-</td> <td>100.3%</td> <td>110.0%</td> <td>102.5%</td> <td>81.4%</td> </tr> </tbody> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	1,614	1,648	1,700	1,673	2,042	目標値	-	1,650	1,740	1,830	1,940	達成度	-	99.9%	97.7%	91.4%	105.3%		H27	H28	H29	H30	R1	実績値	209	260	319	328	285	目標値	-	259	290	320	350	達成度	-	100.3%	110.0%	102.5%	81.4%
	H27	H28	H29	H30	R1																																																
実績値	1,614	1,648	1,700	1,673	2,042																																																
目標値	-	1,650	1,740	1,830	1,940																																																
達成度	-	99.9%	97.7%	91.4%	105.3%																																																
	H27	H28	H29	H30	R1																																																
実績値	209	260	319	328	285																																																
目標値	-	259	290	320	350																																																
達成度	-	100.3%	110.0%	102.5%	81.4%																																																
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	令和2年度から、観光PR事業について、デジタルマーケティング等によるPRを強化し、イベントや紙によるPRを削減したことに伴い負担金を削減(節減額▲4,560千円)。																																																				

福岡県観光推進協議会規約によれば、福岡県観光推進協議会は、観光を中核とする県の総合的なイメージアップを推進するとともに、効果的に観光情報を発信することにより、県観光の発展と地域の活性化に寄与し、もって観光客の誘致を促進することを目的とした任意団体である。

協議会の会員として、県のほか、県の市町村、県観光に関連する企業及び団体(219の企業及び団体)が参加している。協議会の活動の財源として、3分の2を県が、残り3分の1は市町村が負担している。

**② 監査の結果及び意見について****(実施した手続)**

- ・ 福岡県観光推進協議会事業報告、福岡県観光推進協議会総会資料を閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書、支出命令書、請求書、事業説明資料等を閲覧した。

**【意見15】成果指標の設定について**

(監査の視点⑥)

成果指標として県内の延べ宿泊者数と入国外国人数が挙げられている。当該事業の成果指標については毎年度事務事業評価が行われている。評価書では目標の達成状況と未達成の時はその理由が記載されている。

しかしながら、県内の延べ宿泊者数と入国外国人数は、協議会の活動によって直接左右される数値ではないため、当該事業の評価を2つの指標のみで行うことは困難である。

事業評価は今後の協議会の活動や予算への反映のために行うのであるから、事業の活動とその結果は相互に関連性が高くなければならない。

**(改善提案)**

県内の延べ宿泊者数と入国外国人数だけでなく、協議会の活動に関連した、より具体的な活動指標についても、成果指標として採用することを検討されたい。

例えば、福岡県第二次観光指針において設定している、インバウンド協力店登録数や日本人旅行消費単価、HPアクセス数、SNSフォロワー数などが具体的な指標として考えられる。

協議会としてのアクションと評価を結び付けることで、その評価結果を次のアクションに繋げることができる。より具体的な評価指標を採用されたい。



(17) 福岡県浄化槽整備事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県浄化槽整備事業補助金					
所管部課名	環境部廃棄物対策課					
補助金等の目的	公共用水域の汚濁の主要因である生活排水の処理を促進する。					
補助対象事業の概要	市町村が小型浄化槽の設置者に対し設置に要する費用を助成するための事業及び市町村が小型浄化槽を整備するための事業。					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	平成元年度	事業終了年度	未定			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県浄化槽整備事業補助金交付要綱					
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )					
交付先	市町村(北九州市及び福岡市を除く)					
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	市町村が小型浄化槽の設置者に対し設置に要する費用を助成するために必要な経費及び市町村が小型浄化槽を整備するために必要な経費。					
補助率	浄化槽設置整備事業(1/3)、浄化槽市町村整備推進事業等(7.5%)等					
財源	県 100% 国 % その他 %					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
H27 年度	—	491,097	48	314,121		
H28 年度	49	447,633	48	304,551		
H29 年度	—	490,883	49	309,247		
H30 年度	—	490,883	48	320,863		
R1 年度	—	483,911	46	352,233		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 汚水処理人口普及率 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
実績値	91.1%	91.5%	92.1%	92.6%	未確定	
目標値	90%	未設定	91.9%	92.3%	92.7%	
達成度	達成	—	達成	達成	—	
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	福岡県汚水処理構想に基づき、県内の汚水処理人口普及率を令和 7 年度までに 95%以上にするための必要額を毎年計上している。					

浄化槽の普及を図るため、市町村(北九州市及び福岡市を除く)が行う、小型浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業、個別排水処理施設整備事業及び小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するもの。

浄化槽とは、水洗式便所と連結して尿尿(糞及び尿)及び雑排水(生活に伴い発生する汚水(生活排水)を処理し、公共下水道以外に放流するための設備である。以前は水洗トイレからの汚水だけを処理する単独処理浄化槽の設置が可能であったが、平成13年4月以降は、下水道予定処理区域(7年以内に下水道が供用開始になる区域)以外では、尿尿及び雑排水と一緒に処理する合併処理浄化槽でなければ設置できないことになっている。補助対象となる浄化槽は、この合併処理浄化槽であり、過去に設置されていた単独処理浄化槽の撤去費助成事業も当補助金に含まれている。

県の汚水処理人口普及率は、平成 29 年度末において 92.1%であるが、福岡市と北九州市を除けば 84.8%であり、全国平均の 90.9%よりも低い状況にある。県としては、県内の汚水処理人口普及率を令和7年度までに 95%以上とするため、浄化槽の整備を図っている。

主な補助対象事業として、浄化槽設置整備事項(個人設置型)と浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)がある。

浄化槽設置整備事業(個人設置型)の県の補助率は3分の1であり、当補助金は市町村に対して交付される(国の交付税措置も行われる)。設置者である住民に対しては市町村を通して補助金が交付される。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 補助金交付要綱や予算関連資料を閲覧した。
- ・ 平成 31 年度福岡県浄化槽整備事業補助金交付申請書(事業計画書、県費補助金所要額調書、所要額内訳書、添付書類として歳入歳出予算書(見込書)抄本、市町村の補助制度(交付要綱等)、その他参考となる書類として浄化槽整備事業対象地域図など)を閲覧した。
- ・ 令和元年度福岡県浄化槽整備事業補助金変更交付申請書(事業計画書、補助金所要額調書、所要額内訳書、添付書類として歳入歳出予算書(見込書)の抄本、浄化槽設置整備計画図)を閲覧した。
- ・ 令和元年度福岡県浄化槽整備事業実績報告書(事業実績報告書兼精算額内訳書、補助金精算調、補助対象浄化槽設置者一覧表、添付書類として歳入歳出決算書、市町村の交付要綱等)を閲覧した。

【意見16】入手する資料の個人名について

(監査の視点②)

実績報告書には、補助対象浄化槽設置者一覧表が添付されている。この一覧表には設置者の氏名と設置場所が記載されている。設置者が会社など個人ではない場合もあるが、ほとんどは個人の氏名が記載されている。設置場所もアパートなどの集合住宅であれば、アパ

一トの住所であるが、個人宅で設置していれば個人の住所を特定することも可能である。県の様式では電話番号を記載することとはなっていないが、柳川市のように電話番号まで記載して報告している自治体もあった。

このような情報を入手しないように、設置者氏名を記載しない様式とすることが望ましいが、県は、「重複して補助を行っていないかを確認することを目的に、設置者氏名等を求めていることから、福岡県個人情報保護条例第3条第4項第6号の「事務の執行上やむを得ず収集するとき」に該当すると判断し、個人名を削除する必要はない」と判断している。

個人名、住所、電話番号など個人の特定に繋がる情報については、できる限り県として入手しないように努め、保管する際には個人が特定できないよう措置を講じて保管されたい。

#### （改善提案）

重複して補助を行っていないかは、設置者に補助金を交付する市町村がチェックするべきであり、さらに県がチェックする必要性は乏しいと思われる。

県としてチェックを厳密にするため、個人名を記載した一覧表を入手するのであれば、チェック終了後は個人名を消して保管し、業務で使用するファイルとは別ファイルで保管するなど、個人情報の漏洩に繋がらない仕組みを構築されたい。

#### 【意見17】申請書に添付される歳入歳出予算書について

（監査の視点②）

補助金交付申請書には補助金申請額と事業計画書、補助金所要額調、所要額内訳書、一般会計歳入歳出予算書抄本、整備区域図、事業を実施する市町村の事業費補助金交付要綱が添付されている。

そのうち、補助金交付先の一般会計歳入歳出予算書抄本は、申請された補助金を財源として事業が実施されることを確認するため、申請された補助金と補助対象事業の経費が予算として編成されているかを確かめるために入手している。

補助金申請金額が、補助金交付先の予算書に歳入として計上されているか確認したところ、補助金申請金額と歳入歳出予算書（抄本）の県補助金歳入額が一致しないケースが散見された。

県は、歳入歳出予算書（抄本）の県補助金歳入額が補助金申請額と同額以上であれば問題ないものとして取り扱っているが、田川市、須恵町、は補助金申請額よりも予算書（抄本）の県補助金歳入額が少なかった。

一般会計歳入歳出予算書（抄本）は、申請された補助金を財源として事業が実施されることを確認するため、申請された補助金と補助対象事業の経費が予算として編成されているかを確かめるために入手しているのであるから、一致しない場合には理由をヒアリングし、問題ないかどうかを確認し、差し替えを求めるか、問題ないと判断した理由を申請書類に記載すべきである。

#### （改善提案）

県は、予算書（抄本）の県補助金歳入額が補助金申請額と一致するか確認し、一致しない場合には、その理由と補正予算で対応することを申請書類に記載しておくように、市町村に指導されたい。

#### 【指摘事項2】歳入歳出決算書の適切な入手について

（監査の視点②）

実績報告書には添付書類として歳入歳出決算書（見込書）の抄本が添付されている。しかし久留米市、大川市、朝倉市、広川町、川崎町については予算書の抄本が添付されていた。

朝倉市と広川町の予算書の抄本は年度途中の申請で提出された予算書の抄本と異なっており、補助金額も実績報告書の補助金額と一致していることから、単に表題を誤り、「歳入歳出決算書」と記載すべきところを予算書と記載した可能性もある。

久留米市、大川市、川崎町については、実績報告書及び添付書類のいずれの数値とも一致しない予算書の抄本が添付されていた。

補助金の申請書に予算書を添付し、実績報告書に決算書を添付するのは、補助対象事業が予算として確保され、予算の執行が適切に行われ、補助対象事業が報告書に記載のとおり、実施されているかを確認するためである。実績報告書に予算書の抄本が添付されている場合は、補助対象事業が適切に実施されたかどうか確認ができない。

#### （是正の方向性）

実績報告書には予算の抄本ではなく、補助対象事業が報告書に記載のとおり実施されているかを確認することができる決算書の抄本を添付するように、指導を徹底されたい。

(18) 福岡県芸術・文化活動事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県芸術・文化活動事業補助金				
所管部課名	人づくり・県民生活部文化振興課				
補助金等の目的	福岡県内の地方公共団体または文化団体等が主体となって実施する芸術・文化活動を助成し、本県芸術・文化の振興に寄与すること。				
補助対象事業の概要	芸術文化団体等が主体的に実施する芸術・文化活動に対し、芸術・文化に関する公演や講演会等事業に係る経費を1/2以内で助成する。				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	S30 年度	事業終了年度	R4 年度 ※(公財)アクロス福岡は R9 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県芸術・文化活動事業補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(書類審査)				
交付先	・公益財団法人九州文化協会 ・一般財団法人西日本文化協会 ・一般財団法人福岡ユネスコ協会 ・公益財団法人九州交響楽団 ・西日本オペラ協会「コンセル・ピエール」 ・榎田本因坊戦大会実行委員会・公益財団法人アクロス福岡 ・第 47 回全国アマチュアオーケストラフェスティバル久留米大会実行委員会				
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(基本財産の返戻に伴う補助)				
補助対象経費	1 芸術・文化に関する公演または公開の事業 2 芸術・文化に関する出版物等の刊行事業 3 芸術・文化に関する講演会または研修会等の事業				
補助率	補助対象経費の1/2以内				
財源	県 100%	国 %	その他 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	8	168,626	8	168,626
	H28 年度	7	167,726	7	167,726
	H29 年度	8	168,626	7	167,330
	H30 年度	8	168,155	7	166,859
	R1 年度	8	168,659	8	168,659
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 安定的な演奏活動等の実施				

	イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	127	120	103	136	117
	目標値	100	100	100	100	100
	達成度	127%	120%	103%	136%	117%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	本事業は目標値を十分に達成しており、安定的な演奏活動等の実施に欠かせないものから、見直しの必要は不要と考えられる。					

福岡県芸術・文化活動事業補助金交付要綱によれば、当補助金の交付対象経費は、地方公共団体または文化団体等が主体となって実施する次の事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内において知事が認める経費である。

- ①芸術・文化に関する講演または公開の事業
- ②芸術・文化に関する出版物等の刊行事業
- ③芸術・文化に関する講演会または研修会等の事業

なお補助率はいずれの事業も補助対象経費の2分の1以内となっている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先団体からの交付申請書及び添付資料の事業実施計画書、予算書等を閲覧した。
- ・ 補助金交付決定に関する資料を閲覧した。交付団体からの実績報告書及び添付資料の補助事業の実施報告書、収支決算書、その他補助事業の成果を証する書類等を閲覧した。
- ・ 補助金の額の確定について伺い書を閲覧した。伺い書には総事業費と補助対象経費の算定資料、補助金履行確認調書が添付されているので閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書と支払命令書を閲覧した。

当補助金の交付先と補助対象経費と補助金額、補助金額の補助対象経費に対する割合(補助率)は以下のとおり。

交付申請時 (単位:千円)

交付先	補助対象経費	補助金額	補助率
公益財団法人アクロス福岡	1,562	429	27.46%
公益財団法人九州文化協会	11,533	1,350	11.70%
一般財団法人西日本文化協会	4,890	1,350	27.6%
一般財団法人福岡ユネスコ協会	5,320	1,440	27.06%
公益財団法人九州交響楽団	691,763	162,000	23.4%
西日本オペラ協会「コンセルビエール」	2,800	270	9.64%
榊田本因坊戦大会実行委員会	555	20	3.60%
第 47 回アマチュアオーケストラフェスティバル久留米大会	8,222	1,800	21.89%

実績報告時 (単位:千円)

交付先	補助対象経費	補助金額	補助率
公益財団法人アクロス福岡	936	429	45.82%
公益財団法人九州文化協会	13,406	1,350	10.07%
一般財団法人西日本文化協会	4,796	1,350	28.14%
一般財団法人福岡ユネスコ協会	5,220	1,440	27.58%
公益財団法人九州交響楽団	659,288	162,000	24.57%
西日本オペラ協会「コンセルビエール」	2,532	270	10.66%
榊田本因坊戦大会実行委員会	510	20	3.92%
第 47 回アマチュアオーケストラフェスティバル久留米大会	7,484	1,800	24.05%

補助金交付額の推移 (単位:千円)

交付先	H27	H28	H29	H30	H31
(公財)九州文化協会	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
(一財)西日本文化協会	1,350	1,350	1,350	1,350	1,350
(一財)福岡ユネスコ協会	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
(公財)九州交響楽団	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000
西日本オペラ協会「コンセルビエール」	270	270	270	270	270
榊田本因坊戦大会実行委員会	20	20	20	20	20

【意見18】補助金の内容と必要性の検討について

(監査の視点①)

当補助金は、芸術・文化活動を実施する法人・団体について交付されており、監査対象年度における補助金交付先は8件であった。

当補助金の成果指標は、補助金交付先の一つである、公益財団法人九州交響楽団の年間の演奏活動の回数(100回)を目標としているが、本来であれば、県が当補助金制度で実現を目指す「福岡県の芸術文化の振興」という目標に対する成果指標を設定する必要がある。

成果指標が設定されていない場合は、県として当補助制度を適正に評価することができなくなり、補助金を減額、廃止する際の根拠を有しないこととなるため、補助金の固定化につながる可能性がある。

令和元年度のみ開催された演奏大会への補助金を除き、他の5件については、平成27年度より同額の補助金が交付されていた。

(改善提案)

成果が評価されなければ、当補助金制度が目標とする「福岡県芸術・文化の振興」に寄与しているかが不明な事業への交付が、長期間にわたり行われることとなる。補助金を交付するのであれば、期待される成果の設定は必要であり、成果を評価することで当補助金が県民の期待に応じた芸術・文化活動に交付されているか検討されたい。

具体的には、「福岡県芸術文化の振興」のための成果指標を設定し、その指標達成のために、どのような補助対象事業へ補助金を交付すべきか検討すべきである。そして、成果指標の達成について検証した結果、成果指標の達成への貢献度が充分ではない補助事業については、内容の変更、補助金の減額・廃止等を検討されたい。

( 1 9 ) ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐

① 概要

補助金等名称	ラグビーワールドカップ 2019 協賛くじ発売に係る収益金の出捐																											
所管部課名	人づくり・県民生活部スポーツ振興課																											
補助金等の目的	ラグビーワールドカップの開催にあたり必要となる仮設費用、会場の整備費用等の財源に充当。																											
補助対象事業の概要	協賛宝くじの発行による収益金の一部を、ラグビーワールドカップの運営団体である、(公財)ラグビーワールドカップ組織委員会に拠出するもの。																											
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度( 4年)																											
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	令和元年度																									
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	協賛くじ収益金の出捐に係る契約書																											
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他(交付先との契約に基づいて交付)																											
交付先	(公財)ラグビーワールドカップ組織委員会																											
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外																											
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 出捐金 )																											
補助対象経費	—																											
補助率	—																											
財源	県 100%	国 %	その他 %																									
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																									
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																							
	H27 年度	—	—	—	—																							
	H28 年度	1	26,666	1	26,666																							
	H29 年度	1	373,333	1	373,333																							
	H30 年度	1	133,330	1	133,330																							
	R1 年度	1	133,330	1	133,330																							
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ラグビーワールドカップ福岡会場の満員  イ.成果指標の目標値と実績値 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>満員</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>満員</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>達成</td> </tr> </table>					H27	H28	H29	H30	R1	実績値	—	—	—	—	満員	目標値	—	—	—	—	満員	達成度	—	—	—	—	達成
	H27	H28	H29	H30	R1																							
実績値	—	—	—	—	満員																							
目標値	—	—	—	—	満員																							
達成度	—	—	—	—	達成																							
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—																											

ラグビーワールドカップは、オリンピック、サッカーワールドカップに並ぶ世界三大スポーツイベントの一つと言われ、1987 年以降、4 年に一度開催され、2019 年に日本大会が開催された。日本大会はアジア初の大会である。

本大会の運営に当たっては、各会場に共通し整備する必要がある基礎的な整備費用について、約 160 億円ほどが見込まれており、その財源を確保するため、開催自治体及び(公財)ラグビーワールドカップ組織委員会が全国宝くじ事務協議会に対し、協賛宝くじ発行による支援を要望し発行が承認された。

この「ラグビーワールドカップ 2019 協賛宝くじ」は平成 28 年度から発売され、その収益配分額を県が受け取り、全額が(公財)ラグビーワールドカップ組織委員会に拠出されている。なお、平成 31 年度の拠出金額はラグビーワールドカップ 2019 開催自治体のうち、宝くじ発行団体である 15 自治体から 20 億円を集めることとなり、2,000,000 千円÷15 自治体＝133,330 千円が拠出されている。

各年度の発売額と支援額、県が受け取った収益配分額は以下のとおり。

(単位:千円)

年度	発売額	発売額のうち支援額	収益配分額
平成 28 年度	1,000,000	400,000	26,666
平成 29 年度	14,000,000	5,600,000	373,333
平成 30 年度	5,000,000	2,000,000	133,330
平成 31 年度	5,000,000	2,000,000	133,330
合計	25,000,000	10,000,000	666,659

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 予算編成時の事業説明資料、協賛くじ収益金の出捐に係る契約書とその伺い書、支  
出負担行為決議書、請求書及び支出命令書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



( 2 0 ) 令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金

① 概要

補助金等名称	令和元年度ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金					
所管部課名	人づくり・県民生活部スポーツ振興課					
補助金等の目的	ラグビーワールドカップの運営団体である、(公財)ラグビーワールドカップ組織委員会と開催自治体である県、福岡市との契約により、自治体側の義務とされている、大会に向けた準備や大会期間中の運営を着実に行うことにより、福岡で3試合が行われるラグビーワールドカップを成功させること。					
補助対象事業の概要	ラグビーワールドカップに向けた準備及び大会期間中の運営等の開催自治体の義務とされている業務を行う地元組織であるラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会(主な構成員:福岡県、福岡市等)へ負担金を支出。					
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度( 3年)					
事業開始年度	平成 29 年度	事業終了年度	令和元年度			
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会規約					
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他(上記規約に基づいて交付)					
交付先	ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会					
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input checked="" type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input type="checkbox"/> 左記以外					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他( 負担金 )					
補助対象経費	—					
補助率	—					
財源	県 98.3 % 国 1.7 % その他 % (令和元年度実績)					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
	H27 年度	—	—	—		
	H28 年度	—	—	—		
	H29 年度	4	38,535	4	37,519	
	H30 年度	4	81,696	4	94,503	
R1 年度	4	548,344	4	532,446		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ラグビーワールドカップ福岡会場満員 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	—	—	—	—	満員
目標値	—	—	—	—	—	満員
達成度	—	—	—	—	—	達成
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—					

平成 27 年度に福岡県、福岡市、福岡商工会議所、県ラグビー協会等からなるラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会が設立され、当委員会の経費は県と福岡市が負担することとされた。

ラグビーワールドカップ 2019 において、福岡市では3試合が行われ、ワールドカップ終了後、当委員会は解散し、対象事業は終了している。

委員会の事業は、委員会の規約によれば以下のとおりであった。

- |  |
|--|
| (1)ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催に係る準備に関すること<br>(2)大会の開催気運醸成に関すること<br>(3)関係機関・団体との連携調整に関すること<br>(4)その他本会の目的達成に必要な事項に関すること |
|--|

(出典:ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会規約)

県と福岡市の費用負担は、原則折半とされているが、福岡市外での気運醸成イベントの開催や九州各県との連携事業、ラグビー普及イベント等本来県が担うべき事業については県が全額負担する。

なお事業の目的は、2019 日本大会を成功させることとされており、「大会成功の姿」として、

- ①前回同様、すばらしい試合が行われること
- ②会場を満員の観客で埋めること
- ③県内全体がラグビーで盛り上がること
- ④県内にラグビーの裾野が広がり、競技力が向上すること
- ⑤九州さらにはアジア地域へラグビーを普及させること
- ⑥インパウンドの増加など、地域の活性化につなげること

が挙げられている。

平成 29 年度より、大会開催のための様々な事業が行われているが、令和元年度における予算は以下のとおり。

(単位:千円)

事業名	事業費	県費負担
(1)大会開催運営費	554,292	277,214
交通輸送・警備の実施	158,184	79,135
RWC2019包括保険プログラムへの加入	12,268	6,134
グリーンバニュー対策(※)の実施	49,069	24,535
試合会場内の不要備品の搬出・搬入	1,936	968
ファンゾーン運営	256,139	128,086
シティドレッシング(都市装飾)の実施	51,563	25,781
大会ボランティアの運用	22,176	11,097
クロージングセレモニーの開催	2,957	1,478
(2)プロモーションツールの製作	2,247	2,247
(3)RWC2019組織委員会関連イベント	35,423	22,223
カウントダウンイベント	12,989	6,509
福岡フューチャーセッション活動	2,640	1,320
気運醸成	18,972	13,572
ラグビー普及活動	822	822
(4)観戦招待事業の実施	32,979	28,072
(5)アジアラグビー交流フェスタの実施	19,220	19,220
(6)試合会場への仮設設備の設置・撤去	393,714	196,857
仮設物の設置・撤去	323,714	161,857
ICT関係の仮設整備	70,000	35,000
(7)事務局設置及び運営費	4,550	3,151
(8)開催推進委員会総会の開催及び各種会議等の出席	3,384	2,912

(出典:ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催事業費説明資料より)

※試合会場及びその周辺 500mの区域については、大会オフィシャルスポンサー以外の商業的表示をすべてマスキングすることが求められており、マスキングによる広告料の補償を行うもの。

(事業の結果)

- ①観客数 満員の収容人数:3試合で 56,700 人  
実際の観客数:3試合で 52,611 人
- ②ファンゾーン 計画では 10 日間であったが、台風で一部中止になり8日間開催。  
8日間の想定来場者数:5,000 人×8日間=40,000 人  
8日間の実際来場者数:43,384 人
- ③海外からの観戦者 13,794 人(全体の 26%)
- ④福岡県の経済波及効果 154 億円

## ② 監査の結果及び意見について (実施した手続)

- ・ 予算関連資料及び事業計画の閲覧、支出負担行為決議書兼支出命令書と負担金の納入依頼書の閲覧、収支決算書と収支差引き残額の返納手続の検討を実施した。
- ・ 推進委員会の会計について、県によって実施された監査に関連する資料を閲覧した。
- ・ 事業の成果についてヒアリングした。

## 【意見19】成果指標の設定について

(監査の視点⑥)

ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金として、県は平成 29 年度から令和元年度までに 664 百万円を支出している。

その成果指標として挙げられていたのは、ラグビーワールドカップ福岡会場を満員とすることであり、実績は満員として達成の評価であった。

しかしながら平成 29 年度から開始された推進委員会の活動は多岐にわたり、県は多額の負担金を支出している。その効果検証のための指標が収容人数 18,900 人のスタジアムを満員にするだけでは、不十分と言わざるを得ない。

会場が満員であるか否かは重要な指標ではあるが、特定の時点における一時的な指標である。ラグビーワールドカップを日本で開催したことによる効果は、より広範囲かつ長期的なものであり、会場を満員とする以外にも、事業の目的や事業の内容に対応した成果指標を設定すべきであった。

## (改善提案)

事業の成果を評価するために指標を設定する場合、その事業の目的や事業の内容に対応した具体的な指標を設定すべきである。

例えば、ラグビーワールドカップ 2019 福岡開催推進委員会負担金の場合、事業による大会成功の姿として、「県内にラグビーのすそ野が広がり、競技力が向上すること」という項目が挙げられている。また「九州さらにはアジア地域へラグビーを普及させること」という項目も挙げられている。そのための事業も行っているのであるから、その成果として、県や九州のラグビー競技人口なども成果指標として考えらえる。

また、事業内容を見ると、ファンゾーンの運営に多額の費用がかかっているため、ファンゾーンの来場者も成果指標として考えられる(ファンゾーンの来場者は把握されており、想定よりも多くの来場があった)。

( 2 1 ) 福岡県公立大学法人運営費交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県公立大学法人運営費交付金			
所管部課名	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局政策課			
補助金等の目的	地方独立行政法人法第42条第1項の規定に基づき、県が設立する公立大学法人(九州歯科大学、福岡女子大学、福岡県立大学)の業務の財源に充てるもの。			
補助対象事業の概要	法人に対して使途を定めない運営費交付金を交付し、法人の主体的かつ自律的な業務運営に資する。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成 18 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方独立行政法人法 福岡県公立大学法人運営費交付金交付要綱 福岡県公立大学法人運営費交付金交付細則			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学、公立大学法人福岡県立大学			
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	■運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	使途の定めなし(ただし、法人の業務の財源に充てる以外の目的のために使用してはならない。)			
補助率	定額(予算の範囲内)			
財源	県 100%	国 %	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	3 3,770,402	3	3,758,391
	H28 年度	3 3,782,493	3	3,782,493
	H29 年度	3 3,810,670	3	3,810,670
	H30 年度	3 3,834,307	3	3,834,307
	R1 年度	3 3,889,612	3	3,889,612
効果検証の実施状況	当なし			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	福岡県公立大学法人運営費交付金は、通常見込まれる経費が独自収入を超える法人に対して交付しているものであり、交付金の性質上、見直し困難な経費である。			

県には、公立大学法人九州歯科大学、公立大学法人福岡女子大学、公立大学法人福岡県立大学と3つの公立大学法人がある。

公立大学法人の主体的かつ自律的な業務運営に資するため、地方独立行政法人法第42条は、公立大学法人の設立団体(県)が、公立大学法人に対して使途を定めない運営費交付金を交付することを定めている。

なお、概要調査票では、「効果検証の実施状況」において、「当なし」との回答であるが、地方独立行政法人法の定めるところにより、設立団体である県が中期目標を定め、公立大学法人は、中期目標を達成するための中期計画を策定し、中期目標期間の終了にあたっては、中期目標が達成されたかどうかについて公立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっている。

交付金の算出基礎及び単価は、以下の表の経費の種類に掲げる経費について、それぞれその算出基礎の欄に定める数に基づいて算定されることとなっている。なお算出基礎の単価については福岡県公立大学法人運営費交付金交付細則に定められている。

経費の種類	算出基礎
1 人件費	教員数 職員数 役員数
2 教育研究経費	(1)教育経費 学生数
	(2)研究経費 教員数
3 診療経費	延べ患者数
4 一般管理費	学生数

算出基礎の種類	基礎とする数値	単位
1 学生数	学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)によって調査した当該年度の5月1日現在における当該法人の設置する大学(以下「大学」という。)の学部及び大学院に在学する学生の数	人
2 教員数	平成29年5月1日現在における大学に在籍する常勤及び非常勤の教員の数	人
3 職員数	平成29年5月1日現在における大学に在籍する常勤及び非常勤の職員の数	人
4 役員数	平成29年5月1日現在における大学に在籍する常勤の役員の数	人
5 延べ患者数	平成26年度から平成28年度までの附属病院における1年間の延べ患者数の平均	人

※平成29年5月1日現在とされているのは、平成30年度から始まる中期目標期間に交付する交付金について適用するためである。

予算編成における事業説明資料は大学ごとに作成されている。大学ごとに事業費の積算資料が作成され、予算要求が行われている。参考までに事業説明資料に添付されている、運営費交付金の明細資料を取りまとめると以下のようになる。

平成 31 年度運営費交付金

(単位:千円)

普通交付金	福岡女子大学	九州歯科大学	福岡県立大学
人件費	1,370,591	2,005,129	1,361,716
教育研究費	291,410	313,480	236,989
一般管理費	152,209	283,264	153,586
診療経費	—	587,506	—
標準的支出①	1,814,210	3,189,379	1,752,291
授業料	530,755	389,087	562,181
入学金	98,538	63,324	116,748
その他学納金	1,286	356	715
検定料	19,726	10,876	25,119
手数料	256	520	3,335
財産貸付料	54,760	7,295	17,755
その他の雑益	15,667	9,594	6,348
診療収入	—	1,065,607	—
看護実践教育センター収入	—	—	11,495
標準的収入②	720,988	1,546,659	743,696
普通交付金の額(①-②)	1,093,222	1,642,720	1,008,595
特別交付金			
法人の事情による特別経費	84,915	14,730	8,851
合計	1,178,137	1,657,450	1,017,446

※福岡女子大学の財産貸付料が他大学よりも多額なのは、学生寮(原則として、初年次 1 年間全寮制)があるため。

また同資料における各大学の平成 29 年 5 月 1 日現在における教職員数は以下のとおり。

	福岡女子大学	九州歯科大学	福岡県立大学
教員	92 名	125 名	112 名
教員(非常勤)	121 名	154 名	138 名
職員(派遣)	14 名	17 名	14 名
職員(プロパー)	17 名	16 名	7 名
職員(附属病院プロパー)	—	38 名	—
職員(嘱託・非常勤)	28 名	73 名	42 名
役員(正副理事長、常務等)	3 名	3 名	3 名

職員 1 人あたりの人件費単価

(単位:千円)

	福岡女子大学	九州歯科大学	福岡県立大学
職員(派遣)	8,598	8,018	7,901
職員(プロパー)	6,004	7,267	5,271
職員(附属病院プロパー)	—	5,579	—
職員(嘱託・非常勤)	3,564	3,015	743

各大学の交付金交付額

(単位:千円)

	前年度(平成 30 年度)	当年度(平成 31 年度)
九州歯科大学	1,551,798	1,663,973
福岡女子大学	1,193,083	1,191,855
福岡県立大学	1,089,426	1,033,784

## ② 監査の結果及び意見について

## (実施した手続)

- ・ 福岡県公立大学法人運営費交付金交付要綱と福岡県公立大学法人運営費交付金交付細則を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料、各種積算資料を閲覧した。
- ・ 各大学からの運営費交付金年度交付申請書、交付決定通知書を閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書、支出命令書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(22) 多面的機能支払交付金

① 概要

補助金等名称	多面的機能支払交付金					
所管部課名	農山漁村振興課					
補助金等の目的	農地、水路、農道等の保全管理と施設の長寿命化					
補助対象事業の概要	農業者や地域住民が行う上記活動を支援					
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度( 5 年)					
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	令和 5 年度			
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、多面的機能支払交付金交付要綱、福岡県補助金等交付規則、福岡県多面的機能支払交付金交付要綱					
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他(自治体等に対して要望調査)					
交付先	市町村					
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外					
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )					
補助対象経費	農地、水路、農道等の保全管理と施設の長寿命化に関する活動					
補助率	75%					
財源	県 25%、国 50%、その他 25%					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
H27 年度	46	1,551,108	46	1,500,419		
H28 年度	47	1,619,603	47	1,541,596		
H29 年度	47	1,636,021	47	1,512,794		
H30 年度	48	1,633,676	48	1,499,039		
R1 年度	48	1,629,285	48	1,435,996		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 農地等の保全活動の取組面積 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
実績値	37,346ha	39,056ha	39,941ha	39,890ha	39,907ha	
目標値	40,000ha	40,000ha	40,000ha	40,000ha	40,000ha	
達成度	93.4%	97.6%	99.9%	99.7%	99.8%	

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況  
多面的機能支払交付金事業は平成 26 年度から実施されており、平成 26 年に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている。農業・農村の有する多面的機能の発揮・促進は引き続き図っていく必要があるため事業の見直しは行われていない。

「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」に基づき、市町村が農業者や地域住民等で構成される活動組織に対して交付されるものである。

1. 農地維持支払交付金
  - ・有休農地の発生防止や水路の泥上げ、農道の草刈り等の地域資源の基礎的な保全活動等に対する支援
  - ・支援単価 田:3,000 円/10a 畑:2,000 円/10a
2. 資源向上支払交付金
  - ① 農業施設の軽微な補修や、生態系保全や景観形成などの農村環境保全活動並びに水田魚道の設置など多面的機能の増進を図る活動に対する支援
    - ・支援単価 田:2,400 円/10a 畑:2,440 円/10a
  - ② 水路、農道路肩、ため池の補修や農道舗装の更新等施設の長寿命化の活動に対する支援
    - ・支援単価 田:4,400 円/10a 畑:2,000 円/10a
3. 多面的機能支援推進交付金
  - ・地域協議会、市町村が行う関連事業に関する支援
  - ・定額補助

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 2 3 ) 中山間地域等直接支払交付金

① 概要

補助金等名称	中山間地域等直接支払交付金				
所管部課名	農林水産部農山漁村振興課				
補助金等の目的	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し多面的機能を確保する。				
補助対象事業の概要	平地に比して不利な農業生産条件を補正するため、平坦地との生産コストの差を補うための交付金を適切な農業生産活動を5年以上継続する農業者に対して市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付するもの。				
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(5年)				
事業開始年度	平成 12 年度	事業終了年度	令和6年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 中山間地域等直接支払交付金交付要綱 中山間地域等直接支払交付金実施要領 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用 福岡県中山間地域等直接支払交付金交付要綱				
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他(自治体等に対して要望調査)				
交付先	市町村				
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )				
補助対象経費	市町村が集落協定及び個別協定に基づいて交付する交付金				
補助率	3/4 以内(特認は 2/3 以内)				
財源	県 25%、国 50%、その他 25% (特認は、県 1/3、国 1/3、その他 1/3)				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	30	821,526	30	552,520
	H28 年度	30	575,220	30	562,055
	H29 年度	30	573,710	30	549,207
	H30 年度	30	572,022	30	551,653
	R1 年度	30	576,324	30	555,312
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 中山間地域等直接支払交付金実施要領の第 13 に基づき、5 年間の中間年評価及び最終評価をする。市町村が集落等の取組状況を評価し、県に報告し、県は市町村からの報告内容を第三者機関において検討し、評価する。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	中山間地域等直接支払制度は、平成 12 年度から 5 カ年を一期として実施されており、平成 27 年度以降は平成 26 年に制定された「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施されている。農業・農村の有する多面的機能の発揮の維持・促進は引き続き図っていく必要があるため、事業の見直しは行っていない。
---------------------------------------	---

「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」に基づき、市町村が集落等を単位に農用地を維持・管理してための協定を締結し、それに従って農業生産活動等を行う場合に、その面積に応じて、市町村が集落等に一定額を交付するもの。県は、当交付金の国及び県の負担分を市町村に交付している。

地域振興立法で指定された地域において急傾斜地、緩傾斜地、小区画・不整形等の農用地において、5年間農業生産活動等を継続する農業者等が対象となる。

主な交付単価 傾斜農地等 10a 当たりの交付単価

地目	区分	交付金の交付の上限単価
田	急傾斜	21,000 円
	緩傾斜	8,000 円
畑	急傾斜	11,500 円
	緩傾斜	3,500 円
草 地	急傾斜	10,500 円
	緩傾斜	3,000 円
	草地比率の高い草地	1,500 円
採草放牧地	急傾斜	1,000 円
	緩傾斜	300 円

(出典:「中山間地域等直接交付金実施要領」より抜粋)

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。



**【意見20】実施状況の確認について**

(監査の視点④)

県は、当交付金の交付先である市町村に対して、各農林事務所職員を確認者とする取組活動の履行等の実施状況確認を実施している。各交付先の市町村全てに対し複数回確認が実施されているが、確認回数に規則性はない。集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況、経理処理の状況等確認すべき事項は多岐にわたり、交付額や交付先数等が多くなれば、確認作業量はそれに伴い多くなる。

市町村への1回当たりの確認の最高額は 19,982 千円、最低額は 194 千円であり、県による確認水準に乖離が生じていることが想定される。

農林事務所名	市町村	交付額(円)	交付先数	確認回数	確認1回当たり交付額(円)
福岡	福岡市	11,838,969	18	3	3,946,323
福岡	筑紫野市	9,754,794	6	5	1,950,959
福岡	宗像市	8,218,056	13	4	2,054,514
福岡	糸島市	25,723,103	18	4	6,430,776
朝倉	久留米市	8,050,110	6	2	4,025,055
朝倉	うきは市	39,965,098	35	2	(最高) 19,982,549
朝倉	朝倉市	18,588,136	37	2	9,294,068
朝倉	筑前町	3,002,706	3	2	1,501,353
朝倉	東峰村	17,509,338	26	2	8,754,669
八幡	北九州市	8,448,168	10	3	2,816,056
八幡	岡垣町	7,446,560	5	3	2,482,187
飯塚	直方市	2,306,990	5	4	576,748
飯塚	飯塚市	9,912,079	18	5	1,982,416
飯塚	田川市	971,101	2	5	(最低) 194,220
飯塚	宮若市	5,211,109	9	4	1,302,777
飯塚	嘉麻市	61,052,208	22	5	12,210,442
飯塚	桂川町	2,195,078	1	4	548,770
飯塚	香春町	5,235,898	3	5	1,047,180
飯塚	添田町	6,123,027	11	5	1,224,605
飯塚	川崎町	4,919,093	6	4	1,229,773
飯塚	福智町	8,297,868	7	4	2,074,467
筑後	大牟田市	4,758,871	11	3	1,586,290
筑後	八女市	179,173,220	238	4	4,793,305
筑後	みやま市	30,157,239	32	3	10,052,413
筑後	広川町	618,902	4	3	206,301
行橋	行橋市	9,248,300	4	2	4,624,150
行橋	豊前市	24,209,083	16	2	12,104,542

農林事務所名	市町村	交付額(円)	交付先数	確認回数	確認1回当たり交付額(円)
行橋	みやこ町	19,524,012	14	2	9,762,006
行橋	上毛町	6,254,918	8	2	3,127,459
行橋	築上町	16,597,955	10	2	8,298,978
	合計	555,311,989	598	100	5,553,120

(出典:監査人が「実施状況確認調査」を集計)

**(改善提案)**

限られた農林事務所職員により行われる実施状況確認の水準を高めるため、当交付金において処理誤りにつながるリスクの明確化、確認すべき事項の整理を行ったうえで、交付額や交付先等の規模に応じた実施状況を確認することを検討されたい。

( 2 4 ) 福岡県農業次世代人材投資事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県農業次世代人材投資事業費補助金			
所管部課名	福岡県農林水産部経営技術支援課後継人材育成室			
補助金等の目的	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立を支援する。			
補助対象事業の概要	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する資金を交付する。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成 24 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	担い手育成・確保等対策補助金等交付要綱、農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)、福岡県補助金等交付規則、福岡県補助金等交付規則の適用を受けない交付金及び給付金の指定、福岡県農業次世代人材投資事業費補助金交付要綱、福岡県農業次世代人材投資資金(準備型)交付要綱			
交付決定方式	■公募(準備型) ■個別査定(経営開始型) □その他( )			
交付先	個人(準備型)、市町村(経営開始型)			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助(経営開始型) □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(就農に向けて研修機関等で研修を受ける者に対して交付する資金)(準備型)			
補助対象経費	農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)第5の1(2)による額(準備型)、同第5の2(2)アによる額(経営開始型)			
補助率	—			
財源	県	%	国	100% その他 %
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	60 市町村 (679 名)	443,134	47 市町村 (376 名)	335,298
H28 年度	60 市町村 (762 名)	836,109	50 市町村 (616 名)	787,075
H29 年度	60 市町村 (790 名)	1,047,660	50 市町村 (717 名)	873,289
H30 年度	60 市町村 (757 名)	1,048,535	46 市町村 (659 名)	815,311

	R1 年度	60 市町村 (763 名)	1,058,788	43 市町村 (576 名)	703,971
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 農業人材強化総合支援事業実施要綱(別記1)第7の2(5)に基づき、交付主体(市町村)が対象者の営農に対する取組状況等を確認(経営開始型)。 イ.成果指標の目標値と実績値				
		H27	H28	H29	H30 R1
	実績値	235	223	250	386 384
	目標値	220	220	220	380 380
	達成度(%)	106	101	114	102 101
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—				

国の担い手育成・確保等支援事業補助金のメニューの一つである農業人材強化総合支援事業を財源に、県が次世代を担う農業者となることを志向する者に対し定額で交付金を支給する。

事業は「準備型」「経営開始型」がある。「準備型」は県が次世代を担う農業者に対して直接交付し、「経営開始型」は市町村を通じて交付される。

1. 準備型
  - ・次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関等において研修を受ける者に対して、資金を交付する事業
2. 経営開始型
  - ・次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業

(出典:「農業人材強化総合支援事業実施要領 (別記1)農業次世代投資事業」より抜粋)

「準備型」は、交付期間1年につき1人あたり最大 150 万円、交付期間は最長2年間である。

また、「経営開始型」は経営開始初年度1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は前年所得に応じて減額して交付(最大150万円)され、交付期間は最長5年間である。

いずれも交付対象者は、交付期間中継続して状況報告が義務付けられるのみならず、交付終了後も「準備型」は6年間、「経営開始型」は5年間の状況報告が義務付けられている。

事業説明資料によると、当補助金対象事業のねらいと目的は、「農外からの意欲ある参入希望者を着実に就農させるための仕組みを本件の実情に適した形で確立し、担い手の拡大を図る」と記載されている。

令和元年度における交付状況は以下のとおりである。

■準備型

区分	交付対象者数 (金額)	交付期間別対象者数(金額)				
		1年未満	1年	1～2年	2年	2～3年
継続対象者	25	13	7	5	-	-
	(29,875)	(11,875)	(10,500)	(7,500)	-	-
新規採択者	29	1	21	7	-	-
	(42,375)	(1,250)	(31,500)	(9,625)	-	-
合計	54	14	28	12	-	-
	(72,250)	(13,125)	(42,000)	(17,125)	-	-

■経営開始型

区分	交付対象者数 (金額)	交付期間別対象者数(金額)					
		1年未満	1年	2年	3年	4年	5年
継続対象者	438	61	70	118	84	95	10
	(537,064)	(44,329)	(85,284)	(155,943)	(111,181)	(126,073)	(14,250)
新規採択者	84	-	-	3	8	2	71
	(93,312)	-	-	(3,750)	(9,000)	(2,250)	(78,312)
合計	522	61	70	121	92	97	81
	(630,376)	(44,329)	(85,284)	(159,693)	(120,181)	(128,323)	(92,562)

(出典:「都道府県農業次世代人材投資事業計画(元年度福岡県)」より抜粋)

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 都道府県農業次世代人材投資事業計画を閲覧した。
- ・ 研修計画及び県による審査関連資料を閲覧した
- ・ 経営開始型交付計画及び県による審査関連資料を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

【意見21】農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について

(監査の視点②)

県は、資金の交付対象者が交付要件を満たしているか国が定めたチェックリストを用いて確認したうえで、所属長が交付の決定をしているが、現行の様式では、確認を行った県担当者が明確にならない。

チェックリストは、金銭を個人に支給する根拠となる重要な手続きであり、担当者を明確にする必要があると考える。

(改善要望)

農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型)について、県の担当者及び確認日を明らかにすることが望ましい。

(別紙2)

農業次世代人材投資資金交付対象者チェックリスト(準備型・新規採択者)

交付対象希望者名:

該当の有無をチェック欄に○、×で記入する

チェック項目	チェック内容	チェック欄
<b>1 【就農意欲】</b>		
就農ビジョンと研修の目的が明確であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している	研修計画の1、2、3の内容及び面接等により確認	
<b>2 【世帯所得】</b>		
前年の世帯全体の所得が600万円以下である	研修計画の5及び前年の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)により確認	
<b>3 【研修の実行性】</b>		
研修の実行が確実に見込まれる	研修計画、研修カリキュラム及び面接等により以下を確認 ・都道府県(全国型教育機関にあっては全国農業委員会ネットワーク機構)が認めた研修機関であり、研修機関の計画書と整合性はとれている ・研修期間が概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上である ・研修の内容が就農のために必要な内容である ・研修に対して意欲的である	
<b>4 【将来性】</b>		
研修終了後1年以内で就農が確実に見込まれる者である。	研修計画の2及び面接により計画性、実効性、就農意欲を確認 【独立・自営就農を目指す者】 面接等により認定新規就農者になること又は認定農業者になる意欲があることを確認 【親元就農を目指す者】 確約書及び面接により家族経営協定等による自らの責任や役割の明確化、就農後5年以内の経営継承または法人の共同経営となることを確認	

判 定	採 択 ・ 不 採 択
-----	-------------

※チェック項目が全て○の者を新規採択することとする。

所見	
----	--

(出典:県提供)

(25) 福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金																											
所管部課名	農山漁村振興課																											
補助金等の目的	中山間地域において、収益性の高い農産物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進する。																											
補助対象事業の概要	鳥獣被害防止施設整備																											
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)																											
事業開始年度	平成 29 年度	事業終了年度	令和元年度																									
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱 福岡県中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱																											
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(自治体等に対して要望調査)																											
交付先	町村																											
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外																											
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )																											
補助対象経費	鳥獣被害防止施設(侵入防止柵資材費)																											
補助率	定額																											
財源	県	%	国	100% その他 %																								
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																									
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27 年度	—	—	—																								
	H28 年度	—	—	—																								
	H29 年度	1	468,212	1	5,466																							
	H30 年度	3	462,505	3	21,373																							
R1 年度	2	366,340	2	21,299																								
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標</p> <p>当該事業は鳥獣被害防止総合対策交付金と併せて予算計上しているため、全体の成果指標として鳥獣被害対策実施隊員数を指標としている。</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>613</td> <td>662</td> <td>660</td> <td>681</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>600</td> <td>610</td> <td>620</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>102</td> <td>109</td> <td>106</td> <td>108</td> </tr> </tbody> </table>					H27	H28	H29	H30	R1	実績値	—	613	662	660	681	目標値	—	600	610	620	630	達成度	—	102	109	106	108
	H27	H28	H29	H30	R1																							
実績値	—	613	662	660	681																							
目標値	—	600	610	620	630																							
達成度	—	102	109	106	108																							

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし
---------------------------------------	------

令和元年度は、国の「中山間地域所得向上支援事業交付金交付要綱」にある事業のうち、市町村が実施する鳥獣被害防止施設の整備に係る経費に対して交付するものである。

鳥獣被害防止施設の上限単価

獣種等	侵入防止柵の種類	上限単価(円/m)(直営施工で資材費のみの定額補助の場合)	上限単価(円/m)(左記以外の場合)
獣種共通	電気柵(1段当たり)	124	324
	ネット柵	960	2,380
イノシシ	金網柵(ロール状)	1,480	3,910
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	960	2,380
シカ(イノシシ用を兼ねる。)	金網柵(ロール状)	2,150	5,430
	ワイヤーメッシュ柵(パネル状)	1,430	3,570

注:サル等の多獣種に対応するため金網柵及び電気柵等を組み合わせた複合柵の場合は、それぞれの上限単価を足し合わせた合計額を上限単価とする。

(出典:「中山間地域所得向上支援対策実施要領 別紙 3-2(鳥獣被害防止施設等の整備に関する事業に係る運用)」より抜粋)

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 事業計画を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

上記の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(26) 福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金(活力ある高収益型園芸産地育成事業)

① 概要

補助金等名称	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金 (活力ある高収益型園芸産地育成事業)				
所管部課名	農林水産部園芸振興課				
補助金等の目的	本県園芸農業の生産額の増大と持続的な発展や安全安心の取り組み等による市場及び消費者の評価向上を図るため、施設や機械等の整備を進め、収益が高く活力ある園芸産地を育成する。				
補助対象事業の概要	本県園芸農業の持続的な発展を図るために、省力機械・施設や先進技術の導入等の生産条件の整備を支援。				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成4年度	事業終了年度	令和4年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱				
交付決定方式	■公募 □個別査定 □その他( )				
交付先	市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、営農集団等				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	省力機械、生産施設の整備に要する経費				
補助率	1/2 以内、1/3 以内				
財源	県 98%、国 2%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27年度	—	1,367,910	214	1,365,832
	H28年度	—	1,417,910	278	1,404,478
	H29年度	—	1,417,910	197	1,413,395
	H30年度	—	1,417,910	264	1,424,652
	R1年度	—	1,497,910	260	1,481,856
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 生産量 ①野菜・果樹・茶(t) ②花き・花木(万本)  イ.成果指標の目標値と実績値				

		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値		①286,770 ② 27,540	292,820 26,174	—	—
	目標値		①307,100 ② 29,175	308,720 29,180	310,340 29,185	311,960 29,190
	達成度		① 93% ② 94%	94% 90%	—	—
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	実施成果報告により事業目標の達成度を確認し、事業内容の見直しを実施。					

県の園芸農業の持続的な発展を図るために、先進技術の導入や省力機械・施設等の導入に係る経費について、市町村を通じて農業協同組合や認定農業者等に交付するものである。

対策名	事業実施主体	補助金交付の対象となる経費
ア 重点品目産地強化対策	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター 営農集団 認定農業者	地域で重点的に振興する品目の産地強化を図るために必要な生産及び流通施設等の整備に要する経費
イ 中山間地域対策	市町村 農業協同組合 農業協同組合連合会 第3セクター 営農集団 認定農業者	農業協同組合、営農集団及び認定農業者が中山間地域の気温差や土壌条件を活かした園芸農業の振興を図るために必要な施設の改善に要する経費
ウ 省エネルギー化推進対策	農業協同組合 営農集団 認定農業者	燃料の削減を図るなどの省エネルギー化を進めながら、生産の省力化や品質の向上を図り、活力ある園芸産地を確立するために必要な生産施設の整備及び先進的省エネルギー技術の導入に要する経費
エ 雇用型経営推進対策	営農集団 認定農業者	雇用労力を活用し、一定規模以上の経営面積を実現するために必要な生産及び流通施設等の整備に要する経費

対策名	事業実施主体	補助金交付の対象となる経費
オ 6次産業化推進対策	営農集団 認定農業者	実施主体が6次産業化の取り組みを志向する場合、その生産に必要な施設や機械の整備に要する経費
カ 夏期の高温対策	営農集団 認定農業者	施設の環境改善による生産性の向上を目的とした夏期の高温対策に必要な資材の整備に要する経費
キ 施設長寿命化対策	農業協同組合 農業協同組合連合会 営農集団 認定農業者 認定新規就農者	法定耐用年数を超過したハウスや果樹棚等の改修・補強等に要する経費
ク 果樹緊急対策	営農集団 認定農業者 農業協同組合	TPP 対策として、地域で重点的に振興する果樹品目の産地強化を図るために必要な生産施設等の整備に要する経費
ケ 八女茶対策	農業協同組合 営農集団 認定農業者	法定耐用年数を超過した荒茶加工施設の改修等に要する経費
コ スマート園芸農業推進対策	農業協同組合 営農集団 認定農業者	労働時間の削減や労働負担軽減・生産性向上に効果のあるICT、AI等の先進的技術導入に要する経費

(出典:「福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱」別表(2条関係)より監査人が加工)

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 活力ある高収益型園芸産地育成事業実施計画書及び関連書類を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 市町村からの実績報告を閲覧した。

上記の結果、特に指摘すべき事項はなかった。



( 2 7 ) 福岡県産地パワーアップ事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県産地パワーアップ事業費補助金														
所管部課名	農林水産部園芸振興課														
補助金等の目的	福岡県の農業の収益力向上の実現														
補助対象事業の概要	農産物生産の収益力向上に計画的に取り組む産地に対して、生産体制の強化に向けた取組を総合的に支援														
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)														
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—												
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	産地パワーアップ事業実施要綱														
交付決定方式	■公募 □個別査定 □その他( )														
交付先	市町村、県域農業団体														
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外														
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )														
補助対象経費	生産技術高度化施設、農産物処理加工施設等の整備に要する経費														
補助率	1/2 以内、1/3 以内、4/10 以内														
財源	県 0% 国 100% その他 0%														
補助金等交付 予算・実績	予算		実績												
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)										
	H27 年度														
	H28 年度	—	4,894,725	48	1,065,913										
	H29 年度	—	1,476,200	58	1,523,274										
	H30 年度	—	2,644,315	57	2,238,249										
R1 年度	—	2,354,528	75	1,187,911											
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標</p> <p>生産量</p> <p>①野菜・果樹・茶(t)</p> <p>②花き・花木(万本)</p> <p>③米・麦・大豆(t)</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td></td> <td>①286,770 ② 27,540 ③236,100</td> <td>292,820 26,174 245,100</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>				H27	H28	H29	H30	R1	実績値		①286,770 ② 27,540 ③236,100	292,820 26,174 245,100	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1										
実績値		①286,770 ② 27,540 ③236,100	292,820 26,174 245,100	—	—										

	目標値		①307,100 ② 29,175 ③273,240	308,720 29,180 274,080	310,340 29,185 274,920	311,960 29,190 275,760
	達成度		① 93% ② 94% ③ 86%	94% 90% 89%	— —	— —
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	事業実施状況報告により、事業計画に定められた成果目標の達成状況を点検し、事業内容の見直しを実施。					

今後の農産物の輸入関税撤廃に伴う、国内外の農産物の価格競争に対応するため、県の農業の維持・発展のための生産コストの削減や高収益な作付体系への変換、実需者のニーズに応じた農産物の生産等、収益性の向上を図るための施設や機械等の整備を図るための補助金である。

国が行う「産地パワーアップ事業」に基づき県が承認した取組主体(農業協同組合、営農集団、農業生産法人等)に対し、その取組主体が作成した「産地パワーアップ事業取組主体事業計画」に基づき、取組主体の市町村を介して交付されるものである。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 産地パワーアップ事業実施要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料を閲覧した。
- ・ 産地パワーアップ事業取組主体事業計画書の一部について閲覧した。
- ・ 補助金交付申請書、実施状況報告、実績報告書及びその添付資料を閲覧した。
- ・ 補助事業等完了確認調査書及びその添付資料を閲覧した。
- ・ その添付書類、補助事業実績報告書との添付書類を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、補助金交付決定と支出負担行為決議書、年度途中における概算請求書とそれに関連する支出命令書、補助金の額の確定について伺い書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 2 8 ) 農 業 委 員 会 交 付 金

① 概 要

補助金等名称	農業委員会交付金				
所管部課名	農林水産部水田農業振興課				
補助金等の目的	農業委員会が行う、農業委員会等に関する法律第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費に対して、市町村に交付する交付金				
補助対象事業の概要	農業委員会法第6条第1項及び第2項に規定する事項に関する事務に要する経費であって、以下の(1)～(3)に掲げるものの財源に充てるため、県が市町村に交付金を交付する。 (1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員手当 (2) 職員設置費 (3) 農地調査・資料整備費				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	昭和 60 年度	事業終了年度	未定		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農業委員会等に関する法律、同法施行令、同法施行規則 農業委員会交付金等交付要綱、農業委員会交付金事業実施要領 市町村に対して交付する農業委員会に関する交付金の額の基準を定める規則、福岡県農業委員会交付金等交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町村				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	■運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	農業委員・農地利用最適化推進委員の手当、職員の給与費、共済費、旅費、消耗品費、通信運搬費				
補助率	定額				
財源	県 % 国 100% その他 %				
補助金等交付 予算・実績	予 算		実 績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	60	147,222	60	141,242
	H28 年度	60	147,222	60	140,063
	H29 年度	60	147,222	60	140,063
	H30 年度	60	147,222	60	139,546
R1 年度	60	147,222	60	140,251	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 福岡県農業農村振興基本計画にある担い手への利用集積率を目標として設定				

	イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	55	58	61	62	63
	目標値	55	60	62	64	66
	達成度	100%	96.7%	98.4%	96.9%	96.8%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし					

市町村に設置された農業委員会が所掌する事務執行にかかる経費に対して、国及び県の負担分について市町村を介して交付している。

(農業委員会の事務)

【必須事務】
・ 農地法等によりその権限に属させられた事項(農地の売買・貸借の許可、農地転用案件への意見具申、遊休農地に関する 措置など)
・ 農地等の利用の最適化の推進
【任意事務】
・ 法人化その他農業経営の合理化
・ 農業一般に関する調査及び情報の提供

(出典:農林水産省 HP より抜粋)

農業委員会への交付金額は、市町村における農業委員会の数、農家数、農地面積を加味して決定される。

当交付金の具体的な使途は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当と農業委員会職員の人件費のほか、農地調査、資料整備に係る消耗品等の経費である。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 市町村からの実績報告書を閲覧した。
- ・ 事業実施状況確認調書を閲覧した。

上記の結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(29) 農地集積・集約化対策事業費補助金

① 概要

補助金等名称	農地集積・集約化対策事業費補助金(農地売買等支援事業)					
所管部課名	農林水産部水田農業振興課					
補助金等の目的	担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地の中間受け皿として県段階に農地中間管理機構を整備し、活用を図る。					
補助対象事業の概要	県農業振興推進機構が行う農地中間管理事業の特例事業(農地の売買等)に要する登記関係費用等に対する補助					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	—			
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	農地売買等支援事業実施要綱、農地売買等支援事業実施要領、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱					
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )					
交付先	公益財団法人福岡県農業振興推進機構					
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 □左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	農地中間管理機構による特例事業の実施事業費					
補助率	面的集積:9/10、連携強化:10/10					
財源	面的集積:県 30% 国 60% その他 10% 連携強化:県 40% 国 60% その他 0%					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27 年度	1	18,246	1	18,144	
	H28 年度	1	18,296	1	18,296	
	H29 年度	1	18,233	1	18,233	
	H30 年度	1	18,231	1	18,231	
	R1 年度	1	18,254	1	18,254	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 福岡県農業農村振興基本計画にある担い手への利用集積率を目標として設定 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	55	58	61	62	64
	目標値	55	60	62	64	66
	達成度	100%	97%	98%	97%	97%
「福岡県財政改革プラ	特になし					

ン 2017)における「事務事業の見直し」への反映状況

「農地中間管理事業の推進に係る法律」に基づき農地中間管理機構に指定された公益財団法人福岡県農業振興機構が実施する、農地売買等支援事業(農地集積・集約化対策事業)に対して交付される補助金である。

農地売買等支援事業とは、規模縮小農家等から農用地等を買入れ、新しい担い手等に売り渡すことで、農用地等の再配分を促進するものである。

令和元年度は、当初県が承認した実績を上回り、担い手への農地集積に大きく貢献している。

令和元年度の農地売買等支援事業(担い手支援)実施計画と実績

区分		当初計画	変更計画	実績
買入	件数	219	270	281
	面積(ha)	76.2	96.9	97.0
	価格(千円)	599,082	702,224	683,397
売渡	件数	219	251	268
	面積(ha)	76.2	88.9	100
	価格(千円)	599,082	742,782	747,030

(出典:団体が策定した事業計画、事業報告を監査人が集計)

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 団体が策定した事業計画、事業報告を閲覧

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

補助金等名称	農地集積・集約化対策事業費補助金(農地中間管理機構事業)																												
所管部署名	農林水産部水田農業振興課																												
補助金等の目的	担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地中間管理機構の活用を図る。																												
補助対象事業の概要	農地中間管理機構が行う農地中間管理事業(農地の貸借等)に対する補助																												
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)																												
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度		—																									
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	農地集積・集約化対策事業実施要綱、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱																												
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )																												
交付先	(公財)福岡県農業振興推進機構																												
交付先との関係	■県出資団体 □財政的援助団体 □左記以外																												
補助金等の分類	■運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )																												
補助対象経費	①農地の賃料・管理料、②機構運営業務費																												
補助率	定額																												
財源	①県 10%、国 90% ②県 30%、国 70%																												
補助金等交付	予算			実績																									
	予算・実績	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27 年度	1	265,903	1	82,009																								
	H28 年度	1	199,543	1	96,389																								
	H29 年度	1	171,277	1	110,413																								
	H30 年度	1	171,343	1	120,701																								
	R1 年度	1	162,186	1	123,965																								
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 担い手への利用集積率  イ.成果指標の目標値と実績値 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>100%</td> <td>97%</td> <td>98%</td> <td>97%</td> <td>97%</td> </tr> </table>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	55	58	61	62	64	目標値	55	60	62	64	66	達成度	100%	97%	98%	97%	97%
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	55	58	61	62	64																								
目標値	55	60	62	64	66																								
達成度	100%	97%	98%	97%	97%																								
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし																												

公益財団法人福岡県農業振興機構の運営及び業務委託等に必要な経費について交付される補助金である。

当該団体は、「農地中間管理事業の推進に係る法律」により「信頼できる農地の中間的受け皿」として農地中間管理機構に指定された団体である。

団体は、農地の集団化、経営規模の拡大を推進するため、農地中間管理事業として以下の事業を実施している。

- ・ 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等の借受
- ・ 借受けた農地について、担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け

②監査の結果及び意見について

(実施した手続き)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 団体が策定した事業計画、事業報告を閲覧

【意見22】事業実施計画の評価について

(監査の視点⑥)

補助金交付の対象となる農地中間管理事業について、その主要な事業目標である「利用配分面積」(貸出し)の達成率は 15.0%となっている。団体が県へ提出し、県及び国により承認された平成 31 年度事業実施計画(令和元年度事業実施分)において、目標とする新規借受面積を 1,500 ヘクタールとしていたが、令和元年度実績は 224.7 ヘクタールにとどまる。

団体による各年度の集積実績は平成 28 年度から減少傾向にあり、令和元年度における 1,500 ヘクタールという目標は、大口借受先との具体的な契約見込み等特別な事情がなければ、その達成が難しいことが想定される。

	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
利用配分面積実績(ヘクタール)※	562	1,804	1,741	1,047	478	225

※農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づく県の認可申請時の面積

(出典:団体実績報告資料より監査人が集計)

国に承認申請するに際し、県は団体から提示された計画の妥当性を判断することが求められるが、当該計画には目標を達成するための具体的な取組みは盛り込まれておらず、計画の妥当性判断の根拠が明らかではない。

第6 都道府県基金事業の実施等 3都道府県基金事業計画の作成及び承認手続等  
(3) 都道府県事業

ア 都道府県知事は機構計画及び市町村計画(以下「機構計画等」といいます)の内容について、必要な調整を行った上で、それぞれの計画の内容が本実施要綱等に照らして適当と判断する場合は、都道府県(年度別)事業実施計画(別紙様式第4-1号。以下「都道府県計画」といいます)を作成し、別紙様式第2号により、地方農政局長(北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」といいます)へ承認の申請をしてください。特に、機構集積協力金交付事業の実施に当たっては、機構計画と市町村計画との整合について、留意してください。

イ 都道府県知事は、第6の2の(2)のイの流用を行おうとする場合には、別紙(様式第4-1号に都道府県基金の事業資金活用計画書別紙様式第4-2号)を添付して地方農政局長等へ承認の申請をしてください。

(出典:農地集積・集約化対策事業実施要綱より抜粋)

なお、補助金交付金額は、年度途中(令和2年3月18日)において当初交付決定額から減額されている。しかし、その根拠は「借受けた農地の貸付が順調に進み、一時的に管理する農地が減少し、保全管理経費等が見込みを下回ったこと」「市町村の業務委託費等の経費が見込みを下回まったこと」である。「利用配分面積」という目標値は変更されておらず、計画未達の状況は補助金減額には、直接的に関連しない。

補助金交付決定額の推移 (単位:千円)

	当初交付決定額	減額	変更交付決定額
借受農地管理等事業	14,001	△12,860	1,140
農地中間管理機構運営事業	139,297	△16,472	122,824
合計	153,298	△29,333	123,965

**(改善の方向性)**

個別査定に基づく運営費に対する補助であり、査定の対象となる事業計画の妥当性については、目標達成に向けた団体の取組事項の具体性・実現可能性、過去の実績等の検討に基づき慎重に判断できるよう、計画策定前に農業関係団体等への意見聴取等審査の強化を構築されたし。

補助金等名称	農地集積・集約化対策事業費補助金(機構集積協力金交付事業)																											
所管部課名	農林水産部水田農業振興課																											
補助金等の目的	担い手への農地集積と集約化により農業構造の改革と生産コストの削減を強力に推進するため、農地中間管理機構の活用を図る。																											
補助対象事業の概要	農地集積や分散化した農地の連担化を促進させるため、それらに協力する地域や個人に対して、市町村が協力金を交付。																											
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)																											
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	—																									
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農地集積・集約化対策事業実施要綱、農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱、福岡県農地集積・集約化対策事業費補助金交付要綱																											
交付決定方式	■公募 □個別査定 □その他( )																											
交付先	市町村																											
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外																											
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )																											
補助対象経費	協力金																											
補助率	定額																											
財源	県	%	国 100%	その他 %																								
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																									
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																							
	H27 年度	60	1,280,218	39	936,155																							
	H28 年度	60	522,025	29	232,806																							
	H29 年度	60	481,310	32	89,000																							
	H30 年度	60	496,800	34	62,540																							
	R1 年度	60	519,050	22	14,951																							
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 担い手への利用集積率  イ.成果指標の目標値と実績値 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>H27</td> <td>H28</td> <td>H29</td> <td>H30</td> <td>R1</td> </tr> <tr> <td>実績値</td> <td>55</td> <td>58</td> <td>61</td> <td>62</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>55</td> <td>60</td> <td>62</td> <td>64</td> <td>66</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>100%</td> <td>97%</td> <td>98%</td> <td>97%</td> <td>97%</td> </tr> </table>					H27	H28	H29	H30	R1	実績値	55	58	61	62	64	目標値	55	60	62	64	66	達成度	100%	97%	98%	97%	97%
	H27	H28	H29	H30	R1																							
実績値	55	58	61	62	64																							
目標値	55	60	62	64	66																							
達成度	100%	97%	98%	97%	97%																							
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし																											

農地中間管理機構に指定された公益財団法人福岡県農業振興機構に対して農地を貸し付けた地域及び個人に対し、農地集積・集約化を加速させるための協力金を、市町村を通じて交付するものである。

(1) 地域集積協力金交付事業

① 集積・集約化タイプ

- ・地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付するもの
- ・機構による農地の活用率及び貸付面積に応じて交付金算定

② 集約化タイプ

- ・地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けて、担い手同士による耕作地の交換等により農地の集約化に取り組む地域に対して協力の農地集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付するもの
- ・機構による農地の活用率及び貸付面積に応じて交付金算定

(2) 経営転換協力金交付事業

- ・機構に農地を貸し付けることにより、経営転換又はリタイヤした農業者及び農地の相続人に対し協力金を交付するもの
- ・貸付面積に応じて交付金算定

(3) 機構集積協力金交付事業

- ・市町村が実施する(1)(2)の協力金の交付に要する経費を補助するもの

②監査の結果及び意見について

(実施した手続き)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



(30) 福岡県強い農業づくり交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県強い農業づくり交付金				
所管部課名	農林水産部水田農業振興課				
補助金等の目的	福岡県の農業の収益力向上の実現				
補助対象事業の概要	産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる、農業用機械・施設の導入等及び産地の基幹施設や食品流通拠点施設の整備を支援				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成 18 年度	事業終了年度	未定		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	食料・農業・農村基本法 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町村、県域農業団体、畜産関係団体及び特認団体				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	①水田農業生産総合対策事業費(ほ場整備、暗きょ施工、土壌土層改良、育苗施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設等) ②園芸農業生産総合対策事業費(ほ場整備、園地改良、優良品種系統等への改植・高接、育苗施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等) ③強い畜産業づくり対策事業費(畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設、自給飼料関連施設等) ④食品流通拠点施設整備事業費(品質・衛生管理高度化施設整備、物流効率化に向けた施設整備、卸売市場再編促進施設整備等)				
補助率	1/2 以内(花き以外のもの) 4/10 以内(共同育苗施設等) 1/3 以内(乾燥調製施設の集排じん設備等)				
財源	県 0% 国 100% その他 0%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	—	5,121,881	4	655,488
	H28 年度	—	2,539,073	6	693,078
	H29 年度	—	873,875	3	768,597
	H30 年度	—	918,507	4	736,368
R1 年度	—	1,439,614	5	664,686	

効果検証の実施状況

ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載

- ①「元気つくし」等高温耐性品種の作付面積 (ha)
- ②「ラー麦」の作付面積 (ha)
- ③大豆の作付面積 (ha)
- ④野菜・果樹・花き・茶・いぐさの農業産出額(億円)
- ⑤県内卸売市場の青果取扱数量(トン)
- ⑥県内卸売市場の花き取扱数量(千本)

イ.成果指標の目標値と実績値

	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	①-	①6,080	①6,220	①6,530	①6,630
	②-	②1,770	②1,800	②1,800	②1,760
	③-	③8,430	③8,410	③8,280	③8,250
	④1,275	④1,274	④1,245	④-	④-
	⑤641,601	⑤650,180	⑤-	⑤-	⑤-
	⑥512,884	⑥487,216	⑥-	⑥-	⑥-
目標値	①-	①-	①6,500	①7,000	①7,500
	②-	②-	②1,800	②2,100	②2,400
	③-	③-	③8,750	③9,000	③9,250
	④1,243	④1,243	④1,255	④1,268	④1,280
	⑤637,394	⑤635,942	⑤634,490	⑤633,038	⑤631,586
	⑥569,591	⑥574,825	⑥580,060	⑥585,294	⑥590,528
達成度	①-	①-	①96%	①93%	①88%
	②-	②-	②100%	②86%	②73%
	③-	③-	③96%	③92%	③89%
	④103%	④102%	④99%	④-	④-
	⑤101%	⑤102%	⑤-	⑤-	⑤-
	⑥90%	⑥85%	⑥-	⑥-	⑥-

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況

特になし

産地競争力の強化、食品流通の合理化を目的として交付される国からの「強い農業づくり交付金」を財源として、県による審査、とりまとめを経て交付される助成金である。

交付先となる事業実施主体は、市町村、農業協同組合等農業者が組織する団体、及び食品加工、流通業者等を営む民間事業者等である。

交付対象となる事業は、主に水田農業及び園芸農業に係る小規模土地基盤整備のほか、各種農業関連施設整備に係る経費に対して行われる。

交付の対象事業については、事業者が作成する事業実施計画が施設等が設置される予定の市町村に提出され、県における審査、県と国との協議を経て決定される。

**② 監査の結果及び意見について**

**(実施した手続)**

- ・ 補助金交付要綱や予算関連資料を閲覧した。
- ・ 事業の一部について、事業者からの交付金事業実施計画書、申請書類を閲覧した。  
様式に基づき事業の成果目標について、現状値、目標値が個別具体的に記載されており、事後評価の検証方法が具体的に記載されている。
- ・ 交付決定に係る県と国との協議に関連資料について閲覧した。
- ・ 交付決定額について配分基準との整合性を確認した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 3 1 ) 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費

① 概要

補助金等名称	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業				
所管部課名	農林水産部畜産課				
補助金等の目的	畜産・酪農の収益力・生産基盤の強化				
補助対象事業の概要	家畜飼養管理用施設(搾乳用牛舎新設)及び附帯設備				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	令和 2 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領 福岡県畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	久留米市				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	畜産クラスター協議会が実施する施設整備に要する経費				
補助率	1/2 以内				
財源	県 0%	国 100%	その他 0%		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	2	448,400	1	433,400
	H28 年度	2	59,175	4	119,511
	H29 年度	2	167,290	2	250,322
	H30 年度	3	379,814	—	—
	R1 年度	6	643,683	2	164,000
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 増頭数効果、収益性の向上効果(生乳販売額の増加) イ.成果指標の目標値と実績値 成果目標の目標年が令和5年であり、成果目標の報告は目標年の翌年 7月までと定められているため、実績値はない。				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	全額国庫補助金であり、本県の畜産振興上必要な事業であるため、個別の事業計画について、事業目標の達成度や費用体効果を点検したうえで継続する				

② 監査の結果及び意見について

「(30) 福岡県強い農業づくり交付金」と同様の国の財源であるため、それと併せて監査を実施した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 3 2 ) 福岡県農業農村整備事業補助金 農村環境整備事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県農業農村整備事業補助金 農村環境整備事業補助金		
所管部課名	農林水産部農村森林整備課		
補助金等の目的	国庫補助事業により大規模な農地や農業用施設を対象に農村の整備事業を進める一方、これを補完する小規模な施設について本事業により早急に整備し、事業効果の早期発現を図る。また、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家など農村生活者の一定の文化的・利便性のある生活環境整備を行い、併せて親水施設等を整備することによって豊かで活力に満ちた農村整備を行う。		
補助対象事業の概要	<p>1. 農村環境整備事業</p> <p>国庫補助事業対象外の小規模な農業生産基盤(かんがい排水、ほ場整備、農道、ため池)及び農村生活環境(集落道、集落排水)の整備を行う。</p> <p>2. 暗渠排水促進支援事業</p> <p>農地耕作条件改善事業または、農業基盤整備促進事業を活用して暗渠排水を実施する地区。</p>		
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)		
事業開始年度	平成5年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	福岡県農村整備総合事業補助金交付要綱		
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )		
交付先	<p>1. 農村環境整備事業</p> <p>市町村(一部事務組合のうち、共同処理する事務を「農業水利」とするものを含む。)、土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、その他知事が適当と認めるもの</p> <p>2. 暗渠排水促進支援事業</p> <p>市町村、土地改良区、農業協同組合、農業者等の組織する団体</p>		
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外		
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )		
補助対象経費	<p>1. 農村環境整備事業</p> <p>純工事費、測量及び試験費、用地買収補償費</p> <p>2. 暗渠排水促進支援事業</p> <p>純工事費</p>		
補助率	<p>1. 農村環境整備事業</p> <p>ため池 県:市町村:地元=50:10以上:40未満</p> <p>ため池以外 県:市町村:地元=40:10以上:50未満</p>		

	<p>※かんがい排水、ほ場整備、農道については中山間地域等直接支払交付金の協定締結地域においての県費補助率 50%</p> <p>2. 暗渠排水促進支援事業</p> <p>定額(ただし、国の定額助成を超えて要した工事経費に対し1万円/10アールを上限とする)</p>			
財源	県 100 % 国 0 % その他 0 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27年度	45	693,000	88	699,588
H28年度	37	577,000	64	674,989
H29年度	56	528,000	73	629,027
H30年度	41	517,310	60	517,310
R1年度	46	511,000	70	501,305
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 事業が完了することで事業効果が発現されることから効果の検証はない。</p> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <p>—</p>			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし			

国の補助事業の対象外となる農業農村整備事業等に対して交付される補助金である。交付先は、市町村のほか、土地改良区や農業協同組合等が対象となり、県が実施計画を承認することにより交付される。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 事業実施計画を閲覧した。
- ・ 県による平成 31 年度福岡県農村整備総合事業(農村環境整備事業)チェックシートを閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(33) 福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業

① 概要

補助金等名称	福岡県農業農村整備事業補助金農地耕作条件改善事業		
所管部課名	農林水産部農村森林整備課		
補助金等の目的	既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行うとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取り組みを支援することで、もって競争力の強化を図ることを目的とする。		
補助対象事業の概要	<p>1. 地域内農地集積型</p> <p>畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援。</p> <p>2. 高収益作物転換型</p> <p>基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取り組みをハードとソフトを組み合わせで支援。</p> <p>3. 農地集積推進型</p> <p>担い手への農地集積を一層推進するため、推進費(整備費の最大 5.0%)の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援。</p>		
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)		
事業開始年度	平成 27 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農地耕作条件改善事業実施要綱 農地耕作条件改善事業実施要領 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱 福岡県農業農村整備事業補助金交付要綱 福岡県農業農村整備事業補助金交付要綱の運用		
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )		
交付先	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表1による。		
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外		
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )		
補助対象経費	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表2の経費の欄による。		
補助率	1. 定率助成 当該事業費の 50 パーセント 離島、振興山村、過疎地域、特定農山村、急傾斜地帯においては当該事業費の 55 パーセント 2. 定額助成 農地耕作条件改善事業実施要綱第 13 の1、同要領第6の1記載の単価		

	3. 農地集積推進助成 農地耕作条件改善事業実施要綱第2の3の農地集積推進型による定率助成ハード事業の事業費に要綱第 13 の3、同要領第6の3記載の助成率を乗じた額の 50 パーセント			
財源	県 100 % 国 0 % その他 0 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	—	—	—	—
H28 年度	—	—	—	—
H29 年度	15	1,507,093	15	1,298,631
H30 年度	9	690,681	11	478,003
R1 年度	8	237,234	8	139,396
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 事業が完了することで事業効果が発現されることから効果の検証はない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし			

他の産業に対する農業の競争力の強化のため、市町村、農業協同組合、及び、農業組合法人等が行う事業に対して交付される補助金である。

福岡県農業農村整備事業補助金交付要綱によれば、以下の事業を対象に交付される。

ハード事業	ソフト事業
農業用排水施設	管理省力化支援
暗渠排水	品質向上支援
土層改良	条件改善促進支援
区画整備	高収益作物導入支援
農作業道等	指導
農地造成	条件改善推進費
農用地保全	高収益作物推進費
宮農環境整備支援	
田の区画拡大	
畑の区画拡大	
湧水処理	
末端畑地かんがい施設	
客土	
除礫	
更新整備	

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 交付先からの実績報告書を閲覧した。
- ・ 事業実施状況確認調書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



(34) 福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策

① 概要

補助金等名称	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策					
所管部課名	農林水産部林業振興課					
補助金等の目的	生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために行う整備の支援					
補助対象事業の概要	木材加工流通施設等の整備、木質バイオマス利用促進施設の整備					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	令和元年度			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金交付要綱					
交付決定方式	■公募 □個別査定 □その他( )					
交付先	朝倉市、筑前町					
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	施設整備費用					
補助率	50%以内					
財源	県	%	国	100%	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
H27年度	—	—	—	—		
H28年度	—	—	—	—		
H29年度	—	—	—	—		
H30年度	—	—	—	—		
R1年度	2	256,956	2	192,530		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 森林整備面積の増(森林経営計画地内における間伐実施面積) イ.成果指標の目標値と実績値 単位:ha					
	基準	H29	H30	R1	R2	R3
実績値	1,331	1,292	1,294	—	—	—
目標値	1,431	1,600	1,800	2,000	2,200	—
達成度	93%	81%	72%	—	—	—
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築するため、国庫補助事業を活用し必要な体制整備を推進。 要領に定められた事前評価を実施し、投資効率は定められた基準を満たしている。					

国の「林業・木材産業成長産業化推進対策交付金」を財源に、県の森林の経営・管理を意欲と能力のある林業経営体に集積・集約するとともに、川上から川下までの連携による生産・加工・流通コストの一体的な削減を図るために行う経費について、市町村に交付するものである。

市町村は、交付対象となる事業についての計画申請を行い、県からの承認を受けたものについて交付申請を行うことで承認される。

なお、市町村が事業を直接実施せず、市町村以外の事業実施主体(間接補助事業者)が実施することも認められており、令和元年度の交付対象事業である以下の2事業は、いずれも民間事業者が、間接補助事業者となり事業を実施している。

福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

区分	事業費	補助金額	補助率
(1) 木材産業等競争力強化対策事業 (木材加工流通施設等の整備)	323,302 千円	137,296 千円	46.7%
(2) 森林整備推進対策事業 (木質バイオマス利用促進施設の整備)	415,270 千円	55,234 千円	14.6%

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 市町村からの実績報告書を閲覧した。
- ・ 補助事業等履行確認調査書を閲覧した。
- ・ 福岡県森林環境税検討委員会議事録を閲覧した。

【指摘事項3】交付申請の審査について

(監査の視点②)

市町村から提出された交付申請は、県はその内容を審査しなければならない。その審査における確認項目の一つである「適正な資金調達計画と償還計画」について、網羅的な確認が行われていない。

県は、当項目について、経営診断結果に基づいて確認しているとのことである。事業費のうち交付金見込み額を除いた額は借入により賄われているが、当事業に係る経営診断は、自己資金を充当する前提で実施されているため、経営診断では当項目について判断ができないことが思料される。

(交付申請)  
 第3条 市町村は交付金を受けようとするときには、様式第1号により知事に申請しなければならない。  
 (交付決定の通知)  
 第4条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、市町村に交付決定を通知するものとする。

(出典:福岡県林業・木材産業成長産業化促進対策交付金交付要綱 より抜粋)

2 個別事業について(施設整備を実施する場合のみ記入)  
 (3)適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか

(出典:「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業計画作成申請書」様式1の付3 事前点検シートより抜粋)

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業計画作成申請書(平成31年4月8日申請)

「様式1号の付7(1)(2)林業・木材産業成長産業化促進対策交付金事業計画明細書」より抜粋

添付書類「経営診断報告書(2019年3月28日付)」より抜粋

計画明細1-2 導入施設・機械設備の概要

建物	111,758
機械	314,677
合計	426,435

計画明細9 損益計算書の推移計画

	1年目計画	2年目計画	3年目計画
売上高	619,113	619,113	619,113
売上原価	604,177	603,859	603,544
(うち減価償却費)	37,692	37,692	37,692
(うち資産除去債務)	2,423	2,423	2,423
一般管理費	10,158	10,197	10,234
営業利益	4,777	5,057	5,335
税引前利益	4,777	5,057	5,335
税引後利益	4,777	5,057	5,335

計画明細10 貸借対照表の推移計画

	1年目計画	2年目計画	3年目計画
現金預金	66,731	86,183	105,910
売掛金	60,000	60,000	60,000
棚卸資産	120,000	120,000	120,000
建物・工作物	131,763	115,176	98,589
機械装置	121,606	104,234	86,862
車両運搬具	10,880	9,326	7,771
その他	30,494	28,315	26,137
資産合計	541,477	523,234	505,269
短期借入金	120,000	120,000	120,000
未払金	40,000	40,000	40,000
長期借入金	326,700	303,400	280,100
負債合計	486,700	463,400	440,100
資本金	50,000	50,000	50,000
利益剰余金	4,777	9,834	15,169
純資産	54,777	59,834	65,169
負債・純資産合計	541,477	523,234	505,269

4. 事業計画の検証 資金計画の検証

事業費総額	448,831
自己資金	393,581
交付金	55,249

(2) 損益計画

	1年目計画	2年目計画	3年目計画
売上高	619,113	619,113	619,113
売上原価	604,336	603,282	602,542
(うち減価償却費)	36,482	36,482	36,482
(うち資産除去債務)	2,847	2,847	2,847
一般管理費	10,117	10,155	10,192
営業利益	4,660	5,676	6,379
税引前利益	4,660	5,676	6,379
減価償却費	36,482	36,482	36,482
資産除去債務	2,847	2,847	2,847
概算EBITDA	43,989	45,005	45,708

5. 診断結果及び課題について  
 2. 対象企業の安全性について  
 対象企業は新規設立法人であるが、株主であるA社グループ、及びB社の財務状況は良好であり、株主企業の経営悪化等を理由に子会社である対象企業の事業に支障をきたすリスクは極めて低い。また、上記の通り事業計画も妥当であることから、投資した設備が未利用となったり、稼働が著しく低下したりするような経営状況には至らないものと判断できる。

申請された事業計画は、外部からの借入を前提とした推移計画となっているが、経営診断は自己資金での事業実施を前提に行われている。  
 このような場合、経営診断により事業計画に反映されるべき指摘事項が検出されない可能性がある。

「適正な資金調達計画と償還計画」については、調達金額のみならず事業実施主体が金融機関等からの融資が得られるような信用力を有しているか、かつ、資金ショートを生じさせないような償還期間、利率での条件での融資が得られるか、慎重に検討する必要である。

(是正の方向性)

計画妥当性の審査項目は国が示す様式等により網羅的に示されており、その一つ一つを詳細に確認することにより、合理的な審査が行える仕組みが整えられている。審査の過程で、計画及びその添付資料について、チェックする際に不足する情報または不整合が検出された場合には、計画の修正や、追加情報の提供等を確実に実施されたい。

(35) 福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)

① 概要

補助金等名称	福岡県造林事業補助金(森林環境保全直接支援事業)			
所管部課名	農林水産部林業振興課			
補助金等の目的	森林の有する多面的機能の維持・増進を図る			
補助対象事業の概要	造林、下刈、間伐等の森林施業と森林作業道の開設等を支援			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 54 年度以前	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	森林法、福岡県造林事業補助金交付規程			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	森林所有者、森林組合、市町村等			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	森林の整備に要する経費			
補助率	40%(査定係数により 36~68%)			
財源	県 25%、国 75%、その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	—	606,692	45	839,425
H28 年度	—	607,168	44	855,812
H29 年度	—	607,468	42	591,972
H30 年度	—	607,468	52	693,412
R1 年度	—	674,440	47	787,718
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 林野公共事業の事業評価実施要領に基づき検証 イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし			

県の造林事業の振興を図るため、人工造林、樹下植栽、下刈り、倒木起こし、間伐、除伐といった森林の整備に関する経費について補助するものであり、市町村、森林所有者、林業組合等に交付される。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 関連補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 交付決定通知書、交付申請書(兼請求書)及び支払関連書類を閲覧した。
- ・ 市町村からの実績報告を閲覧した。
- ・ 森林環境保全直接支援事業 しゅん工検査調書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(36) 福岡県荒廃森林整備事業交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県荒廃森林整備事業交付金					
所管部課名	農林水産部林業振興課					
補助金等の目的	①荒廃森林の整備 ②間伐実施体制の構築					
補助対象事業の概要	①強度間伐等の森林の整備 ②自伐用機材の導入、集出荷場の整備					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	令和 4 年度			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県荒廃森林整備事業交付金交付要綱					
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )					
交付先	福岡市ほか 45 市町村					
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	①市町村長が森林の整備を実施するのに要する経費 ②市町村長が自伐用機材の導入を支援するための交付金の交付対象経費の 9/10 の経費 市町村長が集出荷場の整備に対する支援を実施するのに要する経費					
補助率	10/10					
財源	県 100% 国 % その他 %					
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
	H30 年度	47 1,204,414	47	722,642		
R1 年度	46	1,310,073	46	1,307,211		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 森林の整備面積 イ.成果指標の目標値と実績値 (単位:ha)					
		H30	R1	R2	R3	R4
実績値		1,114	1,482	—	—	—
目標値		1,950	1,950	1,950	1,950	1,950
達成度		57%	76%	—	—	—
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし					

荒廃森林の整備や間伐実施体制の構築を目的とし、市町村が実施する事業に対して経費を交付する。交付対象経費は①荒廃森林の整備を行う本工事費、調査費、関連する事務費、②間伐実施体制の構築を目的とする自伐用機材の導入、集出荷場の整備、関連する事務費であり、市町村が支出したこれらの経費については事前の申請を前提として全額を県費から交付している。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- 福岡県荒廃森林整備事業交付金交付要綱に規定されている交付金交付申請書、決定通知書、概算払請求書、実績報告書について内容の整合性、申請額及び支払額が交付対象経費として適切かについて確認を行った。
- また、支出負担行為決議書及び支出命令書を開覧し、適切な事務処理がなされていることを確認した。

【意見23】交付金の申請額の根拠となる資料について

(監査の視点②)

当交付金は市町村からの申請額について全額県費で交付金を支出するものであり、実績報告書において当該申請額の根拠となる資料が添付されているが、要綱で定められた様式においてこのような資料は「関連資料」とのみ記載されており、具体的には指定されていない。このため、各市町村からの添付資料は発注した作業の契約書、工事完了届等様々であり、市町村によって当交付金に係る事務負担に格差が生じていることが推察される。

また、中には完成検査調書のみが添付されている例も相当数あり、この場合には書類上、当該市町村内のみで処理される資料が補助額の根拠となっていることとなる。この点について交付金を申請する市町村以外の第三者が金額について確認している証憑である必要はないか質問を行ったところ、履行確認を行う際に契約書原本を各農林事務所が確認しているため問題ないとの回答であった。しかし、履行確認時に作成される検査調書においては当該内容について「関係書類も整備されており良好」との記載にとどまっており、具体的にどのような確認が行われたかの記載がない。

(改善提案)

交付金の申請額の根拠となる資料については、履行確認時に確認した資料名を具体的に記載し、交付金額が正当な金額であることを明確にするよう改められたい。

また、履行確認時の資料開覧で補助額の根拠として問題がないのであれば、実績報告書に添付が必要な資料は真に必要な最小限度に統一し、市町村の事務負担軽減を図られたい。

( 3 7 ) 福岡県漁港関係交付金事業費交付金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】

① 概要

補助金等名称	福岡県漁港関係交付金事業費交付金【水産基盤整備事業(水産物供給基盤機能保全事業)】				
所管部課名	農林水産部水産局水産振興課				
補助金等の目的	近年、過去に整備された漁港施設の老朽化が進行し、更新時期を迎える施設において、施設の長寿命化や更新コストの縮減を図るため、施設の機能診断を行い、機能の保全対策工事を行うもの。				
補助対象事業の概要	漁港施設:外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地、漁港浄化施設				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成 13 年度	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	水産基盤整備事業補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町村				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	本工事費、附帯工事費、船舶及び機械器具費、測量及び試験費又は用地及び補償費				
補助率	50%				
財源	県 0% 国 100% その他 %				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27 年度	20	682,775	20	682,775
	H28 年度	20	438,783	20	483,783
	H29 年度	24	1,102,736	24	1,102,736
	H30 年度	20	778,908	20	778,908
R1 年度	24	962,990	24	962,990	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 老朽化の事由により損傷又は機能が低下した漁港施設の機能を回復するものであり、効果の検証はない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	事業に対する評価として施設の機能診断を実施している。				

水産物の安定供給と水産資源の生息環境保全を目的とし、国で水産基盤整備事業補助金が設けられている。そのうち、水産物供給基盤機能保全事業については漁港管理者である都道府県または市町村が事業主体と定められており、市町村が事業主体となる場合には都道府県に対して申請等を行い、それらを都道府県が取りまとめて国に対する申請等を実施することとされている。

本交付金は国から県内の各市町村分を一括して交付された交付金を、国が認可した額について各市町村へ交付するものであり、県が交付する金額について財源は全額国費となる。なお、国の交付要領において補助額は総事業費の 1/2 と定められているため、補助事業費の負担割合としては国費 50%、市町村費 50%となる。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続き)

- ・ 福岡県漁港関係事業費補助金交付要領に定められている補助金交付申請書、工事着手届、工事完了届、補助金概算申請書、事業実績報告書の各資料を閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書、支出命令書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 3 8 ) 福岡県漁港関係事業費補助金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】

① 概要

補助金等名称	福岡県漁港関係事業費補助金【農山漁村地域整備交付金(漁業集落環境整備事業)】				
所管部課名	農林水産部水産局水産振興課				
補助金等の目的	昭和後期から平成初期に建設された漁港集落排水施設において、老朽化が進行する中、更新時期を迎える施設の長寿命化や更新コストの縮減を図るため、施設の機能診断を行い、機能の保全対策工事を行うもの。				
補助対象事業の概要	機械・電気設備更新等				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成 13 年度	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	農山漁村地域整備交付金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	本工事費、附帯工事費、船舶及び機械器具費、測量及び試験費又は用地及び補償費				
補助率	50%				
財源	県 0%、国 50%、その他 %				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	12	315,241	12	315,241
	H28 年度	11	349,025	11	349,025
	H29 年度	10	330,244	10	330,244
	H30 年度	17	307,376	17	307,376
	R1 年度	8	395,960	8	395,960
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 老朽化の事由により損傷又は機能が低下した機械・電気設備等の機能の回復を行うものであり、効果の検証はない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	事業に対する評価として施設の機能診断を実施している。				

農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を目的とし、国では農山漁村地域整備交付金が設けられている。そのうち、漁港施設の整備を行う水産基盤整備事業については都道府県または市町村が事業主体と定められており、市町村が事業主体となる場合には都道府県に対して申請等を行い、それらを都道府県が取りまとめて国に対する申請等を実施することとされている。本交付金は国から県内の各市町分を一括して交付された交付金を、国が認可した額について各市町村へ交付するものであり、県から各市町へ交付する金額について財源は全額国費となる。なお、国の交付要領において補助額は総事業費の1/2と定められているため、補助事業費の負担割合としては国費50%、市町村費50%となる。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続き)

- ・ 福岡県漁港関係交付金事業費交付金交付要領に定められている交付金交付申請書、工事着手届、工事完了届、概算払請求書、事業実績報告書の各資料を閲覧し、内容の整合性を確認した。
- ・ 支出負担行為決議書、支出命令書を閲覧し、適切な事務処理がなされていることを確認した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



(39) 福岡県病院事業会計負担金

① 概要

補助金等名称	福岡県病院事業会計負担金				
所管部課名	保健医療介護部保健医療介護総務課				
補助金等の目的	一般会計から病院事業会計へ負担金を繰出すことにより、病院事業の円滑な運営を行い、県民に良質な医療を提供する。				
補助対象事業の概要	福岡県立精神医療センター太宰府病院の運営				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	不明	事業終了年度	未定		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方公営企業法 地方公営企業法施行令				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	福岡県病院事業管理者				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	■運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	地方公営企業法 17 条の2第1項、地方公営企業法施行令第8条の5及び同法施行令附則第 14 項に定める経費				
補助率	10/10				
財源	県 100%	国 %	その他 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	1	215,488	1	215,488
	H28 年度	1	562,105	1	562,105
	H29 年度	1	561,973	1	561,973
	H30 年度	1	560,734	1	560,734
	R1 年度	1	557,566	1	557,566
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 法定負担金であるため効果検証は困難である。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	法定負担金であるため事業の見直しは困難である。				

福岡県病院事業に対する県一般会計からの繰出金(負担金)。福岡県病院事業は地方公営企業法を適用しており、独立採算制が求められている。

地方公営企業法第二条第一項では、地方公共団体の経営する企業のうち、水道事業、鉄道事業、電気事業など、当然に地方公営企業法が適用される事業が規定されており、病院

事業は地方公営企業法第二条第二項で、地方公営企業法の条文のうち、いわゆる財務規定を適用することが定められている。

地方公営企業法が適用される企業の事業のうち、地方公共団体が実施し、一般会計が負担すべき、もしくは負担することが望ましい経費については、一般会計から地方公営企業に繰出しが行われる。繰出しについては、国が毎年度、繰出しの基準を示しており、繰出しの基準に基づく繰出しは、地方交付税等において財政措置が行われる。

地方公営企業の業績によっては、繰出しの基準以上の一般会計からの繰出しが行われることがある。これはいわゆる基準外の繰出金といわれるもので、補助金と同様の性格を有している。

福岡県病院事業に対する県一般会計からの繰出金については、いずれも繰出しの基準に基づくもので、平成27年度以降、いわゆる基準外の繰出しは行っていない。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 予算関連資料の閲覧し、繰出しの基準に基づいた繰出金が、予算に編成されているか(いわゆる基準外の繰出しが行われていないか)検討した。
- ・ 福岡県病院事業管理者からの申請書と交付決定書の閲覧、支出負担行為決議書と支出命令書の閲覧等を実施した。

【意見24】行政手続の効率化について

(監査の視点②)

令和元年度の福岡県病院事業会計負担金は 557,566 千円であるが、この負担金を2分の1ずつ、4月と10月の2回に分けて、申請書の提出⇒交付決定⇒支出負担行為決議⇒支出命令⇒支出という手続が行われている。

しかし、当負担金は、総務省通知の繰出基準に基づいた負担金であり、負担金のうち、例えば、「一般病院と比べて割高となる経費」は、過年度の診療報酬点数や入院患者数に基づいて算定された金額である。また、施設建設のための企業債償還元金と利息も、返済予定表に従って予め定められた金額を支出するもので、いずれも年度途中で、金額の変更が必要となる可能性が低い負担金である。

実際に、令和元年度においても4月の支払いと10月の支払いは同額であった。

過年度の基礎数値を基に算定された繰出し基準に基づいた繰出金を一般会計から病院会計に繰出すのであれば、申請の手続は年に1回とし、支払を2回にとすれば良く、4月と10月の2回に分けて、同じ行政手続を実施する必要性は低い。

(改善提案)

地方公営企業は独立採算制が求められている企業であるが、地方公営企業会計も一般会計も同じ県の組織である。申請する側と申請を受ける側の事務の効率化は県にとって重要なテーマである。事務の効率化のため、申請書の提出、交付決定、支出負担行為決議などを年1回にまとめることができないか検討されたい。

(40) 福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)

① 概要

補助金等名称	福岡県救急医療施設運営費等補助金(ドクターヘリ導入促進事業)		
所管部課名	保健医療介護部医療指導課		
補助金等の目的	地域住民が「いつでも、どこでも、だれでも適切な医療」を受けられるよう、休日・夜間の初期救急医療から救命救急センターにおける高度の救急医療まで、体系的かつ効果的な救急医療体制を整備・運営し、救急医療の確保を図る。		
補助対象事業の概要	救命現場への救急医の迅速な送り込みによる速やかな救命医療の開始により救命率の向上、後遺症の軽減を図るため、ドクターヘリ事業を実施する救命救急センターの開設者に補助する。		
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)		
事業開始年度	平成 13 年度	事業終了年度	—
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法</li> <li>福岡県補助金等交付規則(昭和 33 年福岡県規則第5号)</li> <li>福岡県救急医療施設運営費等補助金交付要綱</li> </ul>		
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )		
交付先	学校法人久留米大学		
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外		
補助金等の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )		
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドクターヘリの運航に必要な委託費(ヘリコプター賃借料、操縦士等拘束料、燃料費、保守料、災害補償費(航空保険料)等)</li> <li>ドクターヘリ搭乗医師及び看護師の確保に必要な給与費(職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、社会保険料)</li> <li>ドクターヘリの運航連絡調整員の確保に必要な給与費(職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤))、委託費(上記経費に該当するもの。)</li> <li>ドクターヘリの運航調整委員会の運営に必要な諸謝金(委員謝金)、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料(会場借料)、会議費</li> <li>ドクターヘリのレジストリ構築に必要な給与費(職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、社会保険料(非常勤)、委託費(上記経費に該当するもの。))</li> <li>・夜間搬送(運航時間の延長)のための照明器具設置に必要な職員諸手当(非常勤)、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費(照明機器)、消耗品費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料(照明機器)、社会保険料(非常勤)、雑役務費(機器据付費)、燃料費、委託費(上記経費に該当するもの。)</li> </ul>		
補助率	10 分の 10		

財源	県 45.4% 国 49.2% その他 5.4%																												
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																										
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27 年度	1	218,447	1	247,125																								
	H28 年度	1	228,340	1	223,465																								
	H29 年度	1	261,842	1	258,646																								
	H30 年度	1	261,763	1	254,227																								
	R1 年度	1	264,052	1	255,752																								
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載          ・救命率の向上、後遺症の軽減          イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ 成果指標の目標値と実績値は設定していない。          ・ 消防機関や医療機関等が参画するドクターヘリ症例検討会による事業効果等検証を通じて、救命率の向上と後遺症の軽減を図っている。</p>						H27	H28	H29	H30	R1	実績値	—	—	—	—	—	目標値	—	—	—	—	—	達成度	—	—	—	—	—
	H27	H28	H29	H30	R1																								
実績値	—	—	—	—	—																								
目標値	—	—	—	—	—																								
達成度	—	—	—	—	—																								
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	<p>なし</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法に基づいた事業であり、ドクターヘリ導入により県下全域で 30 分以内での救急医療の開始が可能となっており、本県の救急医療体制の基盤となる事業である。</li> <li>財源のうち、県の一般財源部分については、特別交付税の算定対象となっている。</li> </ul>																												

ドクターヘリとは、救急医療用に必要な機器を装備したヘリコプターであり、医師および看護師が同乗して救急現場に向かい、現場から医療機関に搬送するまでの間に、患者に救命医療を行える設備を有する専用のヘリコプターである。

緊急医療に係る高度の医療を提供している病院がその運用を担っており、全国で 44 道府県に 53 機が配置されている。

県においては久留米大学病院がその施設を有し、ドクターヘリの運用を行っている。

本補助金は、久留米大学病院のドクターヘリの運航に必要なヘリコプター賃借料や操縦士等高速料、燃料費、ドクターヘリに搭乗する医師や看護師の人件費等に係る経費について、一定の基準額以内でその補助を行っているものである。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、概算払請求書を開覧した。
- 交付手続きとして交付決定通知、調定決議書、補助金交付要綱等を開覧し、必要に

応じて、質問を実施した。

**【意見25】成果指標の目標値について**

(監査の視点⑥)

補助金の成果として救命率の向上及び後遺症の軽減としているが、救命率の向上や後遺症の軽減のためのKPIとして運航回数などの定量的な数値の設定は馴染まないとして、県は補助金に係る成果指標の目標値を設定していない。

**(改善提案)**

成果指標は可能な限り定量に設定・評価することが望ましい。直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定し、補助金の成果を確認することが望ましい。

直接的な成果指標の設定が難しいとしても、県全体の救命率など間接的な効果が把握できる成果指標を設定することを検討していく必要がある。

(41) 福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金						
所管部課名	保健医療介護部医療指導課						
補助金等の目的	在宅医療の核となる地域の医療機関及び訪問看護ステーション等において在宅療養患者情報の共有化を図り、相互の連携を促進することにより在宅医療の推進を図り、患者が安心して療養できることを目的とする。						
補助対象事業の概要	公益社団法人福岡県医師会が行う診療情報ネットワークシステムの開発整備に必要な経費への補助。						
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)						
事業開始年度	平成 26 年度	事業終了年度	-				
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号) ・福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号) ・福岡県診療情報ネットワーク活用拡大事業費補助金交付要綱						
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )						
交付先	公益社団法人福岡県医師会						
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外						
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )						
補助対象経費	業務委託費、需用費、備品購入費、使用料及び賃借料、その他ネットワーク開発整備に必要な経費						
補助率	10 分の 10						
財源	県	%	国	%	その他	基金	100%
補助金等交付 予算・実績	予算		実績				
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
	H27 年度	1	828,927	1	807,633		
	H28 年度	1	188,852	1	106,699		
	H29 年度	1	188,800	1	125,295		
	H30 年度	1	188,949	1	134,949		
R1 年度	1	315,473	1	315,473			
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 【～平成28年度 診療情報ネットワークを活用する地域数】 平成28年度中に、県内全地域(30地域)での活用開始済み 【平成29年度～ 診療情報ネットワークを活用する施設数】 堅調に増加(平成28年度末 442施設 →令和元年度末 783施設)						

イ.成果指標の目標値と実績値 【平成28年度～ 診療情報ネットワーク登録患者数(人・年度末時点)】		H27	H28	H29	H30	R1
	実績値	-	5,431	7,250	8,394	13,265
	目標値	病・病連携、病・診連携、多職種連携の促進を図る。	10,000	8,000	10,000	11,000
達成度	-	54.3%	90.6%	93.9%	120.6%	
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし なお、財源については、全額、地域医療介護総合確保基金を財源としている。					

在宅医療の核となる地域の医療機関及び訪問看護ステーション等において在宅療養患者情報の共有化を図り、相互の連携を促進することにより在宅医療の推進を図り、患者が安心して療養できることを目的に、全国で 26 県(2017 年 10 月 厚生労働省調べ)において全県単位での診療情報連携ネットワークの運用が行われている。

公益財団法人福岡県医師会が運営主体となり、「とびうめネット」という名称で診療情報ネットワークを構築、運営しており、県民は、事前に必要な情報を登録しておくことで、緊急時に消防・救急隊と医療機関が連携することが可能となっている。

当補助金は、公益財団法人福岡県医師会に対して、「とびうめネット」の設備事業に係る経費、例えば業務委託費や備品購入費、ネットワーク開発整備に必要な経費等の補助を県が行っているものである。

なお、平成 30 年度までは「とびうめネット」の運営に係るランニングコストについても補助対象としていたが、令和元年8月8日付け医政地発 0808 第1号・医政研 0808 第1号「地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る適切な予算執行の徹底について」(厚生労働省医政局地域医療計画課長・厚生労働省医政局研究開発振興課長連名通知)により、ランニングコストに対する補助を行うことは適当でないという指針が示されたため、令和元年度より補助対象を設備事業に係る経費のみを補助対象としている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、概算払請求書を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして交付決定通知、支出負担行為決議書、支払命令書、補助金交付要綱等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

**【意見26】定量的な成果指標の設定について**

(監査の視点⑥)

令和元年度の成果指標は目標値を達成しているものの、地域によって目標新規登録患者数や当該年度における登録率に格差があり、事業計画と比較すると成果指標を達成していない地域が存在する。

県は、事業開始以来の各地域の実績を加味した目標設定を行っており、登録患者数の増加が見込まれる地域においては、目標値を上方設定し、目標未達成地域においては、当該地域の医療・介護連携における課題を明確にすることが必要と認識している。

令和2年度下半期において目標未達成地域を対象に、県及び県医師会が共同で説明会を行うなど、当該事業の利便性や他地域での有効事例等を積極周知することを予定しているとのことである。

**(改善提案)**

県内一括で設定している成果指標について、地域ごとに細分化して設定することを検討するべきである。地域ごとに細分化して設定することで、目標未達成地域を把握の上、重点的な予算配分への活用等を検討されたい。

( 4 2 ) 看 護 師 等 養 成 所 運 営 費 補 助 金

① 概 要

補助金等名称	看護師等養成所運営費補助金		
所管部課名	保健医療介護部 医療指導課		
補助金等の目的	この補助金は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づき指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所(ただし、学校教育法第1条に規定する学校は除く。以下「看護師等養成所」という。)の運営に必要な経費を補助することにより看護師等養成所における教育内容の向上を図ることを目的とする。		
補助対象事業の概要	看護師等養成所の教育内容の充実を図るため、県内における民間立の看護師等養成所に対して、その運営に必要な経費について補助する。		
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)		
事業開始年度	昭和 46 年	事業終了年度	未定
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・福岡県補助金等交付規則(昭和 33 年福岡県規則第 5 号) ・福岡県看護師等養成所運営費補助金交付要綱(昭和 60 年 4 月 1 日施行)		
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )		
交付先	別添のとおり(R1 年度実績)		
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外		
補助金等の分類	■運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )		
補助対象経費	<p>1 教員経費</p> <p>(1)専任教員給与費</p> <p>(2)専任教員人当り費 需用費(消耗品費、印刷製本費) 備品購入費 役務費(通信運搬費) 福利厚生費</p> <p>(3)部外講師謝金</p> <p>(4)委託料(上記教員経費のうち(1)～(3)に該当するものとする。)</p> <p>2 事務職員経費</p> <p>(1)専任事務職員給与費</p> <p>(2)委託料(上記専任事務職員給与費とする。)</p> <p>3 生徒経費</p> <p>(1)事業用教材費</p> <p>(2)臨床実習経費(消耗器材に要する経費)</p> <p>(3)委託料(上記生徒経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>4 実習施設謝金</p> <p>(1)報償費(実習施設謝金)</p> <p>(2)委託費(上記報償費とする。)</p>		

	<p>5 へき地等の地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費</p> <p>(1)実習体制支援経費(賃金、需用費(燃料費、消耗品費、修繕費)、役務費(保険料、手数料)、備品購入費(単価30万未満の備品に限る。) 使用料及び賃借料</p> <p>(2)看護職員養成確保促進経費(旅費、需用費(印刷製本費、食糧費(会議費))、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料</p> <p>(3)委託料(上記へき地等地域における養成所に対する重点的支援事業実施経費のうち(1)及び(2)に該当するものとする。)</p> <p>6 看護教員養成講習会参加促進事業実施経費 部外講師謝金、部外講師旅費、代替教員雇上経費</p> <p>7 県内就職促進事業実施経費 就職説明会等開催にかかる通信運搬費、会場借上料、謝金、需用費</p>																											
補助率	10/10																											
財源	県 % 国 % その他 基金 100%																											
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																									
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
H27 年度	45	763,854	35	756,552																								
H28 年度	47	824,033	37	801,594																								
H29 年度	48	842,088	37	785,368																								
H30 年度	45	793,909	36	721,318																								
R1 年度	45	781,716	36	729,967																								
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載</p> <p>[H27 年度]</p> <p>・看護職員の養成力を図り、県内看護職員の確保を推進する。</p> <p>[H28 年度～]</p> <p>・前年の3月時点の県内医療機関就職率が 75%以上になっているかを検証する。</p> <p>イ. 成果指標の目標値と実績値</p> <p>※基金事業事後評価のアウトカム指標を記載</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>-</td> <td>73.2%</td> <td>72.6%</td> <td>72.1%</td> <td>72.3%</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>看護職員の養成力を図り、県内看護職員の確保を推進する。</td> <td>75%以上</td> <td>75%以上</td> <td>75%以上</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>-</td> <td>97.6%</td> <td>96.8%</td> <td>96.1%</td> <td>96.4%</td> </tr> </tbody> </table>					H27	H28	H29	H30	R1	実績値	-	73.2%	72.6%	72.1%	72.3%	目標値	看護職員の養成力を図り、県内看護職員の確保を推進する。	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上	達成度	-	97.6%	96.8%	96.1%	96.4%
	H27	H28	H29	H30	R1																							
実績値	-	73.2%	72.6%	72.1%	72.3%																							
目標値	看護職員の養成力を図り、県内看護職員の確保を推進する。	75%以上	75%以上	75%以上	75%以上																							
達成度	-	97.6%	96.8%	96.1%	96.4%																							
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	該当なし																											



2025 年に向けて、高齢化等により医療需要が増大すると推計されている地域の実情に応じたあるべき医療提供体制を構築していくためにも、看護職員が要請される看護士等養成所の運営を支援していくことで、将来必要とされる看護職員を県内に確保していくことを目的として、県が県内における民間が運営している看護師等養成所 36 校 45 課程に対して、専任教員や事務職員の人件費や生徒の教材費、実習施設に支払う謝金等、その運営費に必要な経費について一定の基準額の範囲内で補助を行っているものである。

**② 監査の結果及び意見について**  
**(実施した手続)**

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、事業計画を閲覧した。
- ・ 交付手続さとして交付決定通知、支出負担行為決議書、支払命令書、補助金交付要綱等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

**【意見 27】県内就職促進加算の考え方について**  
**(監査の視点③)**

県は、県内就職促進加算について、予算額 14,130 千円の範囲内で利用申し出があった 20 学校に対して等分し、交付を行っている。

**(改善提案)**

県内就職促進加算に関して、申し出に対して予算額を等分した交付ではなく、例えば目標としている県内医療機関就職率 75%を達成した学校に重点的に加算の上、交付を行うなど、メリハリをつけた交付を行うことで補助金交付先の努力を反映するような加算を行うことを検討することが望ましい。現在未達成となっている成果指標の県内医療機関就職率 75%以上の達成のために県内就職促進加算を活用することを検討されたい。

(43) 福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金			
所管部署名	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課			
補助金等の目的	「誰もが住み慣れた地域で安心して療養できる福岡県」を目指し、在宅医療関係者に対する専門的な知識や経験を高める取り組みや、休日夜間・容体急変時における診療体制の強化、在宅医を導入するための取り組み等を通じて地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的とする。			
補助対象事業の概要	福岡県内 20 郡市医師会(30 郡市区医師会)を連携拠点として、事業を実施する職員(看護師等)を配置し、以下に示す活動を通して地域における包括的かつ継続的な在宅医療提供体制を構築する。 (1)在宅医療充実強化のためのルール策定 (2)医療従事者に対する研修 (3)在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的の事業 (4)その他			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成 30 年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	福岡県在宅医療提供体制充実強化事業費補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	福岡県内 20 郡市医師会			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	在宅医療提供体制充実強化事業の実施に必要な運営費及び5万円以上の備品購入費			
補助率	運営費:10 分の 10 備品購入費:3 分の 2			
財源	県 33.33% 国 66.66% その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	—	—	—	—
H28 年度	—	—	—	—
H29 年度	—	—	—	—
H30 年度	20	300,000	20	109,383
R1 年度	20	301,320	20	118,744

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 各郡市区医師会(30 地域)で連携会議や研修会を開催				
	イ.成果指標の目標値と実績値				
	H27	H28	H29	H30	R1
実績値	—	—	—	27	27
目標値	—	—	—	30	30
達成度	—	—	—	90%	90%
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—				

超高齢化社会を迎える 2025 年までに、患者の状態に応じた適切な医療を地域において効果的かつ効率的に提供する体制を整備し、患者ができるだけ早く社会に復帰し、地域で継続して生活を送れるようにする目的で、県内の 20 郡市医師会(30 市郡区医師会)に対して、在宅医療充実強化のためのルール策定や医療従事者に対する研修、在宅医療・介護連携に関する広域的・補完的の事業等に必要、人件費や旅費、委託料、使用料及び賃貸料等の運営費及び5万円以上の備品購入費を一定の基準額までを補助するものである。

県は、実施地域ごとに一定の基準額の範囲内で、運営費については 10 分の 10、5万円以上の備品購入費については3分の2を補助している。

仮に、補助金交付先の県内 20 郡市医師会(30 市郡区医師会)にて、リース料を使用料及び賃借料として処理し、補助申請が行われた場合には 10 分の 10 を補助することとなる。民間企業では、リース契約と購入は経済的実体が同一とみなす場合もあり、備品購入費とリース料で補助率の統一を図ることも考えられるものの、一定の基準額の範囲内での補助とされていることから、県は、交付先の利便性を考慮し補助率の統一は行っていない。

また事業実施地域については、福岡市と北九州市においては行政区毎に、それ以外の事業者については1事業者1事業実施地域としている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実施報告書を閲覧した。
- ・ 交付手続として交付決定通知、支出負担行為決議書(変更)、補助金交付要綱、実施要綱等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

【意見28】事業実施地域当たりの基準額について

(監査の視点③)

補助金交付要綱においては、事業実施地域あたり 10,045 千円を基準額としているが、事業実施地域を複数抱える北九州市への交付においては、1事業実施地域当たり 10,045 千円の基準額を超過して交付している地域が存在する。

県は、北九州市医師会が、小倉医師会を含めた5地区をまとめて補助申請しており、補助金の精算にあたり、基準額5地区分で実績報告書を精査し、適正である旨を確認しているとしているが、補助金交付要綱には、事業実施地域を複数抱える事業者への補助に係る明確な規定がなく、その回答についての合理性が検証できない。

**(改善提案)**

現在の補助金交付要綱は、1事業者1事業実施地域を前提とするものとなっており、北九州市や福岡市のように、複数の事業実施地域を抱える事業者に対する補助の取扱いについて、補助金交付要綱においてその取扱いを明確化するべきである。

(44) 福岡県地域支援事業交付金

① 概要

補助金等名称	福岡県地域支援事業交付金			
所管部課名	保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課			
補助金等の目的	市町村(保険者)が行う地域支援事業に対し、介護保険法第 123 条の規定に基づく法定交付金を交付する。			
補助対象事業の概要	被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進するもの。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	平成18年度	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	福岡県地域支援事業交付金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	県内 28 介護保険者			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金 包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報酬費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費			
補助率	介護予防・日常生活支援総合事業:12.5/100 包括的支援事業及び任意事業:19.25/100 包括的支援事業(社会保障充実分):19.25/100			
財源	介護予防・日常生活支援総合事業:県 12.5%、国 25%、市町村 12.5%、一号保険料 23%、二号保険料 23% 包括的支援事業・任意事業:県 19.25%、国 38.5%、市町村 19.25%、一号保険料 23%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27 年度	28	1,535,286	28	1,545,153
H28 年度	28	2,135,601	28	2,027,159
H29 年度	28	2,962,503	28	3,090,104
H30 年度	28	3,670,585	28	3,912,682
R1 年度	28	4,137,116	28	4,004,898

効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 保険者機能強化推進交付金で評価している イ.成果指標の目標値と実績値 —
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—

介護保険制度の改正に伴い、被保険者が要支援・要介護になる前から介護予防に資する事業を実施するとともに、地域の総合相談、権利擁護事業等を行う「地域支援事業」が平成 18 年度から県内の市町村(保険者)により実施されている。県は介護保険法の規定に基づく法定交付金を「地域支援事業交付金」として交付することで、県内の市町村(保険者)が行っている「地域支援事業」に対し、その費用の一部を県が負担している。

市町村が実施している地域支援事業の具体的な事業内容としては、要支援者等に対して掃除、洗濯などの日常生活上の支援を提供する訪問型サービスや介護予防活動の普及・啓発を行う介護予防普及啓発事業等がある。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、変更交付申請書、実績報告書、概算払請求書等を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして交付額確定通知、変更交付決定通知、支出負担行為決議書、支命令書、調定決議書、補助金交付要綱、事業説明資料等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(45) 高齢者福祉施設等施設整備費補助金

① 概要

補助金等名称	高齢者福祉施設等整備費			
所管部課名	保健医療介護部 介護保険課			
補助金等の目的	3ヶ年ごとに策定される「福岡県保健福祉計画」によって定められる施設整備計画を達成するため、高齢者福祉施設整備に係る経費の一部を助成する。			
補助対象事業の概要	「福岡県保健福祉計画」策定時に各保険者から示された整備意向に基づき、保健医療圏域ごとに整備量を定め、計画的に整備を進めていく。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	不明	事業終了年度	不明	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県高齢者福祉施設等施設整備費補助金交付要綱			
交付決定方式	■公募 □個別査定 □その他( )			
交付先	社会福祉法人			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	施設整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費			
補助率	別添交付要綱のとおり			
財源	県 100%	国 %	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
H27年度	600床	2,067,400	6施設	937,200 (内繰越 797,200)
H28年度	582床	2,001,680	7施設	1,139,294 (内繰越 865,759)
H29年度	680床	2,421,600	13施設	2,312,783 (内繰越 1,805,151)
H30年度	451床	1,550,640	14施設	1,358,068 (内繰越 1,272,574)
R1年度	365床	1,086,000	8施設	588,103 (内繰越 550,310)
効果検証の実施状況	※予算の段階では施設数までは見込めないため、補助対象予定となる床数で予算を計上している。 ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 高齢者福祉施設の整備が目的のため、補助対象事業の完了を成果目標としている。			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—			

県は、第8次福岡県高齢者保健福祉計画において、特別養護老人ホームや養護老人ホーム、介護老人保健施設等の高齢者福祉施設の床数を整備量と定め、計画的な整備を目指している。

整備量については、各保険者(単独保険者である市町または福岡県介護保険広域連合)から示された整備意向に基づき決定を行っている。

計画的な整備のため、定員 30 人以上の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の整備を行う社会福祉法人、医療法人等に対して、整備床数や地域交流スペース等の特色ある整備面積に応じて、その施設整備に係る工事費及び工事施工のために必要な事務費の補助を県が行っているものである。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告、事業計画、面積表等を閲覧した。
- ・ 県の交付手続きとして交付決定通知、支出負担行為決議書、補助金交付要綱、現地調査資料等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(46) 福岡県軽費老人ホーム事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県軽費老人ホーム事業費補助金			
所管部課名	保健医療介護部介護保険課			
補助金等の目的	施設の入所者の負担を軽減し、高齢者福祉の向上を図ることを目的。			
補助対象事業の概要	施設の事業費の一部補助			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 53 年	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	老人福祉法第 20 条の6 福岡県軽費老人ホーム事業費補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	軽費老人ホーム(70 施設)			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	職員の給料、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金及び利用者保健衛生費			
補助率	利用者の所得に応じた単価区分から算定される事務費基準額と、対象となる経費老人ホームの事務費対象経費(実支出額)のいずれか少ない額			
財源	県 100% 国 % その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	70 2,231,606	70	2,231,606
	H28 年度	70 2,258,329	70	2,246,825
	H29 年度	70 2,274,835	70	2,264,695
	H30 年度	70 2,340,976	70	2,300,875
R1 年度	70 2,332,616	70	2,298,114	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—			

軽費老人ホームとは、60 歳以上(夫婦のどちらかが 60 歳以上)であり、かつ身体機能の低下のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を入所させ、低額な利用料で食事の提供等日常生活に必要なサービスを提供するための施設である。軽費老人ホームを運営する社会福祉法人に対して、軽費老人ホームの施設の事業費の一部の事務費を補助対象として、県が補助を行っているものである。

福岡県軽費老人ホーム利用料等取扱要綱に定める、利用者の所得に応じた単価区分から算定される事務費基準額と、対象となる経費老人ホームの事務費対象経費(実支出額)のいずれか少ない額を補助している。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、納入済通知書(返納時の入金資料)等を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして交付決定通知、支出負担行為決議書、返納決議書、補助金交付要綱等を閲覧し、必要に応じて質問を実施した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



(47) 住宅新築資金等貸付助成費

① 概要

補助金等名称	住宅新築資金等貸付助成費				
所管部課名	建築都市部住宅計画課				
補助金等の目的	市町村の財政負担の軽減を図ることにより、円滑な償還事務を行うことができるようにする				
補助対象事業の概要	住宅新築資金貸付償還事業に対する補助(2種類)				
補助対象期間	①■単年度 ②■複数年度(S41~H10年)				
事業開始年度	①昭和44年度 ②平成4年度	事業終了年度	①令和5年度 ②償還完了まで		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	①福岡県住宅新築資金等貸付事業利子補給金交付要綱 ②福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	県内対象市町村(別添1のとおり)				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 ■利子補給 □その他( )				
補助対象経費	別添2のとおり				
補助率	①起債額について、年2分の利率を適用し貸付条件により計算し得た額以内の額 ②3/4				
財源	①県 10/10 % ②県 1/4 % 国 2/4 %				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
H27年度	①26 ②37	①9,560 ②166,569	①26 ②37	①9,437 ②163,170	
H28年度	①26 ②37	①6,603 ②172,467	①26 ②37	①6,483 ②118,356	
H29年度	①24 ②37	①4,085 ②157,305	①24 ②37	①3,956 ②118,434	
H30年度	①23 ②37	①2,369 ②151,428	①23 ②37	①2,280 ②105,201	
R1年度	①20 ②37	①1,244 ②139,134	①20 ②37	①1,200 ②134,739	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 市町村主体の事業に対し補助金を出しているため、県にて目標値等の設定は行っていない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	本事業は過去の貸付金の償還を行うものであり、事業見直しは困難				

(別添1) 交付先

①福岡県住宅新築資金等貸付事業利子補給金

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1 北九州市	1 北九州市	1 北九州市	1 北九州市	1 北九州市
2 福岡市	2 福岡市	2 福岡市	2 福岡市	2 福岡市
3 久留米市	3 久留米市	3 久留米市	3 久留米市	3 久留米市
4 直方市	4 直方市	4 直方市	4 直方市	4 直方市
5 飯塚市	5 飯塚市	5 飯塚市	5 飯塚市	5 飯塚市
6 田川市	6 田川市	6 田川市	6 田川市	6 田川市
7 柳川市	7 柳川市	7 柳川市	7 柳川市	7 柳川市
8 八女市	8 八女市	8 八女市	8 八女市	8 八女市
9 筑後市	9 筑後市	9 筑紫野市	9 筑紫野市	9 筑紫野市
10 筑紫野市	10 筑紫野市	10 宗像市	10 宗像市	10 宗像市
11 宗像市	11 宗像市	11 太宰府市	11 太宰府市	11 福津市
12 太宰府市	12 太宰府市	12 福津市	12 福津市	12 うきは市
13 福津市	13 福津市	13 うきは市	13 うきは市	13 朝倉市
14 うきは市	14 うきは市	14 宮若市	14 宮若市	14 糸島市
15 宮若市	15 宮若市	15 朝倉市	15 朝倉市	15 岡垣町
16 朝倉市	16 朝倉市	16 糸島市	16 糸島市	16 遠賀町
17 糸島市	17 糸島市	17 志免町	17 志免町	17 小竹町
18 志免町	18 志免町	18 岡垣町	18 岡垣町	18 糸田町
19 岡垣町	19 岡垣町	19 遠賀町	19 遠賀町	19 川崎町
20 遠賀町	20 遠賀町	20 小竹町	20 小竹町	20 福智町
21 小竹町	21 小竹町	21 筑前町	21 糸田町	
22 桂川町	22 桂川町	22 糸田町	22 川崎町	
23 筑前町	23 筑前町	23 川崎町	23 福智町	
24 糸田町	24 糸田町	24 福智町		
25 川崎町	25 川崎町			
26 福智町	26 福智町			

②福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金

平成27年度～令和元年度							
1 北九州市	9 行橋市	17 福津市	25 桂川町	33 赤村			
2 久留米市	10 豊前市	18 うきは市	26 筑前町	34 福智町			
3 直方市	11 中間市	19 宮若市	27 広川町	35 みやこ町			
4 飯塚市	12 小郡市	20 嘉麻市	28 香春町	36 上毛町			
5 田川市	13 筑紫野市	21 朝倉市	29 添田町	37 築上町			
6 柳川市	14 宗像市	22 糸島市	30 糸田町				
7 八女市	15 太宰府市	23 岡垣町	31 川崎町				
8 筑後市	16 古賀市	24 遠賀町	32 大任町				

(別添2) 補助対象経費

①福岡県住宅新築資金等貸付事業利子補給金

住宅新築資金等貸付事業に要する経費のうち、起債を受けた資金に係る利子補給

②福岡県住宅新築資金等償還推進助成事業費補助金

住宅新築資金等の償還の推進に要する市町村経費の一部

補助対象	説明	内容	1件当たり限度額
①基本的回収	滞納に係らない償還金回収に要する経費	郵便・電話代等	2,200円
②督促等	滞納に係る償還金回収のための督促等に要する経費	職員手当・旅費等	7,550円
③債務引受承認	債務引受承認に要する経費	郵便・電話代等	10,490円
④法的措置	弁護士への相談、調停、訴訟等の法的措置に要する経費(以下に掲げるものを除く)	弁護士費用	〔(旧)日本弁護士連合会報酬等基準規程〕で定める標準を示す規定の基準額
⑤強制執行の申立て等	i 任意競売の申立て ii 強制執行の申立て iii 支払督促の申立て iv 訴訟提起等の手続き v 配当参加に要する経費	執行経費	i 40,790円 ii 32,190円 iii 30,720円 iv 33,660円 v 7,130円
⑥取得財産の管理及び処分	i 取得財産の売却・賃貸 ii 売却した取得財産の割賦払売却代金に係る債権の管理回収 iii 取得財産の管理 iv 取得財産に係る強制執行の申立て等に要する経費	執行経費	i 2,620円 ii 2,140円 iii 3,900円 iv ⑤と同じ
⑦未償還額と強制執行等による取立て額等との差額	強制執行、配当参加、抵当権実行、かつ、保証人からの償還が困難 →未償還額と強制執行等による取立て額等との差額	償還が著しく困難とみなされる債権	要する経費
⑧災害等により貸付金に係る住宅が滅失した場合の未償還額と火災保険等による充当額等との差額	災害・火災により貸付金に係る住宅が滅失 ・借受人からの未償還分回収が著しく困難 ・かつ、保証人からの償還が困難 →未償還分と火災保険等による充当額等との差額		要する経費
⑨その他国土交通大臣が特に必要と認める経費	・①～⑥の対象外で償還推進事務に必要な不可欠な経費 ・⑦、⑧以外で借受人からの償還が著しく困難かつ保証人からの償還が困難と認められる場合の未償還額		要する経費

(出典:福岡県提供)

住宅新築資金等貸付助成費は、住宅新築資金等貸付事業を実施した市町村に対し財政支援を行うための助成費で、①住宅新築資金等貸付事業利子補給金と②住宅新築資金等貸付助成事業(償還推進)から構成される。

住宅新築資金等貸付制度は、「住宅新築資金等貸付制度要綱」(昭和 49 年建設省住整発第 69 号)に基づき、歴史的・社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境の整備改善を図ることを目的として、当該地域に係る住宅の新築及び改修並びに宅地の取得のために必要な資金を貸し付ける事業であり、昭和 49 年度から実施された国の事業である。

当該事業は既に終了しているが、「住宅新築資金等貸付制度要綱」により住宅資金等貸付事業を実施した市町村に対し、①住宅新築資金等貸付事業利子補給金と②住宅新築資金等貸付助成事業(償還推進)を行っている。

住宅資金等貸付事業は国庫補助金4分の1、地方債4分の3を財源とする事業であり、①住宅新築資金等貸付事業利子補給金は、滞納に対するリスクを緩和し、起債償還を円滑にし、当事業に係る市町村の起債償還の負担を軽減するため償還利子の一部を補助するもので、昭和 44 年度から開始され、令和5年度には終了の予定である。

②住宅新築資金等貸付助成事業(償還推進)は、当事業のために市町村が発行した地方債の償還年数が25年と長期に及ぶことから、市町村における償還事務に要する経費が多額になること、また滞納整理のため滞納者に対する督促や、費用に応じて実施される法的措置には財政負担が生じることから、それらを軽減し、償還率の向上を図ることを目的とした事業である。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- 住宅新築資金等貸付制度要綱を閲覧した。
- それぞれの制度について以下のような手続を実施した。

①住宅新築資金等貸付事業利子補給金

- 補給金交付申請書と添付書類の閲覧、交付決定通知書の閲覧、支出負担行為決議書と支出命令書の閲覧、起債償還利子払込証明書と補給金額の確定通知を閲覧した。

②住宅新築資金等貸付助成事業(償還推進)

- 補助金交付申請書とその添付書類の閲覧、事業完了実績報告書とその添付書類の閲覧、支出負担行為決議書と支出命令書を閲覧した。
- 不納欠損処理を実施することとなった住宅新築資金等の未償還額にかかる詳細や督促等の状況、不納となった理由等の関連調書を閲覧した。

**【意見29】住宅新築資金等貸付事業利子補給金の関連書類の簡素化について**

(監査の視点②)

住宅新築資金等貸付事業利子補給金は、市町村が支出する償還利子額に対する利子補給金であり、利子補給金交付申請書は例年2月に各市町村から提出されている。申請書のほか、添付書類として、補給金の①算出基礎と②利子補給金の算出表とともに、③前年度の歳入歳出決算書(抜粋)と④当年度の歳入歳出予算書(抜粋)が添付されている。

③前年度の歳入歳出決算書(抜粋)について、監査対象年度においては、令和元年度の住宅新築資金等貸付事業利子補給金交付申請書に平成30年度の歳入歳出決算書が添付されている。令和元年度の利子補給金は、令和元年度に各市町村が支出した償還利子額に基づいて算定されるものであるから、その算定根拠の数値は平成30年度の歳入歳出決算書の数値と照合できるものではなく、申請書の添付書類としては不要である。

④当年度の歳入歳出予算書(抜粋)について、利子補給金の算定根拠である償還利子額が予算計上されているかどうかを確かめるもので、予算化された金額と利子補給金の根拠となる償還利子額がほぼ一致しているかどうかを確認している(予算なので必ず一致するわけではない)。しかし、償還利子額は予算編成の有無により左右されるものではないので、申請書の提出時点で予算に計上されているかどうかを確認する必要性は乏しい。

③前年度の歳入歳出決算書(抜粋)と④当年度の歳入歳出予算書(抜粋)は、提出にあたって市町村長名で「相違ないことを証明する」証明印が押印されており、原本から必要な数値のみを抽出して書類を作成し、市町村長の証明印をもらうために、事務手続に時間と費用がかかっている。

利子の支払いは市町村の予算計上により左右されるものではなく、借入元金、未償還元金、借入金利によって各年度の利子支払い所要額が決まっているもので、申請書類に「算出基礎」として記載されている。

それに加えて、予算書や過年度の決算書等の提出を求めることは、申請する自治体にとっても受け付けた書類の審査を行う県にとっても、事務処理の負担となる。

**(改善提案)**

各起債の支払利子は申請書類の「算出基礎」で把握することができる。また各起債の年度別の利子所要額も「利子補給金歳出表」で把握することができる。前年度の決算書や予算書がなくても、事業の実施可能性は十分に確認できるため、前年度の決算書や予算書などの添付書類の省略について検討されたい。

**【意見30】住宅新築資金等貸付助成事業の実績報告書について**

(監査の視点④)

住宅新築資金等貸付助成事業の補助金は、市町村の財政負担を軽減するため、①貸付金の回収事務及び督促等の経費②法的措置や強制執行の申し立てに係る経費③未償還額と強制執行等による取立額との差額④借受人や保証人、相続人等が死亡、行方不明、経済的困窮等により償還困難な貸付額について助成している。

その実績報告書には、補助対象事業区分別に対象支払額と支払額に対する補助金額を記載した、補助金精算調書が添付されている。

ただし、補助金精算調書だけでは、どのような費用として支出されたのか不明であるため、市町村の決算数値を記載する決算内訳書が参考資料として添付されている。この決算内訳書によって、職員手当等、需用費、役務費、委託料など、市町村の財政負担が具体的にどのようなものか、把握することができる。

一部の市町村(古賀市、田川市、豊前市、桂川町)の実績報告書において、補助金精算調書と決算内訳書が一致していなかった。これはいずれも「その他国土交通大臣が必要と認める経費」について、補助金精算調書には記載するものの、決算内訳書には記載していないことによる差額である。

「その他国土交通大臣が必要と認める経費」は、④借受人や保証人、相続人等が死亡、行方不明、経済的困窮等により償還困難となった貸付額の市町村における財政負担である。償還が不納となった貸付があれば、市町村が財政的に負担することとなるため、当該助成事業の助成対象となっている。

その財政的な負担は、何らかの方法で経理的な処理を行うことが望ましい。他の自治体は、その経理的な処理を決算内訳書に記載していたため、助成対象となる財政負担を確認することができたが、決算内訳書に記載していない上記の市町村においては、助成対象となる財政負担を確認することができなかった。

**(改善提案)**

「その他国土交通大臣が必要と認める経費」について、市町村が実施した経理的な処理は、「その他国土交通大臣が必要と認める経費」の重要な根拠であり、市町村の財政負担が発生した年度に経理的な処理を行い、決算内訳書に記載することが望ましい。市町村の財政負担発生年度に経理的な処理を行わないのであれば、いつ、どのような経理的な処理を行うのか、その予定について文書を入力することが望ましい。

経理的な処理の一つとして、補助金を受け入れた住宅資金貸付事業の特別会計から、起債を償還する一般会計(貸付について不納欠損が発生した場合は、一般会計の財政負担で償還する必要がある)へ繰入を行うことなどが考えられる。

県は、各市町村が経理的な処理を適時に行うことで、補助金精算調書と一致する決算内訳書を提出するように各市町村に指導されたい。

(48) 市街地再開発事業費補助金

① 概要(久留米)

補助金等名称	市街地再開発事業費補助金(久留米)				
所管部課名	建築都市部都市計画課				
補助金等の目的	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、導入を図り、もって公共の福祉に寄与する。				
補助対象事業の概要	都市の再生を図るため、土地の利用状況が不健全な地区の建築物を全面的に除却し、中高層の共同建築物を建築し、併せて公共施設等の整備を行う。				
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(8年)				
事業開始年度	平成29年度	事業終了年度	令和6年度		
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	社会資本整備総合交付金交付要綱				
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他( )				
交付先	JR久留米駅前第二街区市街地再開発組合				
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )				
補助対象経費	276,266,000円				
補助率	1/3				
財源	県 33.3 % 国 33.3 % その他 33.3 %				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27年度	—	—	—	
	H28年度	—	—	—	
	H29年度	1	83,157	1	64,000
	H30年度	1	277,897	—	—
R1年度	1	336,634	1	(H30繰)213,746	
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載(社会資本総合交付金における評価項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市全体の人口に対する中心市街地居住人口の割合</li> <li>・JR久留米駅の乗降客数</li> </ul> <p>イ.成果指標の目標値と実績値 最終目標値(R6予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・久留米市全体の人口に対する中心市街地居住人口の割合:5.37%</li> <li>・JR久留米駅の乗降客数:14,830人/日</li> </ul> <p>なお、社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、事業完了後、事後調査を実施予定</p>				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし				

概要(小倉)

補助金等名称	市街地再開発事業費補助金(小倉)																											
所管部課名	建築都市部都市計画課																											
補助金等の目的	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、導入を図り、もって公共の福祉に寄与する。																											
補助対象事業の概要	都市の再生を図るため、土地の利用状況が不健全な地区の建築物を全面的に除却し、中高層の共同建築物を建築し、併せて公共施設等の整備を行う。																											
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(10年)																											
事業開始年度	平成19年度	事業終了年度	令和元年度																									
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	社会資本整備総合交付金交付要綱																											
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他( )																											
交付先	小倉駅南口東地区市街地再開発組合																											
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外																											
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )																											
補助対象経費	360,000,000円																											
補助率	1/3																											
財源	県 33.3 % 国 33.3 % その他 33.3 %																											
補助金等交付 予算・実績	予算		実績																									
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)																								
	H27年度	1	318,526	1	210,000																							
	H28年度	1	295,120	1	181,800																							
	H29年度	1	466,086	2	(H28繰)408,200 185,800																							
	H30年度	1	610,593	2	(H29繰)230,360 600,000																							
R1年度	1	244,237	1	240,000																								
効果検証の実施状況	<p>ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載(社会資本総合交付金における評価項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数を調査する。</li> <li>・小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数を調査する。</li> <li>・都市計画道路博多町線の日当たりの交通量を調査する。</li> </ul> <p>イ.成果指標の目標値と実績値</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>470人 250人 6,060台/日</td> </tr> <tr> <td>目標値</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>410人 340人 11,200台/日</td> </tr> <tr> <td>達成度</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>○ × ×</td> </tr> </tbody> </table>					H27	H28	H29	H30	R1	実績値	—	—	—	—	470人 250人 6,060台/日	目標値	—	—	—	—	410人 340人 11,200台/日	達成度	—	—	—	—	○ × ×
	H27	H28	H29	H30	R1																							
実績値	—	—	—	—	470人 250人 6,060台/日																							
目標値	—	—	—	—	410人 340人 11,200台/日																							
達成度	—	—	—	—	○ × ×																							

「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし
---------------------------------------	----

社会資本整備総合交付金とは、国土交通省が所管する補助金を一括化した総合的な交付金であり、地方公共団体にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年に創設された交付金である。

当補助金は、社会資本整備総合交付金の交付先に対して、県から交付される補助金である。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とした交付金である。

交付金の目的を達成するため、地方公共団体等は社会資本総合整備計画を作成し、国土交通省に提出する。国土交通省は計画を審議し、計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、当交付金を交付する。県は交付対象事業費の一部(監査対象として選定した市街地再開発事業費補助金は対象事業費の3分の1)を補助することとなっている。

社会資本総合整備計画に基づく交付対象事業には、基幹事業として、社会資本整備総合交付金事業と、防災安全交付金事業があり、それぞれ、道路事業、港湾事業、河川事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、下水道事業、その他総合的な治水事業、海岸事業、都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金事業のみ)、広域連携事業(社会資本整備総合交付金事業のみ)、都市公園・緑地等事業、市街地整備事業、都市水環境整備事業、地域住宅契約に基づく事業、住環境整備事業などがある。

また上記の基幹事業のほか、基幹事業と一体的に実施する関連社会整備事業、計画目標を実現するための効果促進事業、基幹事業に先行して行われる社会資本整備円滑化地籍整備事業がある。

社会資本総合整備計画は公表することが定められており、地方公共団体等のホームページ等で見る事ができる。また、社会資本総合整備計画には目標の設定が求められており、計画終了後、目標の実現状況等について評価を行い、その結果についても公表することが定められており、地方公共団体等のホームページ等で見る事ができる。

**② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)**

- 社会資本整備総合交付金交付要綱の閲覧、それぞれの開発事業計画の概要とスケジュールの閲覧、国土交通大臣からの社会資本整備総合交付金交付決定通知書の確認、再開発組合からの市街地再開発事業費補助金交付申請書及び市街地再開発事業完了実績報告書の閲覧、県の完了検査調書、完了検査の概要、補助金確定の通

知伺い、支出負担行為決議書と支出命令書の閲覧等を行った。

- JR 久留米駅前第二街区市街地再開発組合の再開発事業は事業継続中であるため、県のホームページで公表されている、社会資本総合整備計画を閲覧した。また小倉駅南口東地区市街地再開発組合の再開発事業は完了しているため、県のホームページで公表されている、社会資本総合整備計画の事業評価書を閲覧した。

再開発事業における成果指標であるが、JR 久留米駅前第二街区市街地再開発組合の再開発事業の社会資本総合整備計画に設定された目標は以下のとおりである。

定量的指標	定量的指標の現況値及び目標値	
	当初現況値	最終目標値
	H29 当初	H33 末
中心市街地居住人口比率:久留米市全体の人口に対する中心市街地居住人口の割合 (中心市街地居住人口比率) = (中心市街地区域居住人口) / (久留米市人口)	5.05%	5.37%
JR久留米駅乗降客数:JR久留米駅の乗降客数 (JR久留米駅乗降客数) = (JR久留米駅年間乗降客数) / 365 日	14,830 人/日	14,830 人/日

※JR久留米駅乗降客数は現況値と目標値が同額であるが、これはJR久留米駅乗降客数の維持を目的としているもので、記載誤りではない。

事業が完了している小倉駅南口東地区市街地再開発組合の再開発事業における、社会資本総合整備計画の事業評価書によれば、事業の目標値と実績値は以下のとおりであった。

定量的指標	定量的指標の現況値及び目標値		最終実績値
	当初現況値	最終目標値	
	H28 当初	H31 末	H31 末
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数	100 人/日	410 人/日	470 人/日
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数	3 人	340 人	250 人
都市計画道路博労町線の一日当たりの交通量	7,100 台/日	11,200 台/日	6,060 台/日



事業評価書によれば、目標値と実績値に差が出た要因は以下のとおりである。

定量的指標	最終目標値	最終実績値	目標値と実績値に差が出た要因
	H31 末	H31 末	
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数	410 人／日	470 人／日	本市の玄関口であるJR小倉駅前という好立地であるため、目標値以上の従業者数となった
小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数	340 人	250 人	連結住戸により住宅戸数が減少し、単身世帯の入居が多かったため居住者数は目標値に届かなかったが、分譲住宅は短期間で完売し、まちなか居住の推進には充分寄与している。
都市計画道路博労町線の日当たりの交通量	11,200 台／日	6,060 台／日	近隣地区の大規模施設の一部閉鎖や、都市計画道路博労町線が接続する現在施工中の砂津長浜線道路改良工事の影響により交通量が減少している。

#### 【意見31】社会資本総合整備計画の目標設定について

(監査の視点⑥)

社会資本総合整備計画には達成すべき定量的指標が設定されている。

小倉駅南口東地区市街地再開発事業では、①小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数、②小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数、③都市計画道路博労町線の日あたり交通量の三つが設定されている。

JR久留米駅前第二街区第一種市街地再開発事業では、①中心市街地居住人口比率(久留米市全体の人口に対する中心市街地居住人口の割合)、②JR久留米駅乗降客数の二つが設定されている。

目標設定は県と市が協議して行っており、どのような目標を設定するかは各地方公共団体の判断による。しかしながら、再開発エリアの従業者数や居住者数、最寄り駅の乗降者数は民間企業による再開発でも実現可能な指標である。

補助金が交付される再開発事業としては、より公益性を考慮した目標の設定が必要と思われる。

#### (改善提案)

市街地再開発事業の目的として、木造建造物が密集しており、防災性能が低い市街地を再開発することで、都市機能を更新し、都市防災を向上することを掲げているのであるから、社会資本総合整備計画の目標についても、都市防災などの公益性を考慮し

た目標の設定が必要である。

例えば、不燃建物率の増加、消防活動困難地域の減少、防災地域確保のためのオープンスペース増加率といった都市防災に焦点を当てた目標の設定についても検討されたい。

#### 【意見32】事業の目標未達成について

(監査の視点⑥)

社会資本総合整備計画には達成すべき定量的指標が設定されている。

小倉駅南口東地区市街地再開発事業では、①小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数、②小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数、③都市計画道路博労町線の日あたり交通量の三つが設定されている。

小倉駅南口東地区市街地再開発事業は平成31年度に事業が完成しており、事業評価が行われ、公表されている。

その結果、目標値を達成できたのは①小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける事業所従業者数のみであり、②小倉駅南口東地区市街地再開発事業エリアにおける居住者数は目標値の340人に対して実績値は250人、③都市計画道路博労町線の日あたり交通量は目標値の11,200台／日に対して実績値は6,060台／日といずれも大幅な未達成であった。

未達成の理由については、事業評価書に記載されているが、単身世帯の入居が多かったことや、接続道路が工事中であることが理由として述べられている。

単身世帯の増加や人口減少の減少傾向を十分に考慮していない再開発ではなかったか、より根本的な検証が必要であったと思われる。

#### (改善提案)

居住者の増加や交通量の増加などを予測する際には、複数のパターンを予測し、いずれかのパターンを採用することとなる。当時の資料はすでに保存期限が過ぎており、どのように目標値を設定したのかは不明であったが、予測の際には、合理的な理由がない限り、人口の減少予測に基づいた最も厳しいパターンを採用すべきである。

また事業評価の結果、未達成の状況があれば、次の整備計画に反省を生かし、過度な再開発とならないように留意されたい。



(49) 福岡県隣保館運営費等補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県隣保館運営費等補助金				
所管部課名	福祉労働部人権・同和对策局調整課				
補助金等の目的	隣保館の活動を促進し、地域住民の生活上の課題や様々な人権問題の解決に資する。				
補助対象事業の概要	隣保館の運営及び事業を行うための経費について補助を行う				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成9年度～	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	社会福祉法第2条第3項第11号 地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町村				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	■運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	市町村が運営する隣保館の運営費等				
補助率	(負担割合) 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4				
財源	(県補助金の財源)国 2/3 県 1/3				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27年度	54	437,709	54	427,129
	H28年度	54	429,605	54	396,347
	H29年度	54	420,185	54	379,868
	H30年度	54	410,560	54	382,633
R1年度	54	405,061	54	388,138	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 ・ 隣保館人権課題把握調査を実施し、地域の生活実態や隣保館が取り組むべき課題を把握(平成27年度) ・ 人権問題に関する県民意識調査を5年毎に実施し、人権啓発で取り組むべき課題を把握 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—				

当補助金は、市町村が設置する隣保館が、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うための運営費等に対する補助金である。

負担割合は国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1となっている。

厚生労働省の「隣保館の設置及び運営について」によれば、隣保館は市町村が設置し、運営することになっており、隣保館には館長と必要に応じて指導職員を置くものとされている。

館長及び指導職員は、社会福祉主事の資格を有する者もしくは社会福祉事業に2年以上従事した者、又は隣保館の運営に関し、これらと同等以上の能力を有する者であって、隣保館の運営に熱意があるものでなければならないとされている。

隣保館は基本事業と地域の実情に応じて特別事業を行うこととされている。基本事業と特別事業は以下のとおり。

(基本事業)

- ①社会調査及び研究事業・・・地域住民の生活の実態を調査し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業
- ②相談事業・・・地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う事業
- ③啓発・広報活動事業・・・地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根差した啓発・広報活動を行う事業
- ④地域交流事業・・・地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等地域住民の交流を図る事業
- ⑤周辺地域巡回事業・・・隣保館の利用が困難な周辺地域住民に対して、専門家による巡回相談、啓発講演会開催等を実施する事業
- ⑥地域福祉事業・・・地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業

(特別事業)

- ①隣保館デイサービス事業・・・障害者及び高齢者等が隣保館を利用して、創作・軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、その自立を助長し生きがいを高める事業
- ②地域交流促進事業・・・休日開館や各種講座等の開催により、地域住民相互の交流・促進を図る事業
- ③相談機能強化事業・・・長期的、継続的な支援を必要とする者に対して、総合的に相談援助を行う事業

基本事業及び特別事業はいずれも当補助金の補助対象事業とされている。

また、厚生労働省の「隣保館の設置及び運営について」では、隣保館の規模・構造・設備についても基準を定めている。

隣保館の規模は 132 ㎡以上とし、事業の実施条項を勘案し各種事業を行うために必要な

規模を確保すること、構造は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)等の関係法令の定めによることのほか、おおむね次に掲げる設備を設けることとされている。

- ①相談室
- ②会議室・研修室
- ③調理室
- ④教養娯楽室
- ⑤多目的利用室
- ⑥事務室
- ⑦そのほか事業の実施に必要な設備(図書室、展示コーナー等)

補助金交付決定時点における、当補助金の事業別補助金額は以下のとおり。

(単位:千円)

事業名	補助対象経費	補助金額
隣保館運営事業	755,330	367,575
隣保館デイサービス事業	27,427	9,970
地域交流促進事業	24,621	10,529
相談機能強化事業	10,253	4,976
広域臨保活動事業	58,055	9,800
計	875,686	402,850

隣保館運営費の9割以上を占めるのが相談事業費であり、隣保館に配置されている館長と職員の数によって、補助金の基準額が以下のように定められており、実際の経費と基準額を比較して低いほうの金額を補助することとなっている。

(単位:千円)

区分	基準単価(選任)	兼職数2	兼職数3
館長のみ	5,116	3,119	2,454
1~4名	8,934	6,937	6,272
5名	10,444	8,447	7,782
6名	11,954	9,957	9,292
7名	13,464	11,467	10,802
8名以上	14,974	12,977	12,312

## ② 監査の結果及び意見について

### (実施した手続)

- ・「地方改善事業費(隣保館運営費)の国庫補助について」、福岡県隣保館運営費等補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算書関連資料、事業説明資料等を閲覧した。
- ・ 補助金交付申請書とその添付資料である歳入歳出予算書抄本、隣保館の設置及び管理に関する条例及び規則(写)、市町村事務分掌規則のうち隣保事業に関する部分(写)、隣保館運営審議会等委員名簿を閲覧した。なお、補助金交付申請書として、隣保館運営費等補助金所要額調、隣保館運営費等支出予算額調、隣保館運営費等支出予算額内訳表、隣保館運営費等従事職員調、隣保館運営費等事業計画書調を閲覧した。
- ・ 補助金事業実績報告書と添付資料である歳入歳出決算書抄本、隣保館の設置及び管理に関する条例等(写)、市町村事務分掌規則のうち隣保館事業に関する部分(写)、隣保館運営審議会等委員名簿を閲覧した。なお、補助金事業実績報告書として、隣保館運営費等補助金精算書、隣保館運営費等支出済額調、隣保館運営費等支出済額内訳表、隣保館運営費等従事職員調、隣保館運営費等事業報告書を閲覧した。

### 【意見33】効果検証のための指標の設定について

#### (監査の視点⑥)

当補助金の効果検証として、県としては「隣保館人権課題把握調査を実施し、地域の生活実態や隣保館が取り組むべき課題を把握(平成 27 年度)」し、「人権問題に関する県民意識調査を5年毎に実施し、人権啓発で取り組むべき課題を把握」しているとのことであったが、具体的な指標は設定されていないため、具体的な数値の面で平成 27 年度以降の隣保館の活動状況を把握することはできなかった。

補助金の効果検証のための指標は、補助対象事業の概要を把握し、補助対象事業がその目的達成のために適切な事業であるかどうかを判断するためにも必要である。例えば、特定事業の実績が目標を達成していないのであれば、その特定事業を増やすための対策を講じたり、補助金の目的を達成するために特定事業の内容を変更したり、補助対象事業の改善のきっかけになる。また効果検証のための指標を隣保館と共有することで、各事業の充実を促すことにも繋がる。

隣保館は様々な活動を行っており、すでに申請書と実績報告書では、各事業の実施計画と実績は報告されているのであるから、それらの数値を参考として補助金の効果検証のための指標を設定することは困難ではない。

#### (改善提案)

隣保館は様々な活動を行っており、その活動は市町村によって異なるが、基本的には相談活動や生活改善指導、講演会、講習会はいずれの隣保館でも実施している。相談回数や講演会の参加者などの指標の設定が考えられる。

**【指摘事項 4】実績報告書の記載誤りについて**

(監査の視点④)

当補助金の実績報告書と添付資料を閲覧した結果、記載誤りが散見された。

まず、当補助金の相談事業等費は職員配置数に基づいた基準額が補助金として交付される(実支出額が基準額より少額であれば、実支出額)。職員配置数は隣保館運営費等事業従事職員状況調によって報告されるので、基準額に応じた職員配置が行われているかどうかは漏れなく確認する必要がある。しかしながら、筑紫野市(京町隣保館)は職員8名配置の基準額のところ、職員状況調では6名と報告されていた。記載誤りとして監査実施中に8名の職員状況調が差し替えられたが、修正があれば補助金の確定時期までに修正資料を入手し、可及的速やかに実績報告書として綴り込むべきである。

次に補助金が交付されているにも関わらず、活動がゼロとして報告されている事例があった。飯塚市(穂波人権啓発センター)では「周辺地域巡回事業費」に対して補助金が交付されていたが、周辺地域巡回事業の実施報告書には、出張開設相談5回の計画に対して実績はゼロと報告されていた。桂川町では、「相談事業の充実費」に対して補助金が交付されていたが、相談事業の充実についての実施報告書には、訪問相談 10 回の計画に対して実績はゼロと報告されていた。いずれも報告書の記載誤りとして監査実施中に実績が記載された資料が差し替えられたが、修正があれば補助金の確定時期までに修正資料を入手し、可及的速やかに実績報告書として綴り込むべきである。

また、大任町の実績報告書には隣保館運営費等事業報告書の提出がなく、包括外部監査の実施中に提示された。他の市町村についても、修正があったとして歳入歳出決算書(見込み)の差し替えが散見された。

**(是正の方向性)**

実績報告書の審査をより厳密に実施すべきである。チェック項目を記載したチェックリストを作成し、審査に活用するなど、審査の有効性について検討されたい。また当補助金の補助対象事業は多岐にわたり、その計算方法も複雑であり、添付する資料も大量となるため、記載ミスや提出漏れが発生するリスクが高い。

資料の簡略化を検討するとともに、申請や実績報告のデータベース化等によって、資料の記載ミスや提出漏れを防ぐような仕組みの構築を検討されたい。

( 5 0 ) 福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金			
所管部課名	福祉労働部福祉総務課			
補助金等の目的	退職手当共済制度により、施設経営の安定化や職員の定着、社会福祉事業の振興を図る。(全国一律、全都道府県で実施)			
補助対象事業の概要	退職手当の一部を、事業の実施主体である(独)福祉医療機構に補助する(国・県・事業主が各1/3)			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 37 年	事業終了年度	-	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・社会福祉施設職員等退職手当共済法 ・福岡県社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(法定の団体)			
交付先	独立行政法人 福祉医療機構			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	退職手当の支給に要する費用			
補助率	1/3(福祉医療機構への補助率)			
財源	県 1/3 国 1/3 その他 1/3			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	1 1,275,469	1	1,245,065
	H28 年度	1 1,432,260	1	1,420,926
	H29 年度	1 1,386,432	1	1,257,286
	H30 年度	1 1,357,841	1	1,284,864
	R1 年度	1 1,370,252	1	1,275,364
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし			

福祉サービスの向上や社会福祉事業の振興のためには、社会福祉施設等に勤務する職員の待遇改善を図り、専門的な知識と技術を有する優秀な人材を確保・定着することが必要である。

そのための施策の一つが退職手当制度の整備であるが、財政基盤が弱い社会福祉事業者にとっては退職手当制度の設置は大きな財政負担となる。そこで、職員の処遇改善のために全国規模の安定した退職手当制度として、社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和 36 年法律第 155 号)が制定され、同法に基づき独立行政法人福祉医療機構が社会福祉施設退職手当共済事業を行っている。当該事業の財源は国が 3 分の1、県が3分の1、事業主が3分の1を負担することとなっている。

この財源負担が当補助金であり、職員一人当たり負担金額×県内補助金算定対象被共済職員数の計算式で補助金額が決定される。職員一人当たり負担金額は厚生労働省より毎年度通知が行われ、社会福祉施設等に勤務する被共済職員数は独立行政法人福祉医療機構からの報告による。

令和元年度の補助金は、平成 31 年度単位数 42,690 円×平成 31 年 4 月 1 日社会福祉施設等職員数 29,875 人=1,275,363,750 円である。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 交付要綱、予算関連資料、職員一人当たり負担金額についての厚生労働省からの通知、補助金交付申請書類、請求書(概算交付申請)などの概算払い関連の書類、支出負担行為決議書と支出命令書、実績報告書等を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(51) 生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)

① 概要

補助金等名称	生活福祉資金貸付事業補助金(緊急小口資金等の特例貸付事業)			
所管部課名	福祉労働部保護・援護課			
補助金等の目的	緊急小口資金の特例貸付にかかる貸付原資を補助し、新型コロナウイルス感染症流行の影響によって生活に困窮した世帯の生計維持を図る			
補助対象事業の概要	本来は低所得者等に対して福岡県社会福祉協議会が低利子または無利子で貸付を行い、その経済的自立を図る事業。今般、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて一時的または継続的に収入減少し、生活に困窮した世帯にも対象が拡大されている。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	令和元年度	事業終了年度	令和2年度(予定)	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付けについて(平成21年7月28日厚生労働省社援発0728第9号)</li> <li>生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について(令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号)</li> <li>生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活困窮者就労準備支援事業費補助金交付要綱)</li> <li>福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例(平成2年10月26日福岡県条例第27号)</li> <li>福岡県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則(平成2年10月26日福岡県規則第41号)</li> </ul>			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(生活福祉資金貸付制度要綱による)			
交付先	福岡県社会福祉協議会			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	貸付原資			
補助率	10/10			
財源	県	0%	国	100% その他 0%
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27~30年度	—	—	—
R1年度	0	0	1	1,200,000
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 貸付決定件数			

	イ.成果指標の目標値と実績値		
	H27~30	R1	R2(参考、7月末時点)
実績値	—	532 (貸付決定件数)	64,841
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし		

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けて生活に困窮した世帯にも緊急で融資するため、増額により補助金交付額は1,200,000千円となった。令和2年3月23日に福岡県社会福祉協議会より交付申請が行われ、令和2年3月24日には交付決定が通知されている。厚生労働省からは同額の変更交付決定通知が令和2年3月26日に通知されている。

令和2年3月26日に支出命令書が決裁され、令和2年3月30日に支払いが行われている。実績報告書が令和2年4月30日に提出されている。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- 申請書及び実績報告書を閲覧した。

上記の結果、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

( 5 2 ) 福岡県生活保護費県費負担金

① 概要

補助金等名称	福岡県生活保護費県費負担金				
所管部課名	福岡県福祉労働部保護・援護課				
補助金等の目的	市が生活に困窮する者に対して最低限度の生活を保障するために、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う場合に、その一部を県が負担するもの(生活保護法第 73 条各号に定めるものに限る)				
補助対象事業の概要	生活保護法第 73 条第各号に定める県費負担金の交付				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	昭和 25 年度	事業終了年度	-		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	生活保護法第 73 条第 1 号～第 4 号				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	26 市				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	生活保護法第 73 条第各号に基づき市が支弁した保護費等				
補助率	4分の1				
財源	県 100%	国 %	その他 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	25	1,187,314	25	1,192,593
	H28 年度	25	1,124,496	25	1,201,523
	H29 年度	25	1,141,077	25	1,231,403
	H30 年度	26	1,153,352	26	1,221,129
	R1 年度	26	1,181,361	26	1,240,044
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 公的扶助制度に基づく負担金のため、効果検証や成果指標にはなじまない。 イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	公的扶助制度に基づく負担金のため、事務事業の見直しにはなじまない。				

当負担金は、生活保護法に定める、保護費、保護施設事務費及び委託事務費の支弁とは別に、居住地がないか、又は明らかでない被保護者や、宿所提供施設又は母子生活支援施設を利用している被保護者について、以下の規定に基づき、市町村が負担した保護費等の一部を負担するものである。

(都道府県の負担)
第 73 条 都道府県は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を負担しなければならない。
一 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した保持費、保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
二 宿所提供施設又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十八号に規定する母子生活支援施設(第四号において「母子生活支援施設」という。)にある被保護者(これらの施設を利用するに至る前からその施設の所在する市町村の区域内に居住地を有していた被保護者を除く。同号において同じ。)につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した保護費 保護施設事務費及び委託事務費の四分の一
三 居住地がないか、又は明らかでない被保護者につき市町村が支弁した就労自立給付金費(就労自立給付金の支給に要する費用をいう。以下同じ。)及び進学準備給付金費(進学準備給付金の支給に要する費用をいう。次号、第七十五条第一項第二号及び第七十八条第三項において同じ。)の四分の一
四 宿所提供施設又は母子生活支援施設にある被保護者につきこれらの施設の所在する市町村が支弁した就労自立給付金費及び進学準備給付金費の四分の一

(出典:生活保護法)

なお、上記には「市町村が支弁した」という文言があり、県の「生活保護法による生活保護費県費負担金交付要綱」にも「市町村」の文言があるが、町村在住者については、生活保護法第 19 条に基づき、県(保健福祉(環境)事務所)が保護の決定等を実施しているため、町村への負担金交付はない。よって交付先は政令指定都市及び中核都市以外の市(26 自治体)となる。

負担金は、その費用区分によって、生活扶助費、住宅扶助費、教育扶助費、介護扶助費、医療扶助費、出産扶助費、生業扶助費、葬祭扶助費、就労自立給付金、進学準備給付金に区分され、申請書と実績報告書が各市より提出されている。



**② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)**

- 生活保護費県費負担金所要額算出基礎、交付先自治体の一般会計歳入歳出予算書抄本を閲覧した。
- 各市からの概算払請求書、支出負担行為決議書と支出命令書を閲覧した。
- 生活保護費県費負担金事業実績報告書、月別・扶助別人員及び支出金額調、歳入歳出決算書抄本を閲覧した。
- 県費負担対象ケースに対する保護費支出状況、四半期に新規に対象または対象外となった者について、を閲覧した。

**【意見34】個人情報の取扱いについて  
(監査の視点②)**

生活保護法第 73 条の規定に基づく保護対象者について、県費負担の新規適用及び適用除外のケースが生じた場合には、その都度、県に報告することとされている。

四半期ごとに交付先より提出される「生活保護法による県費負担金対象ケースに対する保護費支出状況報告について」に添付されている「生活保護費県費負担金第○四半期に新規に対象又は対象外となったものについて」では、その期間に新規に対象者となった者、対象外となった者が報告されている。

そこで、「生活保護費県費負担金第○四半期に新規に対象又は対象外となったものについて」を閲覧したところ、市によって個人名が記載されているもの、記載されていないものがあった。また個人名が記載されているものについては、個人名を消して綴じられているものもあれば、個人名が消されずに綴じられているものもあった。

県は、個人情報の取り扱いをより厳格化し、すでに平成 31 年 3 月に報告様式を改正し、個人名の記載欄を削除しているが、改正後も個人名入りの旧様式の報告書を提出している市があり、その場合には県で個人名を消すようにしていたところ、個人名を消していないものが一部残っており、混在する状態となったものである。

**(改善提案)**

住所や電話番号は記載されていないが、個人情報の取り扱いの厳格化のためには、個人名が記載されないことが望ましい。

今後は、個人名を記載しない、改正後の様式で報告するように市に指導を徹底されたい。

**【意見35】交付要綱の記載について  
(監査の視点②)**

県費負担金事業実績報告書は年度終了後の4月末日までに、交付先の市から報告されることとなっている。県では、実績報告書に基づき、県費負担金の額の確定を行うが、県費負担金の確定にあたっては、各市の福祉事務所が、交付決定の内容に従って事業を実施したかどうかを確認するために提出された実績報告書を審査している。

しかし、県の「生活保護法による生活保護費県費負担金交付要綱」においては、審査についての文言がなかった。交付要綱第 10 条第1項(額の確定等)では「県費負担金の額の確定は、前条の実績報告書に基づき知事が行う。」と記載されているのみである。

福岡県補助金等交付規則第 14 条(補助金等の額の確定等)では「知事は、補助事業等が完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合と認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。」とされているので、当補助金の交付要綱においても、審査や現地調査について明確に記載することが望ましい。

**(改善提案)**

補助金等にとって審査は重要な手続であるため、他の補助金等の交付要綱と同様に、県費負担金の額の確定にあたり、実績報告書の内容を審査する旨を交付要綱に規定することが望ましい。

例えば、他の補助金等の交付要綱では、額の確定についての条文中、「報告を受けた場合には、その内容を審査し、適当であると認めるときは」金額の確定を行うことを規定している事例がある。他の補助金等の交付要綱を参考にしつつ、当負担金にとって適切な審査についての規定を定められたい。

(53) 地方消費税徴収取扱費負担金

① 概要

補助金等名称	地方消費税徴収取扱費負担金				
所管部課名	総務部税務課				
補助金等の目的	国(税務署・税関)が消費税と併せて賦課徴収した地方消費税について、地方税法に基づき徴収取扱率に応じて経費を負担するもの。				
補助対象事業の概要	—				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	—	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方税法第 72 条の 113				
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(上記法令に基づく)				
交付先	国税庁・門司税関				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(経費負担)				
補助対象経費	—				
補助率	—				
財源	県 100%	国	%	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27 年度	2	564,394	2	565,785
	H28 年度	2	563,818	2	534,198
	H29 年度	2	571,589	2	592,816
	H30 年度	2	622,774	2	646,450
	R1 年度	2	651,149	2	618,095
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 なし イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし				

我が国の消費税等は、国の消費税と地方消費税の総称である。消費税等の標準税率は 2019 年 10 月 1 日以降、国の消費税 7.8% + 地方消費税 2.2% = 10% であり、軽減税率は国の消費税 6.24% + 地方消費税 1.76% = 8% である。

地方消費税の賦課徴収については、国の消費税と地方消費税を併せて、国(税務署・税関)が行い、地方消費税相当額が県へと振り込まれる。県は、国が賦課徴収に関する事務を行うために要する経費を分担することとなっている(地方税法第 72 条の 113 及び同法付則 9 条の 14)。これが徴収取扱費負担金である。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 予算関連資料、支出負担行為決議書兼支出命令書、領収証書等を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

( 5 4 ) ゴルフ場利用税交付金

① 概要

補助金等名称	ゴルフ場利用税交付金			
所管部課名	総務部税務課			
補助金等の目的	ゴルフ場所在の市町村に対し、ゴルフ場に通じる道路の整備改良等の財政負担等の特殊な事情を考慮し、地方税法に基づき交付するもの。			
補助対象事業の概要	—			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	—	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方税法 103 条			
交付決定方式	□公募 □個別査定 ■その他(上記法令に基づく)			
交付先	ゴルフ場所在市町村			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(経費負担 )			
補助対象経費	—			
補助率	—			
財源	県 100%	国 %	その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	33 723,770	33	735,477
	H28 年度	33 724,919	33	705,600
	H29 年度	33 684,439	33	715,714
	H30 年度	33 720,674	33	702,920
R1 年度	33 691,672	33	715,200	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—			

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場利用に当たり、利用者に課される租税で、ゴルフ場の経営者から県に納付される税金であるが、地方税法 103 条により、そのうち 10 分の 7 は市町村に交付されることとなっている。

第百三条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、総務省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとする。

(出典:地方税法)

地方税法施行規則によれば、ゴルフ場利用税交付金の市町村への交付は8月、12 月、3 月に行われることとされており、8月は前年度3月から7月までの間に収入したゴルフ場利用税の額の 10 分の7を、12 月は8月から 11 月までの間に収入したゴルフ場利用税の額の 10 分の7を、3月は 12 月から2月までの間に収入したゴルフ場利用税の額の 10 分の7を、交付することとされている。県ではゴルフ場の経営者より納付された毎月のゴルフ場利用税の額を県税事務所から入手し、その 10 分の7を、ゴルフ場が所在する市町村へ交付している。

なお、地方税法施行規則では、2以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については、当該ゴルフ場の総面積に対する、当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によって按分することについても規定されている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ ゴルフ場別に毎月納付されたゴルフ場利用税額が各県税事務所よりFAX等で送られてくる。その納付額を管理集計し、ゴルフ場が所在する市町村への交付金額が算定されているか検討した。
- ・ 2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場については、市町村より所在するゴルフ場の面積調を入手し、面積で按分して交付金額が算定されているか検討した。
- ・ 各県税事務所から入手したゴルフ場利用税が市町村別交付額計算書に転記され、算定された交付金額が市町村に通知され、交付されているか検討した。
- ・ 支出負担行為決議書及び支出命令書を閲覧し、手続について検討した。

【意見36】 回答事務の効率化について  
(監査の視点②)

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場利用に当たり、利用者に課される租税で、ゴルフ場の経営者から県に納付される税金であるが、地方税法 103 条により、そのうち 10 分の 7 は市町村に県から交付されることとなっている。

ゴルフ場の敷地は広く、2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場もある。そのようなゴルフ場については、県がそれぞれの市町村から、所在するゴルフ場の面積調を入手し、面積で按分して交付金額を算定している。

そこで面積調の回答書を閲覧したところ、回答書に市町村長の印鑑が有るものと無いものがあつた。また回答方法についても文書を郵送して回答するもの、FAX 回答のものと同様であつた。

県としては、当該文書は市町村に対する照会文書であり、その回答方法については指定しておらず、回答は市町村の内部規定等に基づく方法により行われているとのことであつた。

しかしながら、照会文書の回答についても、市町村長の印鑑を押印し、文書で郵送する方法では、申請する市町村における行政事務の手間や時間がかかり、そのための費用も必要となる。

事務の効率化のため、照会文書の回答についてはメールでの回答で一本化することについて、県から働きかけることを検討されたい。

**(改善提案)**

照会文書の回答についてはメールでの回答で一本化することについて、県から働きかけることを検討されたい。

**【意見37】面積調の記載について**

(監査の視点②)

2以上の市町村にまたがって所在しているゴルフ場については、それぞれの市町村より所在するゴルフ場の面積調を入手し、面積で按分して交付金額が算定されている。ゴルフ場利用税は原則として毎月納付されるため、面積調においても毎月1日の面積を記載することが求められている。

例えば、令和2年2月7日を期限とする面積調では、12月から2月までの各月の面積を記載することとなり、各市町村は2月1日の面積を確認したうえで、2月1日以降に県に回答すべきところ、1月中に回答している市町村が散見された。面積は交付金の算定にかかわる基礎データであるため、実際に面積に変更がないか確認したうえで回答するように注意喚起することが望ましい。

また福津市については11月の面積調が漏れているので、回答に漏れないよう努められたい。

**(改善提案)**

面積調は照会文書ではあるが、交付金額の算定根拠となる数値が記載された文書なので、記載に漏れや誤謬がないか厳密なチェックに努められたい。

( 5 5 ) 国 有 資 産 等 所 在 市 町 村 交 付 金

① 概 要

補助金等名称	国有資産等所在市町村交付金			
所管部課名	総務部財産活用課			
補助金等の目的	県有固定資産のうち県自らが公用または公共の用に供せず、県以外の者が使用している県有資産について、法に基づき固定資産税相当額を各市町村へ交付する。			
補助対象事業の概要	県有固定資産のうち県自らが公用または公共の用に供せず、県以外の者が使用している県有資産について、法に基づき固定資産税相当額を各市町村へ交付する。			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	昭和 31 年度	事業終了年度	-	
根拠法令等の名称 (法律、条例、要綱等)	国有資産等所在市町村交付金法			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	該当する県有固定資産所在の市町村等			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 ■その他(固定資産税相当額の交付 )			
補助対象経費	県有固定資産のうち県自らが公用または公共の用に供せず、県以外の者が使用している県有資産の固定資産税相当額			
補助率	交付金台帳価格に特例率を乗じて算出した交付金算定標準額に、100 分の 1.4 を乗じる			
財源	県 100 % 国 % その他 %			
補助金等交付 予算・実績	予 算		実 績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	— 1,149,048	55	1,145,047
	H28 年度	— 1,168,552	54	1,164,551
	H29 年度	— 1,068,749	54	1,065,729
	H30 年度	— 1,088,044	54	1,084,146
	R1 年度	— 1,142,764	55	1,138,764
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	法に基づき実施する事務であり、事業の費用対効果の検証等が困難な事業である。引き続き、法に基づき確実に事業を実施する。			

国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年四月二十四日)に基づく交付金。県有固定資産のうち県自らが公用又は公共の用に供せず、県以外の者が使用している固定資産(土地、建物、償却資産)について、固定資産所在の市町村へ固定資産税相当額を交付するもの。国有資産等所在市町村交付金法では、交付金算定の基準日を、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年の 3 月 31 日と定めており、交付金の算定方法についても以下のよう定められている。

(交付金額の算定)  
 第三条 市町村交付金として交付すべき金額(以下「交付金額」という。)は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。  
 2 前項の交付金が算定標準額は、固定資産の価格とする。  
 (出典:国有資産等所在市町村交付金法)

交付先は、県有固定資産のうち県自らが公用又は公共の用に供せず、県以外の者が使用している固定資産の所在する市町村である。

② 監 査 の 結 果 及 び 意 見 に つ い て  
(実施した手続)

- ・ 固定資産通知書(固定資産異動通知書)及び固定資産名支所(固定資産異動明細書)を閲覧した。
- ・ 国有資産等所在市町村交付金法、予算資料、各市町村からの交付金交付請求書、支出負担行為決議書兼支出命令書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(56) 福岡県文化財保護事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県文化財保護事業補助金			
所管部課名	教育庁教育総務部文化財保護課			
補助金等の目的	国及び福岡県の指定にかかる文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資する。			
補助対象事業の概要	・文化財の保存、修理、整備事業、防災施設整備事業 ・文化財の調査、公開、伝承者養成事業 ・埋蔵文化財の発掘調査 等			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	—	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	・文化財保護法 ・福岡県文化財保護条例			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	市町村及び文化財所有者			
交付先との関係	□県出資団体 ■財政的援助団体 □左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	福岡県文化財保護事業補助金交付要綱第4条による			
補助率	国指定文化財の国庫補助金継ぎ足し補助 7.5%～15% 国指定文化財管理事業及び県指定文化財に係る事業 50%			
財源	国指定・県指定文化財補助 県100% 国0% その他0% 国指定文化財管理補助 県50% 国50% その他0%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27年度	120 276,702	122	277,730
	H28年度	112 265,870	130	277,279
	H29年度	141 307,353	152	309,649
H30年度	139 289,526	151	294,653	
R1年度	144 279,911	143	277,966	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 事業実績報告において、申請時に示されたとおり、文化財の適正な保護が実施できているか確認を行っている。  イ.成果指標の目標値と実績値 事業目標 ・国指定文化財の保存・整備及び活用を図る 成果指標 ・保護事業に対する助成件数			

	目標値・実績値 (件)						
	事業	目標	実績				
			H27	H28	H29	H30	R1
	建造物保存修理・防災	6	4	7	8	7	5
	史跡等公有化	13	11	8	9	9	10
	埋蔵文化財発掘調査等	35	35	32	29	28	28
	記念物保存修理	7	16	19	24	31	21
	天然記念物	1	1	1	1	2	2
	伝統芸能・無形・民俗文化財の伝承、活用等	5	3	4	5	5	4
	大宰府史跡公有化	5	4	5	4	4	5
	伝統的建造物群保存修理	6	4	3	3	3	3
	目標値については、福岡県文化財保護基本指針が策定された平成 21 年度を基準としている。						
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	事務事業の見直しは、実施していない。 国指定及び県指定の文化財所有者や管理者が、適正な文化財保護を継続していくために必要な補助であり、当該補助がなくなると所有者が多額の保存費用の負担が生じ、文化財の整備や管理が実施できず、滅失する恐れがあるため。						

当補助金は、国指定文化財保護事業助成費と大規模遺跡総合整備費に区分して予算編成されている。

主な文化財補助事業は以下のとおりである。

- ①建造物保存修理・・・国宝・重要文化財(建造物)の屋根葺き替え、半解体修理等
- ②史跡等買上・・・民有地である史跡等を開発等から守り保存するための土地の買上げ
- ③発掘調査等・・・開発等に対処するための遺跡等の発掘調査、分布調査等及び出土した遺物の保存修理等
- ④記念物保存修理・・・史跡等を保存・活用するための修理、環境整備等
- ⑤天然記念物・・・天然記念物保護増殖のための給餌、樹勢回復、施肥等
- ⑥無形文化財の伝承等・・・重要無形文化財等を保存、振興するための公開事業等
- ⑦美術工芸品調査保存修理・・・古文書調査、国宝・重要文化財(美術工芸品)の保存修理
- ⑧伝統的建造物群保存地区保存修理・・・重要伝統的建造物群保存地区の建造物等の修理、修景事業等

国指定文化財保護事業助成費は、文化財保護法に基づき指定・選定された文化財及び埋蔵文化財等に係る国庫補助事業を市町村等が実施する場合に、その経費の一部について県費補助を実施するもので、建造物保存修理・防災、史跡等公有化、発掘調査等の事業を行っている。大規模遺跡総合整備費は、大規模な遺跡の整備を目的としており、大宰府関



連史跡公有化事業や伝統的建造物群保存整備事業などが行われている。

それぞれの事業に国の負担割合、県の負担割合が定められており、国庫補助対象経費から国庫補助金の金額を除いた額を基準として県補助金額が決定される。

## ② 監査の結果及び意見について

### (実施した手続)

- ・ 補助金交付要綱を閲覧した。
- ・ 予算関連資料を閲覧した。
- ・ 交付先から提出された補助金の交付申請書及び添付資料の収支予算書、支出内訳明細書、仕様書、設計書、工程表、国庫補助金交付決定通知書の写し、役員名簿等を閲覧した。
- ・ 交付先から提出された補助金の実績報告書及び添付資料の補助事業経費収支決算書、支出内訳明細書、その他補助事業の成果を証する書類(契約書、実施仕様書、工程表、写真など)等を閲覧した。
- ・ 支出負担行為決議書と支出命令書を閲覧した。

### 【意見38】添付書類の原本証明について

(監査の視点②)

当補助金の申請書には収支予算書が、実績報告書には収支決算書が添付されており、「上記のとおり相違ありません」との市町村長名による証明の文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。

また、実績報告書には、事業実施のために委託する業者からの見積書、契約書、仕様書の写しが添付され、写しに「原本と相違ない事を証明する」文章が記載され、市町村長印が押印されているものが散見された。

実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式による。見積書、契約書、仕様書の写しの原本証明については、交付要綱に定めるものではなく、各市町村の判断で押印されている。

このような証明の文章と押印は、必ずしも添付資料の正確性や真実性を担保するものではないが、その証明と押印のための手続には時間と費用が掛かっており、効率的な行政を阻害する一因となっている。

### (改善提案)

実績報告書の収支決算書における市町村長名の証明は、福岡県文化財保護事業補助金交付要綱に規定された様式によるので、要綱を改正し、証明印を削除した様式とされることを検討されたい。また、市町村の条例や規則等に基づかない限り、添付資料に不要な証明の文章を記載し、市町村長印を押印することは避けるように、各市町村に注意喚起されたい。当然ながら、証明の文章がない事や押印がない事をもって、書類の再提出を県が要望することがないように注意されたい。

(57) 都市基盤河川改修事業補助金

① 概要

補助金等名称	都市基盤河川改修事業補助金				
所管部課名	県土整備部河川整備課				
補助金等の目的	北九州市、福岡市の市街内に存する、指定区間の一級河川及び二級河川の河川整備を推進する				
補助対象事業の概要	橋梁工、掘削工、護岸工等により洪水による被害の発生を防止し、河川流域住民の生命財産を守る				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成9年4月1日	事業終了年度	未定		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	河川法第 16 条の3第1項、河川法第 65 条の2 都市基盤河川改修事業補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	北九州市、福岡市				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	本工事費、付帯工事費、用地費及び補償費、工事設計費				
補助率	補助基本額の3分の1(国3分の1、県3分の1、政令市3分の1)				
財源	県 100% 国 % その他 %				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	2	959,000	2	923,769
	H28 年度	2	959,000	2	1,151,024
	H29 年度	2	959,000	2	1,217,157
	H30 年度	2	959,000	2	897,774
	R1 年度	2	896,000	2	1,053,496
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 北九州市、福岡市自ら補助を受ける事業の整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP 等により公表 イ.成果指標の目標値と実績値 河川の浸水被害の解消を目的としており、年ごとの目標値等は定めていない。				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	近年の豪雨による被害箇所を優先的に実施し、必要な社会資本整備を着実に進める。一方、平成 29～33(令和3)年度において、景気・雇用情勢及び公共事業全体の規模等を勘案しながら2%程度の抑制を行っていく。				

北九州市には笹尾川や黒川等の一級河川、紫川や板櫃川等の二級河川があり、福岡市には、周船寺川や金屑川等の二級河川が存在する。これらの河川は、近年頻発する豪雨や台風により、頻繁に洪水の危険にさらされている。

そのため、北九州市、福岡市の市街内に存する一級河川又は二級河川で、北九州市長、福岡市長が行う河道拡張、橋梁架け換え等、治水安全度を向上させるための改良工事で、国の補助事業として認められた事業に対しては県も補助を行っているものである。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 交付先である福岡市と北九州市からの補助金交付申請書、実績報告書、変更申請書、概算払請求書等を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして福岡市と北九州市への交付決定通知、支出負担行為決議書(当初、変更)、支払命令書、補助金交付要綱、完了検査、工事契約書等を閲覧し、必要に応じて、県に質問を実施した。

【指摘事項5】実績報告書の提出日について

(監査の視点④)

平成 29 年度都市基盤河川改修事業に係る補助事業の完了は平成31年3月中に完了しているものの、その実績報告の提出日が、福岡市では令和元年度6月 13 日、北九州市では令和元年度6月 25 日となっている。

補助金交付要綱によれば実績報告は、補助事業の完了した日から 30 日以内に提出するものとなっており、交付要綱に定める期限を超過して実績報告書の提出がされている。

期限を超過している理由として、県は、国の補助金交付要綱においてやむを得ない事情がある場合には、国への実績報告については完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月 30 日までの提出を認められていることから、県に提出する実績報告も国の交付要綱に準じて、6月の提出を容認しているとしているものの、県の補助金交付要綱には国の交付要綱に準じる旨の明確な記載がない。

(是正の方向性)

県が、現在の事務を継続するのであれば、県の補助金交付要綱にて、実績報告の提出期日について、国の交付要綱に準じる旨の記載を行うように見直しを図る必要がある。

( 5 8 ) 福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金			
所管部課名	県土整備部砂防課			
補助金等の目的	国庫補助事業対象外の小規模な急傾斜地の対策			
補助対象事業の概要	急傾斜地の崩壊による災害から5戸以上の家屋を保全する工事			
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)			
事業開始年度	S48	事業終了年度	—	
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 福岡県急傾斜地崩壊対策事業補助金交付要綱			
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )			
交付先	市町村			
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外			
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )			
補助対象経費	本工事費、測量および試験費、補償費			
補助率	経費の1/2以内			
財源	県 100%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27年度	13 180,669	13	180,669
	H28年度	19 267,716	19	267,716
	H29年度	15 184,185	15	184,185
	H30年度	15 179,320	15	179,320
R1年度	15 167,694	15	167,694	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	—			

県内には斜面崩壊によるがけ崩れの発生するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地)が数多く存在する。斜面崩壊により、被害が相当数の居住者等に被害が予想される急傾斜地については、崩壊発生時の被害が大きいため、県が急傾斜地崩壊危険区域として指定し、国が急傾斜地の崩壊を防止するための施設や工事に係る事業費の補助を行っているが、県内の全ての急傾斜地が対象となっているわけではない。

そのため、県は崩壊により著しい被害を受けるおそれのある人家が、5戸以上(当該人家に官公庁、学校、病院、旅館等が含まれる場合は、5戸未満を含む)である急傾斜地を小規模急傾斜地として定め、当該急傾斜地に係る、急傾斜地の崩壊を防止するための施設や工事に係る事業費の一部補助を行っているものである。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、概算払請求書を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして交付決定通知、支出負担行為決議書、支払命令書、補助金交付要綱等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

【指摘事項6】変更申請の承認時期について

(監査の視点②)

一部の市町村は、県への変更申請を行わないまま工事業者との変更契約を締結し、工事完了の後に、県に変更申請を行い、県はその変更申請の承認を行っている。

補助金交付要綱第5条(事業内容等の変更等)によれば、「急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書の記載事項について、別表-1に掲げる変更をしようとするときは、急傾斜地崩壊対策事業補助金変更申請書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。」と定められている。県は、申請内容に変更が生じた時点で市町村と口頭協議を行ったとしているが、市町村による変更申請は工事業者の工事完了後に行われており、補助申請の額及び内容等に変更が生じた後の変更申請となっている。

(是正の方向性)

補助金交付要綱第5条では「別表-1に掲げる変更をしようとするとき」と定めており、補助申請の額及び内容等に変更が生じる時点での変更申請が必要であったものと考えられる。

そのため、県は、今後、申請内容に変更が生じた自治体に対して、補助申請の額及び内容等に変更が生じた時点、少なくとも業者との変更契約の締結前に県への変更申請が必要である旨の指導を行うべきである。

【意見39】変更申請に係る規程の明確化について

(監査の視点②)

一部の市町村は、当初申請の実施期日後に期日の変更延長申請を行っている。本来は当初の期限内で延長に係る変更申請が行われることが望ましいが、補助金交付要綱には延

長に係る記載がなく、別途、変更申請に係る規程も存在しないため、県はその申請を承認している。

**(改善提案)**

県は、延長に係る変更申請の提出期限を当初の期限内とすることを明示するため、規程にて明確化することが望ましい。その際、【指摘事項6】に記載している、業者との変更契約の締結前の県への変更申請の必要性についても、規程にて明確化することが望ましい。

**【意見40】 交付申請の提出部署について**

(監査の視点②)

補助金の交付申請については急傾斜地崩壊対策事業補助金交付申請書(様式第1号)を知事に提出する必要があるが、その提出先となる部署が、県土整備事務所、もしくは、砂防課となっており、提出先が統一されていない。

**(改善提案)**

提出先を一本化することにより県の業務効率化が図れることが想定されるため、提出先の統一を検討することが望ましい。

( 5 9 ) 福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金				
所管部課名	県土整備部砂防課				
補助金等の目的	国庫補助事業対象外の小規模な急傾斜地の対策(激甚災害指定時のみ)				
補助対象事業の概要	激甚災害に伴い発生した崩壊地で人家 2 戸以上の保全に係る工事				
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)				
事業開始年度	平成 29 年度、平成 30 年度	事業終了年度	平成 29 年度→令和元年度、平成 30 年度→令和 2 年度		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	地方財政法第 16 条 福岡県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱				
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )				
交付先	市町村				
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外				
補助金等の分類	□運営費補助 ■事業費補助 □施設等整備補助 □利子補給 □その他( )				
補助対象経費	本工事費、測量及び試験費、補償費				
補助率	90%				
財源	国 50% 県 40%				
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
	H27 年度	—	—	—	
	H28 年度	—	—	—	
	H29 年度	0	0	19	1,208,554
	H30 年度	19	223,950	51	1,728,374
R1 年度	—	—	—	—	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 — イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況					

激甚災害制度は、地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定するものである。指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど、特別の財政援助・助成措置が講じられることとなる。

本補助金は、激甚災害として指定された平成 29 年度 7 月の九州北部豪雨にて、朝倉市及び東峰村の斜面崩壊が発生した計 8 か所について、再度の災害を防ぐため、朝倉市及び東峰村が緊急的に施行した崩壊防止工事の事業費に係る補助である。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 交付先からの補助金交付申請書、実績報告書、工事請負契約書、請求書等を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして交付決定通知、支出負担行為決議書、支払命令書、補助金交付要綱等を閲覧し、必要に応じて、質問を実施した。

【指摘事項 7】補助金交付要綱と事務手続の乖離について

(監査の視点②)

補助金交付要綱の一部の条文や様式について、交付要綱に定める資料と県の事務手続が乖離している状況にある。

県は現状に合わせた見直しを行っていない。補助金交付要綱第 4 条において「建設大臣の審査」との記載が残っており、国の最新の組織体制に係る文言の修正が行われていない。

補助金交付要綱第 3 条では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業計画書(様式 1 号)の提出を求めているが、現在の県の事務では、国への申請資料である災害関連地域防災がけ崩れ対策事業計画書(別紙 1)を様式 1 として取り扱っている。

(是正の方向性)

県は補助金交付要綱について、現状の事務手続に即した見直しを図る必要がある。

(60) 小石原川ダム建設に係る水特法第12条負担金

① 概要

補助金等名称	小石原川ダム建設に係る水特法第12条負担金			
所管部課名	県土整備部水資源対策課			
補助金等の目的	小石原川ダムの建設に伴い、生活環境、産業基盤等が著しく影響を受ける地域(朝倉市・東峰村)において、水特法に基づく水源地域整備計画事業をはじめとする水源地域振興事業を実施することにより、関係住民の生活の安定と地域の振興、活性化を図り、併せてダム建設の促進を図る。			
補助対象事業の概要	福岡県、朝倉市、東峰村が実施する水源地域振興事業に対して、下流受益者である福岡県、佐賀県、福岡県南広域水道企業団が水特法第12条に基づく負担金を支払うもの。			
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度(平成25年度～令和元年度(7年間))			
事業開始年度	平成24年度	事業終了年度	令和3年度	
根拠法令等の名称(法律、条令、要綱等)	水源地域対策特別措置法			
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 個別査定 <input checked="" type="checkbox"/> その他(小石原川ダムに係る水源地域整備計画事業の負担金に関する基本協定に基づく年度協定によるもの)			
交付先	朝倉市、東峰村			
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外			
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他(水源地域振興事業に係る負担金)			
補助対象経費				
補助率				
財源	整備計画事業:福岡県76.24%、佐賀県11.76%、県南水企12.00% 計画対象外事業:福岡県88.00%、県南水企12.00%			
補助金等交付 予算・実績	予算		実績	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27年度	2 494,088	2 494,088	494,088
	H28年度	2 494,088	2 494,088	494,088
	H29年度	2 494,088	2 494,088	494,088
	H30年度	2 494,088	2 494,088	494,088
R1年度	2 494,090	2 494,090	494,090	
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載特になし。 イ.成果指標の目標値と実績値 —			
「福岡県財政改革プラン2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	特になし。			

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 朝倉市、東峰村、佐賀県、福岡県南広域水道企業団と締結した「筑後川水系小石原川小石川ダムに係る水源地域振興事業の負担金に関する基本協定書」の閲覧、基本協定書に基づく、令和元年度協定書の閲覧、支出負担行為の決議書の閲覧をした。
- ・ 請求書と支払命令書の閲覧をした。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。



( 6 1 ) 福岡県水道広域化事業費補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県水道広域化事業費補助金				
所管部課名	県土整備部水資源対策課水道整備室				
補助金等の目的	水資源の有効利用及び水道施設の効率の利用並びに経営の効率化を図り、各水道事業者間の格差是正を行い、快適な生活環境基盤を実現すること				
補助対象事業の概要	市町村が行う水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道広域化施設を整備するための事業であり、国庫補助事業として採択された事業に要する経費について助成				
補助対象期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 複数年度( 年)				
事業開始年度	昭和 51 年度	事業終了年度	—		
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	福岡県水道広域化事業費補助金交付要綱				
交付決定方式	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 個別査定 <input type="checkbox"/> その他( )				
交付先	県内関係水道(用水供給)事業者				
交付先との関係	<input type="checkbox"/> 県出資団体 <input type="checkbox"/> 財政的援助団体 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外				
補助金等の分類	<input type="checkbox"/> 運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 施設等整備補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他( )				
補助対象経費	建設利息債の償還元金				
補助率	1/2及び1/3以内				
財源	県	100 %	国	% その他 %	
補助金等交付 予算・実績	予算		実績		
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
	H27 年度	5	230,616	5	230,616
	H28 年度	5	206,372	5	206,372
	H29 年度	4	162,248	4	162,248
	H30 年度	3	145,365	3	145,365
	R1 年度	3	131,358	3	131,358
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 なし イ.成果指標の目標値と実績値 —				
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	なし				

水道広域化事業とは、市町村(一部事務組合を含む)が行う水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道広域化施設を整備するための事業であり、当補助金は国庫補助事業として採択された事業に要する経費について助成するものである。

水道広域化施設整備に要した建設利息債の償還元金の2分の1以内を補助することとなっている。

② 監査の結果及び意見について  
(実施した手続)

- 当補助金は福岡地区水道企業団、北九州市上下水道局、京築地区水道企業団に対して交付されている。交付先からの交付申請書と実績報告書を閲覧し、支出負担行為決議書と支出命令書を閲覧した。

上記の結果、指摘すべき事項はなかった。

(62) 福岡県生活基盤施設耐震化等補助金

① 概要

補助金等名称	福岡県生活基盤施設耐震化等補助金					
所管部課名	県土整備部水資源対策課水道整備室					
補助金等の目的	水道施設の耐震化の取組並びに老朽化対策及び水道事業の広域化の取組を支援					
補助対象事業の概要	水道施設等耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業					
補助対象期間	■単年度 □複数年度( 年)					
事業開始年度	平成 28 年度	事業終了年度	—			
根拠法令等の名称 (法律、条令、要綱等)	生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱、生活基盤施設耐震化等交付金交付要領、福岡県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱					
交付決定方式	□公募 ■個別査定 □その他( )					
交付先	県内水道事業者					
交付先との関係	□県出資団体 □財政的援助団体 ■左記以外					
補助金等の分類	□運営費補助 □事業費補助 ■施設等整備補助 □利子補給 □その他( )					
補助対象経費	補助対象事業による。					
補助率	補助対象事業による(1/4~1/2 以内)。					
財源	県	%	国	100 %		
補助金等交付 予算・実績	予算		実績			
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)		
H27 年度	—	—	—	—		
H28 年度	43	4,948,683	40	3,064,739		
H29 年度	49	5,991,316	40	4,273,515		
H30 年度	37	4,899,656	37	4,582,500		
R1 年度	32	2,769,475	33	2,496,113		
効果検証の実施状況	ア.効果検証のための指標 ※指標がない場合には効果検証方法を記載 水道基幹管路の耐震化率 イ.成果指標の目標値と実績値					
		H27	H28	H29	H30	R1
実績値		35.2%	36.4%	39.0%	38.8%	—
目標値		47%(R4 時点)				
達成度		74.9%	77.4%	83.0%	82.6%	—
「福岡県財政改革プラン 2017」における「事務事業の見直し」への反映状況	財源が国費 100%であるため反映していない。					

水道は災害時においても安定した供給を確保することが求められる重要な社会インフラであり、地域住民の社会生活基盤として、災害時においても機能を維持する必要がある。地震等の発生時においても水道機能を維持するために、水道施設の耐震化を促進する必要がある。

そこで、国は水道施設の耐震化及び広域化等を推進するために生活基盤施設耐震化等交付金を創設した。県は、耐震化及び広域化等に関する事業計画に基づき、生活基盤施設耐震化等交付金を財源として、各自治体の水道事業者が実施する耐震化対策に要する経費の一部を補助することで、水道施設の耐震化・老朽化対策を進めている。

補助対象施設は上水道及び簡易水道事業に係る施設である。

また、生活基盤施設耐震化等交付金の補助事業には、水道施設等耐震化事業、水道事業運営基盤強化推進等事業、官民連携等基盤強化推進事業などがある。

② 監査の結果及び意見について

(実施した手続)

- ・ 補助金交付先(水道企業及び水道企業団)からの交付申請書、実績報告書、請求書を閲覧した。
- ・ 交付手続きとして、支出負担行為決議書、実績報告のチェック表、補助金の確定通知書、支出命令書を閲覧した。

【意見41】耐震化率の達成状況について

(監査の視点⑥)

当補助金の目標は、水道基幹管路の耐震化率であり、平成 30 年度における耐震化率は 38.8%となっている。平成 27 年度は 35.2%であり、4年間で 3.6%の上昇である。令和4年度までに47%の耐震化率を達成することが当補助金の目標として設定されているが、現在のペースであれば、達成は困難となる。

また、厚生労働省が公表した「水道事業における耐震化の状況(平成 30 年度)」によれば、「平成 30 年度末時点における水道施設の耐震化の状況は、基幹的な水道管のうち耐震性のある管路の割合が 40.3%」であり、県の耐震化率は全国平均よりも下回っている。

(改善提案)

県は、より一層の耐震化を進め、令和4年度までに耐震化率 47%を達成されたい。なお、国では、強靱な国づくりに関する取組として、国土強靱化基本計画及び国土強靱化アクションプラン 2019 を策定し、水道においては基幹管路の耐震適合率を令和4年度末までに 50%以上に引き上げる目標を掲げている。県の目標である 47%は最低限達成すべき目標であり、可能な限り、50%の達成に向けて努力することが望ましい。

**【意見42】 予算書の提出について**

(監査の視点③)

当補助金の申請書に添付される資料には、事業計画調書、事業費所要額調書、算定基準による算定額明細書、財源調書、工事工程表、歳入歳出予算書の写し、設計図面などがある。事業計画調書、事業費所要額調書、算定基準による算定額明細書、財源調書が提出され、申請に必要な事業は把握できるにも関わらず、歳入歳出予算書についても提出を求めているのは、補助金の対象となる事業が、予算措置されているかの確認のためである。

しかしながら、複数の水道事業者もしくは用水供給事業者が、その水道事業者もしくは用水供給事業者の予算書を提出していた。補助事業の事業は、全体の予算書に含まれているため、提出された予算書を閲覧しても、補助金の対象となる事業が、予算措置されているか確認できなかった。

また、当補助金の実績報告書に添付される資料には工事施工方法、事業費精算額調書、算定基準による算定額明細書、工事設計書、財源調書、歳入歳出決算(見込み)書、請負及び竣工検査調書、契約書などがある。歳入歳出決算(見込み)書の提出が求められているのは、報告された事業が実際に行われ、報告された事業費が決算書にも計上されていることを確認するためである。

しかしながら、複数の水道事業者もしくは用水供給事業者が、その水道事業者もしくは用水供給事業者の歳入歳出決算書を提出していた。補助事業の事業費は全体の決算書に含まれているため、提出された決算書を閲覧しても、実績報告書に記載されている補助事業が実施されたか、事業費が支出されたか確認することができなかった。

**(改善提案)**

水道事業者及び用水供給事業者から提出された予算書のみでは、補助金の対象となる事業が予算措置されているか確認できない場合、当該事業者に対し、対象事業に該当する部分の抜粋資料の提出を要望されたい。

歳入歳出決算(見込み)書は、事業の実績を確認し、補助金を確定するためには必要な資料である。しかし、水道事業者及び用水供給事業者の歳入歳出決算書では、補助対象事業の支出を確認することができない。抜粋資料を提出していない水道事業者及び用水供給事業者に対し、補助対象事業の支出が抜粋された資料を提出するように要望されたい。

以上

**監査公表第7号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和3年2月8日2監総第922号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年5月28日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

3 保総第265号  
令和3年4月28日

福岡県監査委員  
同 藤山泰三 殿  
同 世利洋介 殿  
同 森行裕一 殿  
長 森裕海 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

#### 記

#### 注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、過払いとなっていた。	過払いとなっていた時間外勤務手当については、当該職員に返納を求め、既に返納させた。 所属長は、課内の全職員に対して、時間外勤務を行った職員は当日のうちに勤務終了時間を確認して実績報告を行うこと、また直接監督者である各係長は勤務時間や業務の進捗状況を確実に確認することを指導した。 部としても、部内全所属長に対し、令和3年3月1日付公文書で、本注意事項の周知とともに、再発防止の徹底を指導した。

3 県土総第118号  
令和3年4月20日

福岡県監査委員

藤山泰三 殿  
世利洋 殿  
森行一 殿  
長裕海 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和3年2月8日2監総第922号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
県土整備部	収入印紙について、需用品等出納整理簿に記載しないまま払出しを行ったため現物と一致せず、適正な管理がなされていなかった。	<p>所属長は、所属職員に対し、収入印紙の管理について、以下の点を徹底するよう指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入印紙の払出しを行うのは、原則として出納員のみとするこ</li> </ul> <p>と。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用品等出納整理簿は、総務課に備え、適正に管理すること。</li> <li>・出納員が、需用品等出納整理簿と現物との突合を定期的に行うこと。</li> </ul> <p>部としても、部内出先機関の長に対し、令和3年2月2日付公文書で、本注意事項の周知とともに、適切な事務処理の徹底を図った。</p>



**監査公表第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関のうち東京事務所等2機関について実施したので、その結果を次のとおり公表する。

令和3年5月28日

福岡県監査委員	藤 山 泰 三
同	世 利 洋 介
同	森 行 一
同	長 裕 海

## 第1 監査の概要

## 1 準拠する基準

福岡県監査委員監査基準（令和2年監査公表第1号。以下「監査基準」という。）に準拠して、監査を実施した。

## 2 監査の種類

## (1) 財務監査（定期監査）

監査基準第2条第1項第1号に規定するものうち、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査

## (2) 行政監査

監査基準第2条第1項第2号に規定する監査

## 3 監査の対象

(1) 監査対象機関：総務部、企画・地域振興部及び商工部の出先機関2機関

(2) 監査対象期間：令和元年11月1日～令和2年8月31日

## 4 監査の着眼点

今回の監査は、財務に関する事務及びその他の事務が適正に執行されているか、併せて経済性、効率性及び有効性を考慮して執行されているかに意を用いて実施した。

## 5 監査の実施内容

(1) 監査実施期間：令和3年3月5日～令和3年3月25日

監査対象機関ごとの監査実施日は、次のとおりである。

監査対象機関名		監査実施日
企画・地域振興部	東京事務所	令和3年3月5日
商工部	大阪事務所	令和3年3月24日～令和3年3月25日

## (2) 主な調査項目

## ア 収入

財産収入、諸収入等の調定及び収入の状況、現金領収証の取扱い及び払込みの状況、保管現金（緊急用前渡資金等）の状況、債権の管理状況

## イ 支出

旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等の執行状況

## ウ 人件費

報酬の執行状況、通勤手当の認定及び支給状況

## エ 契約

契約締結及び履行確認の状況

## オ 公有財産

土地、建物等の管理状況

## カ 物品

取得、管理及び処分の状況

## 第2 監査の結果

第1のとおり監査した限りにおいて、適正に執行されていた。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

**福岡県選挙管理委員会告示第83号**

令和3年5月14日、福岡県議会議員補欠選挙（宮若市・鞍手郡選挙区）を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

令和3年5月17日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳